

平成23年第4回（12月）川根本町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 号（12月14日）

○開 会	5
○開 議	5
○議事日程の報告	5
○諸般の報告	5
○行政報告	5
○会議録署名議員の指名	8
○会期の決定	8
○議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
○議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決	17
○議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決	18
○議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決	20
○議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決	29
○議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決	30
○議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決	33
○発議第5号の上程、採決	35
○川根本町議会議員派遣の件	36
○散 会	36

第 2 号（12月21日）

○開 議	39
○日程の追加	39
○会議録署名議員の追加指名	39
○一般質問	40
太 田 侑 孝 君	40
原 田 全 修 君	52
山 本 信 之 君	72
中 野 暉 君	87
小 藪 侃一郎 君	93
市 川 昌 美 君	105

森 照 信 君	1 1 2
鈴 木 多津枝 君	1 1 6
○会議時間の延長	1 3 1
○一般質問	1 3 2
中 田 隆 幸 君	1 3 2
○農業委員会委員の推薦について	1 3 8
○閉 会	1 3 8

○応招・不応招議員

応招議員（12名）

1番	中	野	暉	君
2番	太	田	侑孝	君
3番	山	本	信之	君
4番	小	藪	侃一郎	君
5番	原	田	全修	君
6番	高	畑	雅一	君
7番	森		照信	君
8番	中	澤	智義	君
9番	市	川	昌美	君
10番	鈴	木	多津枝	君
11番	中	田	隆幸	君
12番	板	谷	信	君

不応招議員（なし）

平成23年第4回川根本町議会定例会会議録

議事日程(第1号)

平成23年12月14日(水)午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第37号 川根本町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第38号 川根本町消防団等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第39号 工事請負契約の締結について
- 日程第 6 議案第40号 平成23年度川根本町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第 7 議案第41号 平成23年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 8 議案第42号 平成23年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 9 議案第43号 平成23年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第10 発議第 5号 軽油取引税および石油石炭税の免税等に関する意見書の提出について
- 日程第11 川根本町議会議員派遣の件

出席議員（12名）

1番	中野暉君	2番	太田侑孝君
3番	山本信之君	4番	小藪侃一郎君
5番	原田全修君	6番	高畑雅一君
7番	森照信君	8番	中澤智義君
9番	市川昌美君	10番	鈴木多津枝君
11番	中田隆幸君	12番	板谷信君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤公敏君	副町長	小坂泰夫君
総務課長	柴田光章君	企画課長	羽倉範行君
税務課長	渡邊清君	福祉課長	西村一君
生活健康課長	栗原卓君	産業課長	澤本勝美君
建設課長	大石守廣君	商工観光課長	筒井佳仙君
教育総務課長	中澤莊也君	生涯学習課長	藤森敦君
会計管理者兼 出納室長	鈴木一男君		

事務局職員出席者

議会事務局長 大村敏正

開会 午前 9時00分

◎開 会

○議長（板谷 信君） ただいまから、平成23年第4回川根本町議会定例会を開会いたします。



◎開 議

○議長（板谷 信君） これより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（板谷 信君） なお、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

今期定例会に説明員として町長以下関係者が出席しておりますので、御了承ください。



◎諸般の報告

○議長（板谷 信君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

12月7日、町長から第4回定例会の招集告示をした旨、通知がありました。

今期定例会は、お手元に配付のとおり、議案7件が町長から、発議1件が議会から提出されております。

以上で、諸般の報告を終わります。



◎行政報告

○議長（板谷 信君） 今期定例会招集に当たり、町長より行政報告を兼ねましてごあいさつがあります。町長、佐藤公敏君。

○町長（佐藤公敏君） 皆さん、おはようございます。

本年も余すところわずかとなりました。本日は平成23年第4回定例会の開催をお願いいたしましたところ、御多用の折にもかかわらず、議員全員の御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

年末の風物詩ともなっております、日本漢字能力検定協会の、その年の世相を漢字1文字であらわす「今年の漢字」が「絆」に決定いたしました。「絆」という漢字は、これはラジオで聞いた話ですが、常用漢字には入っていないそうですので、日本人の意識の中からやや縁遠くなっていた漢字でもあったのかと思いますが、3月11日の東日本大地震によって多くの人命や家屋が津波に流され失われるという悲惨な状況が起こって、日本人の心によみがえってきたのが家族や仲間など人と人とのつながり、「絆」という言葉、文字だったのだろうと思います。

本年は、東日本を襲った大地震による津波と、それに伴う福島第一原子力発電所事故による被災、さらに7月には新潟、福島での豪雨災害、そして紀伊半島に記録的な豪雨をもたらした9月の台風と、大きな自然災害が発生いたしました。

川根本町においても、台風6号、12号、15号により、町内各所で道路決壊や土砂崩れ、倒木などの災害が発生いたしました。殊に台風12号では、林道富沢線が決壊したことにより、崎平区富沢地区が孤立状態となり、一部の皆様は避難地で、その他の皆様は自宅に残られ、ともに不便な生活を余儀なくされ、不安を抱えたまま年の瀬を過ごしております。地区の皆様の不安を一日も早く取り除くことができるよう復旧に取り組んでいるところであり、迂回路の新設にもできるだけ早く着手できるよう努めているところであります。

このような中で、すばらしい話題もありました。その1つは、カヌースプリント競技で活躍されていた大村朱澄選手が、念願かなって、ロンドンオリンピックの出場権を獲得したことです。大村選手は、幼いころから2人のお兄さんとともにカヌーに取り組み、中学生のころには既に日本を代表する選手として期待されておりましたが、着実に力をつけ、オリンピック出場を決めました。大村選手のオリンピック出場を後押ししようと後援会を立ち上げましたところ、大勢の町民の皆様の御参加をいただき、大変な御厚志を賜りました。町民の皆様の熱い声援が大きな励みとなって、オリンピック出場につながったと考えております。皆様の御協力に心からお礼を申し上げますとともに、ロンドンでの大村選手の御活躍と今後の成長を楽しみにしたいと思います。

また、第65回全国茶品評会では、普通煎茶10kgの部において、1等1席、2席、3席を独占し、1席の土屋鉄郎さん、2席の丹野浩之さんが農林水産大臣賞に、3席の高田智祥さんが生産局長賞に輝き、川根本町は産地賞をいただくことができました。さらに、関東ブロックの共進会においては、相藤直紀さんが農林水産大臣賞を受賞されるなど、お茶の川根本町を強くアピールすることができました。お茶の売り上げ不振に加えて原発事故による風評被害など、お茶を取り巻く環境は非常に厳しい状況にあります。このたびの出品者の皆様の頑張りや、川根茶の将来に大きな期待をつなぐものとなったと考えております。今後とも高品質な川根茶づくりに励んでいただくとともに、その輪をさらに広げていただくためのお力添えをお願いするものであります。

現在、平成24年度当初予算の編成作業が進められておりますが、新年度における基本的な

姿勢は、前年度同様、安全・安心のまちづくり、元気で活力に満ちたまちづくり、住民の皆様が夢を持って明るく前向きに取り組めるまちづくりを目指した予算編成としたいと考えております。

安全・安心のまちづくりは、東海地震の発生や豪雨による土砂崩壊や洪水など自然災害が心配される中で、町民の皆様の命と暮らし、そして財産を守るためのインフラ整備や防災対策、住宅のリフォームや耐震補強の促進による災害に強い住まいづくり、医師の確保など健康で明るく過ごしていただくための医療、介護、福祉施策の充実などを図ってまいります。殊に山間地域における医療体制の整備は重要な課題となってくるものと思われまます。

元気で活力に満ちたまちづくりでは、農林業と商工観光業などが相互に連携し合う中で、付加価値の高い産業構造を目指していく必要があると考えます。林業や茶業については、機械の導入による省力化、集約化、作業道など路網整備等による低コスト化や体質強化を図っていかなければなりません。森林や茶園の持つ多面的な機能に着目し、林家や農家の多角化による所得拡大を考えていく必要もあるのではないかと考えます。建材や茶葉を生産する場としての森林や茶園という本来の機能に加えて、トレイルラン、ハイキング、いやしの場などとしての空間の利活用と、林家や農家の暮らしを紹介し、体験していただくなど新たなツーリズムの展開を図ることによって、交流人口の増大、滞留人口の拡大を図っていくことも大切ではないかと考えます。

地産地消、農商工連携、6次産業化の具体化を目指すとともに、静岡市、島田市、吉田町、牧之原市など、大井川筋の広域連携、S Lフェスタですとか、風景街道、お茶街道などの推進ということをございますけれども、これらを図っていくことが重要だと考えます。

住民の皆様が夢を持って明るく前向きに取り組めるまちづくりについては、前述したまちの元気、暮らしの安全・安心ともかかわりが深い課題であります。産業、文化、教育、医療、福祉、地域や企業、職場での活動など、様々な分野で活躍されている皆様、そしてこれから新たな活躍の場をお求めの皆様など、このような思いを持った人たちのネットワークづくりとさらなる活躍の場づくりが大切だと考えております。地域社会に貢献したいという意欲と、様々な能力をお持ちの皆様が、様々な社会活動に参加できるための出番と居場所づくりに努めたいと思います。また、子供の笑顔が家庭の笑顔につながり、地域や職場の笑顔へと広がっていくわけでありますので、出会いの場づくりのための縁結び事業など、地域ぐるみで考えていく必要があるのではないかと思います。

町が進めてきた情報通信基盤整備事業については、アンケートの結果、必要ないという御意見が多く、見直しを図っていく必要があると考えております。川根本町にとって、情報通信環境を整備していくことの必要性については御理解をいただけるものと考えておりますので、この町にとって有効で町民の皆様の御理解がいただける整備を検討していく必要があると考えております。

この事業をめぐる、町民の皆様に御迷惑や御心配をおかけいたしましたことにつきまし

ては、心より深くおわびを申し上げます。

現在、町長と議会に対するリコール運動が展開され、3分の1を超える署名を集められたと聞いておりますが、全員協議会の場でも申し上げましたように、このような事態を招いた責任の一端は、当然、私にもあると考えております。町民の皆様方からの御批判につきましては真摯に受けとめさせていただきたいと考えております。今後の町行政につきまして皆様の御理解と御支援をお願いするものであります。

本日お諮りするのには、条例改正について2件、工事契約締結について1件、補正予算について4件の計7件であります。御審議のほどよろしくお願い申し上げまして、開会に当たっての行政報告にかえさせていただきます。

○議長（板谷 信君） 御苦労さまでした。

————— ◆ —————

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（板谷 信君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、7番、森照信君、8番、中澤智義君を指名します。

————— ◆ —————

◎日程第2 会期の決定

○議長（板谷 信君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月21日までの8日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月21日までの8日間に決定しました。

————— ◆ —————

◎日程第3 議案第37号 川根本町税条例の一部を改正する条例について

○議長（板谷 信君） 日程第3、議案第37号、川根本町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第37号、川根本町税条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が、平成23年6月30日に公布され、同日施行されたことに伴い、川根本町税条例の一部を改正するものであります。

今回の税政改革は、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税政の整備を図る観点から、地方税制の改正が公布、施行されました。

議案2ページ、新旧対照表1ページをごらんください。

第26条、町民税の納税管理人に係る不申告に関する過料について、正当な理由がなくて申告をしなかった場合においては、その者に対し3万円以下の過料を10万円以下の過料に改正を行うものです。

第34条の7、寄附金税額控除について関係する条文を整理する改正です。寄附金税額控除の適用下限額を改正前5,000円を改正後2,000円に引き下げる変更です。

第36条の3の改正は関係する条文を整理する改正です。

第36条の4、町民税に係る不申告に関する過料は、町民税の納税義務者が正当な理由がなく提出、申告をしなかった場合においては、その者に対し、改正前3万円以下の過料を改正後10万円以下の過料に改めるものです。

第53条の10、退職所得申告書の不提出に関する過料は、納税義務者が退職所得申告書を正当な理由がなく提出しなかった場合、改正前3万円以下の過料を改正後10万円以下の過料に改めるものです。

第61条、固定資産税の課税標準、第61条の第9項、第10項は、地方税法第349条の3において、離島路線に就航する一定の航空機に係る固定資産税の課税標準の特例措置が第7項に追加されたことにより、項ずれに伴い引用部分を改めるものです。

第65条、固定資産税の納税管理人に係る不申告に関する過料は、規定によって申告すべき納税管理人について正当な事由がなく申告をしなかった場合における改正前3万円以下の過料を改正後10万円以下の過料に改めるものです。

第75条、固定資産税に係る不申告に関する過料は、固定資産税の所有者が規定によって正当な事由がなくて申告しなかった場合においては、改正前3万円以下の過料を改正後10万円以下の過料に改めるものです。

第83条、軽自動車税の賦課期日及び納期です。

軽自動車税の納期限の改正は、平成23年度税政改正に係る改正ではありませんが、軽自動車税の賦課期日は4月1日です。

従来、3月中旬から4月1日までの異動分を納税通知書に反映させるための時間的な余裕がありません。今回、納期を改正変更することにより、課税に当たっての正確性を高め、町税である軽自動車税の納期限を改正前4月11日から同月30日までを5月15日から同月31日まで

でに改めるものです。県税の自動車税の納期と同じになることにより納付への意識も高まるものと思われます。

第88条、軽自動車税に係る不申告等に関する過料は、規定によって申告または報告しなかった場合、改正前3万円以下の過料を改正後10万円以下の過料に改めるものです。

第100条の2、町たばこ税に係る不申告に関する過料の規定の一部改正です。経済社会状況の変化に対応し、税政への信頼の一層の向上を図る観点等から租税に関する罰則の強化として、不申告者に対する過料を規定するものです。罰則なしから改正後10万円以下の過料に追加するものです。

第107条、鉱産税の納税管理人に係る不申告に関する過料は、規定によって正当な理由がなくて申告をしなかった場合において、3万円以下の過料を10万円以下の過料に改めるものです。

第133条、特別土地保有税の納税管理人に係る不申告に関する過料、納税管理人について正当な理由がなくて申告をしなかった場合、3万円以下の過料を10万円以下の過料に改めるものです。

第139条2、特別土地保有税に関する不申告に関する過料は、納税義務者に係る不申告に関する過料10万円を新たに規定するものです。この規定の追加による条ずれのため、現行の第139条の2、特別土地保有税の減免が第139条の3となります。

第151条、入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿記載の義務違反等に関する罪は、租税に関する罰則の強化として、地方税法の改正、第701条の6第1項に倣い、帳簿起債の義務違反等に対する罰則を、改正前3万円以下の罰金を改正後1年以下の懲役または50万円以下の罰金に改めるものです。

次に、附則の関係です。

寄附金税額控除における特例は、附則7条の4は、寄附金税額控除における特例控除額の特例に係る規定の一部改正です。

附則第8条は、第1項及び第2項、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例に係る規定の改正です。

免税対象飼育牛の売却頭数の年間1,500頭、改正前は2,000頭を超える場合には、その超える部分の所得について免税対象から除外する見直しを行うとともに、その適用期限を平成27年度まで延長する。町条例において、地方税法に規定している事項について法と同じ文言を用いて規定しているが、今回の改正において、法の条文を直接引用することにより条文の簡素化を図るものであります。

附則第10条の2第4項は、新築住宅に対する固定資産税の税額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告に係る規定の一部改正です。高齢者の居住の安定確保に関する法律、法律第26号の改正に伴い、サービスつき高齢者向け住宅の登録制度が創設され、引用している根拠条項が改正されたため引用部分を改めるものです。

附則第16条の3第3項第2号、上場株式等に係る配当所得に係るものですが、町民税の課

税の特例に係る規定の一部改正、附則第16条の4第3項第2号、土地の譲渡等に係る事業所得等に係る町民税の課税の特例に係る規定の一部改正、附則第17条第3項第2号、長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例に係る規定の一部改正、附則第18条第5項第2号、短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例に係る規定の一部改正、附則第19条第2項第2号及び第5項第2号、株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例に係る規定の一部改正、附則第20条の2第2項第2号、先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例に係る規定の一部改正、附則第20条の4第2項第2号、条約適用利子等及び条約適用配当に係る個人の町民税の課税の特例に係る規定の一部改正は、第34条の7及び附則第7条の4の改正において、条文の簡素化を図ることにより、これまで引用している文言がなくなるため、条文の整備を行う改正であります。

次に、附則第2条関係は、個人の町民税に関する経過措置、平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間の上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する軽減税率の特例の適用期限を2年延長するものです。

第3条関係は、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る所得計算の特例について、施行日を2年延長し、平成27年1月1日とするものです。

以上が、川根本町税条例の一部を改正する条例についての説明であります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） ただいまの提案理由の説明で、地方税法の改正によって、不申告の罰則が強化されたり、あるいは不労所得という大変ですけども、私たちはそう言っているんですけども、株式とか利子配当とか、そういうものの軽減措置が2年延期になるという、また、高齢者の住宅の安定確保について、サービスつき高齢者の住宅への国の支援など、そういう法律ができたものだから、それが入ったことで条ずれというんですか、条がずれましたよと、いろんな条ずれの変更などあったんですけども、この改正について、1つは罰則強化というのは何のためにするのか、これで滞納問題の解消を期待されているのかどうか、その点をお聞きいたします。

それから、この高齢者の新築住宅に対する固定資産税の減額の適用について、附則第10条の2の4項ですけども、高齢者のサービスつき高齢者向け住宅の登録制度が創設されたということで条ずれの改正をするわけですけども、このことについて、当町でそういう住宅、今まであった既存の3施設ですか、それがなくなって、廃止になって認定制度がなくなって、今度、新たにもう少し高齢者の住宅を厳しく登録制にして高齢者を守りましょうということで創設されたわけですけども、そういう、これから新たなサービスつき高齢者向け住宅というのは、これから希望者があれば、国の補助支援など、また税金の減免など受けられるん

でしょうけれども、今までの既存の3施設が、当町にあったのかどうか、改正前にこの適用を受けた住宅があったのかどうか、その点について、それから改正後については申請、この町で可能性があるかどうかなど、町としても、そういう住宅を確保していかなければならないと思うんですけれども、どのようにこの法を生かしていく考えかお聞きいたします。

それから2点目ですけれども、納税管理人を定めている納税義務者というのは、全協でもちょっと聞いたんですけれども、そういう方々、個人、法人別になっている、あるいは重複する件数もあると思うんですけれども、およそ当町にどれくらいおられるのか。それから昨年度に、この納税管理人を申告しない納税義務者に対して過料が3万円から10万円に引き上げるよという改正内容ですけれども、昨年度にこういう不申告の事例があったのかどうか伺います。

それから3点目ですけれども、34条の7の寄附金税額控除の条文の改正なんですけれども、ふるさと納税みたいに言われているわけですけれども、このような事例が当町にどれくらい、件数、金額があったのかお聞きいたします。

それから次に、資料の3ページ、何枚つづりかでいただいた、3枚つづりで全協でいただいた資料があるんですけれども、これの3ページの個人の町民税の(2)のところ、附則第2条第9号第16項で、上場株式等の配当所得及び譲渡所得など、いわゆる不労所得、先ほど言ったんですけれども、軽減税率の特例3%、県民税1.2%、町民税1.8%という、その特例の軽減の適用期限を2年延長すると書いてあって、先ほど町長も提案理由で述べられたわけですけれども、この対象者というんですか、当町において、どれくらいいらっしゃるのか、いらっしゃらないのか、確認できるのかどうかお伺いいたします。

それから最後ですけれども、資料の同じページの(3)で非課税口座内上場株式などの譲渡にかかわる所得計算の特例を2年延長して、真ん中辺ですけれども、平成27年1月1日とするというふうに書いてあるんですけれども、この非課税口座内上場株式などの譲渡にかかわるとい、この点について説明あるいは当町の対象者がいらっしゃるかどうか、そういう点について説明をお願いいたします。

それから最初に申しました罰則強化に対して再度聞きますけれども、滞納が解消されると思われるかどうか、もう一度確認をお願いいたします。

○議長(板谷 信君) 税務課長。

○税務課長(渡邊 清君) お答えをします。

罰則強化の理由ということですが、地方税法の改正によりまして、個人住民税等の脱税犯に係る懲役刑の上限の引き上げということになっております。これについて、あわせてですけれども、滞納が減るかということですが、減ることを願いたいと思います。

それと、高齢者住宅の関係ですが、ちょっと調べますので時間をください。

第26条関係で、納税管理人の申告をしなかった納税義務者に関する過料です。税目の区分はしておりませんが、法人が7、個人が922人です。昨年度の不申告者はありませんでした。

資料3ページ、個人の町民税に関する件ですが、附則2条関係ですが、この当町の対象者ですけれども、源泉徴収をされるものですので、町に申告があるものではありませんので対象者は不明です。

その次、非課税口座内上場株式関係ですけれども、これは所得計算の特例2年延長ですけれども、これは国民に広く株式等への投資を促進してもらうため、小口の投資家を対象に毎年100万円で3年間、総額300万円に達するまでは上場株式等への投資から生ずる配当や譲渡益を非課税とするものです。書類の流れが金融機関から税務署への届け出ですので町ではわかりません。したがって、対象人数等は把握できません。

以上です。

○議長（板谷 信君） 総務課長。

○総務課長（柴田光章君） ふるさと納税の関係の質問がありましたので、総務課の方からお答えさせていただきます。

本年度でございますけれども、8件、158万7,000円の寄附というんですか、ふるさと納税がございました。参考までに昨年度でございますけれども平成22年度が8件の46万5,000円でございます。その前21年度が7件の39万円ということになっております。

以上でございます。

○議長（板谷 信君） 高齢者住宅はどうしますか。後で答えますか。今、回答していませんよね。

○税務課長（渡邊 清君） ちょっとお時間をください。

○議長（板谷 信君） あとで。はい。再質問。

（何か言う者あり）

○議長（板谷 信君） この時間中にはあれでしょ、答弁中には。はい、税務課長。

○税務課長（渡邊 清君） すみません、では、お答えをします。

高齢者の住宅ですけれども、高齢者の住居の安定確保に関する法律の改正を受け、根拠条文が削除されたことに伴い引用部分を改めたものです。特定市街化区域農地であって、土地の上に新築された貸家住宅等に対する固定資産税の減額についての規定です。御承知のとおり、当町には特定市街化区域が存在しません。今回の改正は、この引用条項として、高齢者の居住の安定確保に関する法律、平成13年法律第26号が改正され、従来、引用していた第31条は削除されたため、新たに第7条第1項を引用条文に改めたものです。

以上です。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 高齢者の条文改正で条ずれを直したもので、当町には市街化特定区域ですか、そういうものもないということなんですけれども、国としては、やはり有料高齢者賃貸住宅とか、高齢者専門賃貸住宅とか、高齢者円滑入居賃貸住宅とか、こういう施設を今まで支援していて、今度は新たにもっときちんと、それで今までのでは、なかなか基準

があいまいだったものですから、高齢者との間でトラブルとか、守ることができないというようなこともあって、新たに今度、この高齢者の居住の安定確保に関する法律の中の一部改正で、サービスつき高齢者向け住宅の登録制度というのが創設されたというふうにインターネットで読みました。それで、そういう状況で、私は当町においてもこういうものが非常に必要だと思うんですね。民間からの申し出も、民間からの要望に対しても、国が新築の10分の1、改修の3分の1の補助をすとか、固定資産税を5年間は3分の2に軽減します、3分の2を軽減するよとか、そういう特例というんですか、あるわけですがけれども、町としても、国は市町村に対して交付金を交付できることとするというふうになっているとも書いてありますので、町としても、やはりこういうものはありませんではなくて、これから整備をしていかなければいけないと私は思うんです。せっかく法改正がされたわけですから、その点について町長、どのようにお考えでしょうか。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） 今回、この改正については、都市部等について市街化区域とか、そういう関係の農地のところに新築住宅を建てて、高齢者への住宅を確保するという、そういう施策の中にあつたわけですがけれども、その施策の中にあつての固定資産税の減免措置に対するものに対して、今回、法律改正をもって削除したというものでありますけれども、先ほど答弁がありましたように、当町においては特定市街化区域というものは存在しないということの中において、このような新築住宅に対する、賃貸住宅に対する軽減措置、固定資産税の軽減措置がなかったということでありまして、今、御質問の中で解釈の部分は、まさしくそのとおりであるわけなんですけれども。

もう一点は、これは都市部における賃貸住宅、高齢者に対する住宅が確保しにくいということの中において特定化された法律であるということ、まず御理解いただきたいと思えます。当町においては、若干この状況が違っておりまして、ただ、高齢者がいかに安定的な家庭というのですか、住居の確保ができるかというようなことでありまして、これについては、やはり高齢者に対する一般施策の中で、どういう例えば支援ができていくかというものは検討していかなければならないし、当然、空き家住宅とか、いろんなものの中でも検討はしていかなければならないと思えますけれども、今回の改正については、そのような状況にあるということ、御理解いただきたいと思えます。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 私がちょっと勘違いしていた部分があつて、今の副町長の説明で本当によくわかつたわけですがけれども、それでも副町長も言われたように、こういう高齢者の人たちだけの世帯を、例えばワークシェアみたいな仲間で住んでいる、そういうことで家賃を減らしたり、助け合えるところは助け合ったり、また介護ヘルパーさん、寮母さんみたいな人を置いて、生活が安心してできるようにしていこうというのが、やはり高齢者の居住の安定確保という目的にあると思うものですから、まさに、うちの町では、そういう状況が

必要になっているところもあって、徳山の住宅などは、もう、すぐ満杯になっているし、お年寄りの人たちが、喜んでいますが、1人で1軒住むのはもったいないねとか言っている声も聞こえますので、そういうことも、やはりこれからは住宅建築確保ですか、そういうものをぜひ努めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） ありがとうございます。

確かにグループホーム、以前はグループホームとありますけれども、いわゆるグループシェアですね、そういうような生活環境の整備というのは当然必要であると思えますし、これは福祉施策の今後の課題であるというふうに認識しております。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。9番、市川君。

○9番（市川昌美君） 通告はしてございませんけれども、条例のことですから、計算上の問題はないということで、151条の、その前に入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿記載義務違反等に関する罪ということで載っていますけれども、この特別徴収義務者という方はどういう方か、ちょっと教えていただきたいんですが。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） 入湯税の場合、これは地方税法によって、特別徴収によって徴収しなければならないという規定がございます。特別徴収の場合ですけれども、浴場の経営者または徴収を便宜する者を当該市町村の条例によって特別徴収義務者として指定し、これに徴収させなければならないという法律規定がございます、それが特別徴収義務者ということになります。

以上です。

○議長（板谷 信君） 9番、市川君。

○9番（市川昌美君） それでは、この第151条の、要するに記載の義務違反の罰則ですけれども、懲役が入って罰金も16倍ぐらいになっていますよね。ということは、例えばこの地方税条例というのは国のいわゆる改正によるものですが、すべて国の改正にのっかって、全部変えなくちゃならんという義務もあるものもないものもあるではないかと思えますけれども、例えば、その前に入湯税というのは、これは預かり金ですよ。お客様からの預かり金で、要するに大きいところで寸又峡あたりは、これは自己申告になっていますね。その辺のものと関連して、今までにそういう事例とか、こういう法律に抵触するような事例があったから、こういう改正を余儀なくされているということはございませんか。

○議長（板谷 信君） 税務課長。

○税務課長（渡邊 清君） お答えします。

入湯税の関係ですけれども、罰則の強化ということで、地方税法の改正によりまして町税条例も改正したものです。この強化ということで、検査忌避犯・虚偽帳簿書類等提示犯等に対する罰則の強化です。それとあと、当町の反則とかあるかということですが、ない

ということで承知をしております。事例はありません。

以上です。

○議長（板谷 信君） 9番、市川君。

○9番（市川昌美君） 余りはっきりわからないですけれども、要するに私が言っているのは自己申告の形態をとっているから、こういう義務違反が出てくると思うんです。普通だったら、領収書とか、いわゆる半券とか、そういうものの提出である程度の数を確認していれば、こんな問題要らないではないです、虚偽記載などというのは。ですから、その制度を変えていかないと、ただ税条例を変えても何ら滞納の解消にはならないではないかと私は思っているんですけれども、その辺含めまして、要望も含めまして、制度のいわゆる公正な形態に戻すというような形をとっていかないと、こういう滞納の解消というのにはならないと思いますけれども、その点、今後、どういう方向性を持っているのか、町民全体が、恐らくいろいろな例があると思いますけれども、正直に申告して、それで納税している人の方が大半ですから、その辺の形態を特別な形態にして、そこでその人たちにある程度幅を持たせるというのは、税条例の精神から考えると、ちょっと逸脱している感覚をちょっと僕ら感じるんですけれども、その辺は今後、どういう考えを持っていますか、町長お答え願います。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） 先ほど答弁させていただいた中にありますように、入湯税というのは地方税法、いわゆる上位法によって規定されているものでありまして、これによって特別徴収にしなければならないと、こういうふうにあるわけです。

今回、先般の全員協議会の際に、鈴木議員が言われていましたように、確かに今の問題の中、消費税も含めて申告の課税、特別徴収による課税というものについては、いろんな疑問点とか、そういうものがあるわけなんですけれども、ただ、そういう中でどうしても抜け落ちやすいというんですか、そういう部分が疑われるという部分もあるものですから、そういう意味では、こういう罰則を強化する中において、税に対する信頼をより高めていくということにあるということで御理解をいただきたいと思えます。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第37号、川根本町税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、議案第37号、川根本町税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第4 議案第38号 川根本町消防団等公務災害補償条例の一部
を改正する条例について

○議長(板谷 信君) 日程第4、議案第38号、川根本町消防団等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(佐藤公敏君) 議案第38号、川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、消防団員等公務災害補償条例の中に、障害者自立支援法を引用している部分がありますが、このほど障害者自立支援法の一部が改正されることに伴い、条例の一部を改正するものであります。

具体的には、平成23年10月1日から、障害者自立支援法第5条第4項に同行援護が追加されたことから、第5条第4項以降が1項ずつ繰り下げられたことであり、いま一つは、第5条第8項に規定される児童デイサービスが削除され、第5条第9項以降が1項ずつ繰り上げられることであります。

このため公務災害補償条例第9条の2第1項第2号の中で引用の障害者自立支援法第5条第12項で規定する障害者支援施設部分などが項ずれを起こすため、改正が必要となったものです。

なお、この障害者自立支援法の2つの改正は、施行日が異なることから、附則により適用期日をそれぞれ分けて規定することになります。

以上、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長(板谷 信君) 説明が終わりましたので質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第38号、川根本町消防団等公務災害補償条例の一部を改正する条例について採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、議案第38号、川根本町消防団等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩といたします。

休憩 午前 9時52分

再開 午前10時11分

○議長(板谷 信君) それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。



◎日程第5 議案第39号 工事請負契約の締結について

○議長(板谷 信君) 日程第5、議案第39号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(佐藤公敏君) 議案第39号、工事請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成23年度林道施設災害復旧事業、林道富沢線災害復旧工事の請負契約の議決を求めるものであります。

本工事につきましては、去る12月9日に8社をもって指名競争入札を実施いたしました。その結果、株式会社柳澤組が落札し、契約金額5,775万円で工事請負契約を締結しようとするものであります。

工期につきましては、議決の日の翌日から平成24年3月23日を予定しております。

以上、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長(板谷 信君) 説明が終わりましたので質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 先ほど全協で説明をいただきまして、落札率、予定価格に対して99.28%ということで非常に高いわけですが、緊急の場合でありますし、特に大きな問題も耳に入っていないので、入札についての問題というのは、これ以上、私たちも資料がありませんので、そのことをとやかく言うことはできないなと思いますけれども、本当は異常に高い落札率だという気がします。この工事請負契約の締結で一番問題というか、気になる、心配になることは、やはりこの工事が全協でも小叡議員から言われたように、お茶どきの道路確保、あるいは地元の方たちは、今すぐにでも河原の仮設道もつくってもらって、時間帯で通れるようにはなったけれども、でも確実ではない、水が出れば、すぐ通れなくなると2週間、半月と通行どめとなってしまうわけですし、やはりなるべく早く、もう現道のところに何とか通れる道をつくってもらえないかという声が私のところには来ていました。お茶どきの道路の確保、できればそれ以前にも確保ができるかどうか、その生活道路の確保についての見通しをお聞きします。

○議長（板谷 信君） 建設課長。

○建設課長（大石守廣君） 現在は大井川に仮設道路をつくって、時間帯ではございますけれども使用していただいておりますが、今、御指摘のとおり、大雨が出れば崩壊をして通行どめということも考えられますので、一日も早く林道富沢線の復旧工事に努めていきたいということで考えておりますが、これから一月、二月たつて、工事が進んでいくことになりまして、そういったところで、そういう御指摘のとおり車が通れるような、簡単なことで通れるような仮設道等ができるような状況であれば、そういうことで対応していきたいということで考えております。

今後、業者と本契約いたしまして、小まめに調整をとりながら、そういう要望もしていきながら工程を組んでいきたいということで考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第39号、工事請負契約の締結についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願ひます。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第39号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。



◎日程第6 議案第40号 平成23年度川根本町一般会計補正予算
(第6号)

○議長（板谷 信君） 日程第6、議案第40号、平成23年度川根本町一般会計補正予算、第6号を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第40号、平成23年度川根本町一般会計補正予算、第6号の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,406万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億4,143万7,000円としたいものであります。

第2表では、地方債の限度額について補正をしたいものです。

今回の補正予算は、台風15号災害による林道災害復旧事業、コミュニティ施設修繕事業、住宅リフォーム補助金等の追加や過疎対策事業等の起債事業の事業費変更に係る財源更正、繰越金の全額計上に伴うまちづくり基金等の財源更正と市町村職員共済組合負担金の財源率改定に伴う負担金の増加及び人事院勧告等に準じた職員人件費の補正が主なものです。

それでは、事項別明細書により歳出から説明をさせていただきます。

事項別明細の一般11ページからごらんください。

第1款議会費、第1項議会費は6万円の増額です。職員人件費の補正です。

第2款総務費、第1項総務管理費は49万9,000円の減額です。一般管理費については、特別職及び職員人件費と退職手当組合負担金の補正です。自治会振興費は、コミュニティ施設の修繕に係る工事費及び補助金の追加、諸費は、防犯灯整備事業費補助金の追加です。

第2項企画費は558万円の増額です。企画総務費については、職員人件費の補正です。情報政策費は、情報通信基盤整備事業についての住民アンケートに係る郵便料の追加、ダム水源地域振興費は、職員人件費の補正です。

第3項徴税費は56万9,000円の追加、第4項戸籍住民基本台帳費は33万2,000円の減額です。これは職員人件費の補正です。

第5項選挙費は14万9,000円の増額です。これは直接請求に係る選挙管理委員会委員報酬です。

第3款民生費、第1項社会福祉費は286万円の減額です。社会福祉総務費、老人福祉費は、職員人件費の補正と社会福祉基金の充当、過疎債を減額するものです。国民年金事務費は、

職員人件費の補正です。国民健康保険費は、職員人件費に係る特別会計繰出金の増額、後期高齢者医療費は、人間ドック費用助成委託料、県後期高齢者医療広域連合前年度精算負担金の増加と職員人件費の補正です。

第2項児童福祉費は18万円の増額です。児童福祉総務費、児童福祉施設費及び子育て支援対策費は、それぞれ職員人件費の補正です。

第3項災害救助費は66万円の増額です。これは要援護者支援マップ整備費用の追加です。

第4款衛生費、第1項保健衛生費は89万1,000円の減額です。保健衛生総務費、環境衛生費は、職員人件費の補正です。飲料水供給施設費は、洗沢飲供施設テレメーター修繕費用の追加をお願いするものです。

第2項清掃費は26万8,000円の減額です。これは職員人件費の補正です。

第6款農林水産業費、第1項農業費は63万3,000円の増額です。農業総務費、農林業センター運営費、農地費及び地籍調査事業費は、職員人件費の補正です。

第2項林業費は678万2,000円の増額です。林業総務費は、職員人件費の補正です。林業振興費は、みなとモデル二酸化炭素固定認証制度に係るPRイベント費用の追加、造林費は、台風による倒木、崩土除去に係る費用の追加、林道費は、職員人件費の補正と林道千頭嶺線分筆登記費用及び凍結防止剤購入費用等の追加をお願いするものです。

第7款商工費、第1項商工費は700万1,000円の減額です。商工総務費、音戯の郷運営費は、職員人件費の補正です。商工業振興費は、住宅リフォーム推進事業補助金の追加です。観光費は、職員人件費の補正、青部地区トイレ整備事業の中止に係る委託料、工事費の減額、過疎債の充当の減額です。

第8款土木費、第1項土木管理費は274万7,000円の減額です。職員人件費の補正です。

第2項道路橋りょう費は1,469万9,000円の増額です。道路維持費は、バリケード等の購入費と重機借上料の追加、道路新設改良費は、富沢地区への迂回路の新設として集落道富沢線の測量設計委託料、県道整備事業負担金、町道高郷中央支線の土地購入費等の追加と職員人件費の補正です。

第3項河川費は200万円の増額です。これは土砂等の除去に係る重機借上料です。

第9款消防費、第1項消防費は580万7,000円の減額です。常備消防費は、高規格救急車購入に係る過疎債の充当変更です。非常備消防費は、本年度、台風等により非常災害出動費が不足したため、今後に備えた追加と東日本大震災により消防団員等公務災害補償等共済掛金が不足したため追加負担するものであります。共済掛金追加負担分については全額特別交付税で措置されています。消防施設費は、国道362号藤川地区の歩道拡幅に伴う詰所移転工事が、国の事業見送りのため本年度中止となったため工事費を減額し、過疎債及び移転補償費も減額するものです。災害対策費は、移動系、同報系の防災無線の修繕費、県と共同で進めている防災行政無線デジタル化に伴う白羽山中継局無線設備移転工事費、自主防災会防災資機材購入補助金の追加をお願いするものです。

第10款教育費、第1項教育総務費は484万円の減額です。事務局費は、職員人件費の補正です。教育諸費は、教職員住宅の修繕費の追加をお願いするものです。

第2項小学校費は73万5,000円の減額です。これは職員人件費の補正とまちづくり基金の充当の減額です。第3項中学校は464万5,000円の増額です。学校管理費は、職員人件費の補正とまちづくり基金の充当の減額、教育振興費は24年度の教科書採択に伴う教師用指導書等の購入費の追加です。

第4項社会教育費は18万7,000円の増額です。職員人件費の補正です。

第5項保健体育費は59万7,000円の増額です。職員人件費の補正です。

第11款災害復旧費、第1項農林水産施設災害復旧費は4,330万円の増額です。これは台風15号による林道河内川線、寸又線の2路線の工事費です。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細の一般7ページをごらんください。

第11款分担金及び負担金、第2項負担金は53万3,000円の増額です。これは徳山コミュニティ防災センター修繕に係る負担金です。

第14款県支出金、第2項県補助金は2,197万3,000円の増額です。民生費県補助金は、要援護者支援マップ整備事業に係る地域支え合い体制づくり事業費補助金、消防費県補助金は、自主防災会資機材購入に係る大規模地震対策等総合支援事業費補助金、災害復旧費県補助金は、林道河内川線に係る補助金の追加です。

第17款繰入金、第2項基金繰入金は6,518万3,000円の減額です。今回の補正による一般財源の調整として、財政調整基金を18万3,000円、まちづくり基金繰入金を2,500万円減額、社会福祉基金繰入金を4,000万円減額するものです。

第18款繰越金、第1項繰越金は1億1,936万9,000円の増額です。これは前年度繰越金で今回の補正で全額計上となります。

第19款諸収入、第5項雑入は913万1,000円の減額です。これは後期高齢者医療人間ドック費用交付金の追加と、本年度、藤川地区の消防団詰所建設中止に伴う補償金の減額です。

第20款町債、第1項町債は1,350万円の減額です。これは過疎対策事業債、公共事業等債、災害復旧債の充当変更及び追加です。民生債は、外出支援車購入、農林水産業債の過疎対策事業債は、林道智者山線・藤川線開設負担金、公共事業等債は、林道寸又線・塩野線、商工債は、青部地区トイレ整備事業、消防債は、高規格救急車購入及び藤川地区消防団詰所に係る充当変更と林道河内川線災害復旧債の追加をお願いするものです。

第2表、地方債補正につきましては、一般4ページをごらんください。

限度額を過疎対策事業は2,320万円の減額の8,210万円、公共事業等事業は70万円増額の1,580万円、災害復旧事業は900万円増額の4,630万円に補正するものです。

以上、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

歳出の方の13ページからいきます。

2款2項5目の情報政策費の通信運搬費89万円の計上ですけれども、これはもう執行したものに對する予算なんですけれども、こういう執行済み予算が許される根拠は何かお聞きします。

それから2点目は、16ページの3-1-9の後期高齢者医療費の19節、県後期高齢者医療広域連合前年度精算負担金147万9,000円について、22年度の1人当たりの医療費が昨日聞きましたら62万2,259円で、21年度より3万8,428円増えているということで、それでも県下で一番低いということですが、県の平均が21、22年、どれくらいなのかお聞きいたします。

それから3点目ですけれども、19ページの4-1-8の飲料水供給施設費のところですが、修繕費の216万2,000円について、洗沢飲供施設への落雷で、修繕料は保険の対象になるという説明だったんですけれども、いつ、どのように補償されるのか伺います。

4点目は、23ページの7-1-3の観光費で、青部のトイレの建設が中止ということなんですけれども、大鉄から敷地内につくるのは線路外にできる道路、バイパスのドライバーの人たちが線路を渡ってくると危ないということで断られたという説明だったんですけれども、一番使いたいのは青部の高齢者の方々が電車に乗って帰ってきたとき、降りたときに、1時間以上も乗ってきたということで、本当に駅のそばにトイレが欲しいよと、以前あったんだけど、なくなってしまって欲しいよという声から始まったものですが、こういうふうに、それともう一つは、つり橋のところに観光客が歩いてみえるということで、かなり大勢の方々がみえるということなんですけれども、そういう方のためにトイレが欲しいという要望があったんですけれども、大鉄さんが、一応当初予算の時点では了解してくれて予算を組んだわけですね。後になってだめということと言われるというのは非常に納得できないんですけれども、今後、どのようにこのトイレ設置をしていく考えか、見通しを伺います。

それから25ページの8-2-2ですけれども、13節の委託料で富沢線の迂回路新設ということで、平戸線を新設するというので測量設計委託料が989万円出ているんですけれども、先ほども林道富沢線崩落の工事請負契約が可決したわけですが、要望も出しましたけれども、本当に3カ月以上がたって孤立している状況で、やっと大井川にできた仮設道路も、できたと思ったら流されて、半月近くもまた通行どめになって一度も通れない状況で、許可が出ない状況で、もう通れなくなっていたということで、本当に住民の方々の不安というのは、もう私たちが想像できない大きなものがあると思うんです。私は、少しぐらい現道の復旧工事が遅れるとしても、私はまず最初に、その生活道路を確保するというのが一番大事ではないかと思うんです。これまでもう3カ月放ってきた生活道路は、山の上を本当に歩く

危険な道しかなかったということで、大きなもの、食料など買って歩くこと、あるいは高齢者の方が病気なんかで外に出ること、こういうことさえも本当に健康の保障、生活の保障もない状態にあったわけですからけれども、そういう中で、この林道の富沢線のための迂回路を新設するというわけですからけれども、この工事がどれくらいの期間を見ているのか、どれくらいの規模の工事なのか、延長、幅、もう一本、迂回路が欲しいというのは、もう前からの要望だと思いますので、これはこれで進めていただきたいんですけれども、現在の孤立の解消のスケジュール、きちんと地元の人に示せるスケジュールを欲しいと思うんですけれども、この2点についてお聞きいたします。

○議長（板谷 信君） 答弁をお願いします。企画課長。

○企画課長（羽倉範行君） 13ページの第2項5目情報政策費の通信運搬費89万円は、執行済みの予算であります。許される根拠は何かという御質問でございます。

このアンケートの実施につきましては、11月10日の全員協議会の席におきまして、通信費に不足を生じるため補正をお願いするという旨を、アンケートの実施とあわせて御了承をいただき実施をさせていただきました。支払いにつきましては、まだ未執行ということでございます。よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（板谷 信君） 生活健康課長。

○生活健康課長（栗原 卓君） 16ページの後期高齢者医療ですけれども、1人当たりの医療費、県の平均ですけれども、21年度が74万8,322円です。22年度ですが76万7,965円です。

以上です。

○議長（板谷 信君） 建設課長。

○建設課長（大石守廣君） それでは、建設課関係の御質問につきまして2件ございますが、続けて御説明させていただきます。

まず19ページ、4款1項8目の飲料水供給施設の関係でございますけれども、修繕料は保険の対象という説明だったが、いつ、どのように補償されるのかという御質問ですが、保険の関係ですけれども、財団法人全国自治協会の建物災害共済というものに加入をしております。まず被害があった場合、一番最初に罹災速報というものを全国自治協会に提出をいたします。そして修繕完了後に、請求書の写しとともに関係書類を提出し、そこで審査をしていただきまして、その後、金額が振り込まれるということになります。今までの実績からいきますと、落雷の被害につきましては保険金10分の10ということでございます。

それから25ページ、8款2項2目の関係で、富沢地区の関係になりますが、富沢地区の現状ということでございますが、現在、大井川に仮設の道路の設置をいたしまして、12月10日から通行可能ということになっております。

それから、被災箇所の復旧に今後努めていくことになっておりますけれども、本日、請負契約の締結の御承認もいただきましたので、本契約をさせていただきますが、早期の完成に努めて

いきたいと思っております。

また、これから工事も進捗してまいりますので、そのときの状況を見ながら、現道に仮設、どういった形でできるか、今ここではちょっと申し上げることはできませんが、できるだけ通行可能なような仮設の道路設置ができないかということを検討しながら、復旧工事を進めていきたいということで考えております。

それから、新設を計画している迂回路の延長、幅、工事期間という御質問でございますけれども、現在は机上での計画ということでございますけれども、延長は約1,600m、道の幅、幅員は3mということで考えております。本日補正予算が承認をされましたので、早急に委託業務へ発注いたしまして、来年秋ごろまでには現地測量と実施測量、ともに終了いたしまして、地権者の皆さんにも説明をさせていただきまして、御協力をお願いをしたいということで考えております。

それから、工事の実施でございますけれども、来年は測量設計ということになると思いますので、平成25年度以降からの工事着手ということになるということで考えておりますけれども、延長が1,600mということで大変長いこともありますので、最低3年から5年は必要かと思っておりますが、舗装とか安全施設、こういったものの設置は後回しになるといたしましても、開設の方は、とにかく一日も早く終了するような、そういったスケジュールで進めていきたいなということで考えております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 商工観光課長。

○商工観光課長（筒井佳仙君） 23ページの観光費、青部トイレの工事が中止になった件ですが、1つ目としまして、地元の利用者をつり橋を利用した観光客がどうするのかということと、あとほかに理由があるか、もう一つ、今後の見通しという件ですが、まず最初に青部トイレ工事につきましては、地主である大井川鉄道には、計画段階では用地について同意をいただいております。しかし、その後、会社方針が変更になったため中止ということになりました。理由として伺っておりますのは、青部バイパスが完成後、バイパスから踏切に自動車が入ってくる場合、山側の道路が狭く、かつ鋭角になっております。また、遮断機も設置されておりませんので、観光客の自動車と列車の接触事故の危険性があるというのが一番の理由でした。

ほかの理由としては、崎平駅の場合は、地区の乗降客に加え、田代地区や上岸地区の人も利用しており、青部駅は崎平駅に比べ利用客が少ないことというのも理由として伺っております。

さらに、今後の見通しですが、3月まで発電所と変電所間のつり橋が工事のため通行どめとなるということで、観光客の方が通行できない状況になっておりますので、来年度、仮設トイレを設置して対応していきたいと考えております。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 再質問を行います。

2点目の後期高齢者医療費の件ですけれども、県の平均が1人当たり約2万円弱ですけれども増えているわけですよ。それで、町の方では1人当たりが3万8,428円と、県の増え方に比べて非常に大きいわけですけれども、こういう大きな増加の原因をどのように考えるんでしょうか。

また保険料など、県の方も増えているということで、保険料の値上げが大変心配されるわけですけれども、高齢者の方々も、これ以上の負担は本当に限界だよという声をいろいろなところで聞くわけですけれども、どのように対応しようとしているのかお聞きいたします。

それから、青部のトイレの設置の延期についてですけれども、危ないということが一番大きな理由で、大鉄さんから待たがかかったということですが、利用者が少ないというのは根本的な理由にはならないと思うんですね。必要な人たちはいらっしゃるわけですから。危ないということで、大鉄の構内につくるのを認めてくれないとなると、結局、今度は降りた人たち、大鉄を降りた人たちが線路を渡って、道路の方につくると使わなければならないということで、遮断機がないということが、遮断機がなくて、あそこは車も踏切が渡れるようになっているというのが一番大きいのではないかなと思うんですが、また場所がどのように決まるか、地元の人たちも場所については説明がまだないみたいですので、仮設トイレをつくってくれるということを首を長くして待っているという状況ですので、ぜひ、地元の人たちとの話し合いも進めながら、危ないということについては、もう少し対応を行政、大鉄さんにも要望していくべきではないかと思うんですが、この点についてお聞きしたいと思います。

それから3点目は、富沢線の迂回路、新設平戸線のことですけれども、これは情報を地元の人たちに、とにかく細かいことでもいいから、逐一こういうふうに町は計画している、こういうふうにしたいということ、やはり情報を提供するということが一番大きくて、それから現道への仮設道路も通行可能なようなら、できないか検討されるということで、本当に少しほっとするわけですけれども、まだ実現の見通しは全くないということで、地元の人たちもいろいろ、もう3カ月間閉じ込められている間に、こうすればいいんじゃないか、あすればいいんじゃないかと、本当に専門の知識を持っている人もいらっしゃるし、その方法について、もう眠れないくらい考えておられるので、やはり地元の人たちの意見も聞きながら、生活道路の確保、仮設道路の確保というのは、ぜひ一日も早く、このことで工事が少々遅れても、仮設道、生活のための道路を車が通れるように確保するということが私は先だと思います。一日も早くやるべきだと思いますので、もちろん復旧工事も頑張ってもらいたいんですが、地元の人たちへの説明と相談、話し合いというのも、ぜひやっていただきたいと思うんですが、その点について、お考えを述べてください。

○議長（板谷 信君） 生活健康課長。

○生活健康課長（栗原 卓君） 後期高齢者医療の増加の原因なんですが、外来での受診率は

減っているんですが、入院の受診率が上がっております。それで、1人当たりの診療日数でも、外来は減少していますが、入院が増えているという状況です。

それで、1人当たりの診療費も入院で大幅な増となっている。このことから病気の重症化により入院の日数が増えたことが主な原因だと考えております。そして、それを解消するには、検診、人間ドックを含みますけれども、さらに推進して医療費の増加を抑制をするという考えであります。

それから、保険料の影響なんですけれども、医療給付費は歳出の大半を占めているものですから、保険料の影響も出てくると思います。そのために財政安定化基金交付金や前年度繰越金を活用して保険料率の増加抑制を図るように、広域連合の方で調整をしていただいております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 商工観光課長。

○商工観光課長（筒井佳仙君） 青部トイレの設置位置につきましては、今回の話を伺いまして、駅のホームの川側にできないものかと考えましたところ、あそこは河川区域になっていまして建物が建てられないということで、今回、計画を断念した経緯があります。

それとあと、今後、要望していくということですが、観光課と、最近、ハイキング等の客も多くなっておりますので、利用しやすい位置に設置していきたいと考えております。

○議長（板谷 信君） 建設課長。

○建設課長（大石守廣君） 富沢地区への対応の関係でございますけれども、今現在、大井川に仮設の道路が設置をしておりますけれども、この道路が使える間に、できる限りの災害復旧工事を進捗していきたいということで考えております。そして、仮設の道が3月半ばごろということですので、それまでにできる限り進めていきたいということで考えておりますが、あと3月ごろ、3カ月後、現場がどのような形になっているかというのは、ちょっと今、わかりませんが、かなりの進捗が図られるということで考えておりますので、そのときの状況を見ながら簡単な構造で仮設の道路ができるような方法を考えていきまして、何とか対応できるというような方法で考えていきたいということで考えております。

それから、情報が確かに今まで発信が少なかったということもございますので、これからは工事の進捗状況とか、そういったものにつきまして小まめに情報を地区の皆さんにお知らせしていきたいということで考えております。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。9番、市川君。

○9番（市川昌美君） 関連になりますけれども、今、御答弁のあった、鈴木議員からありました富沢地区の問題ですけれども、何か町自体が仮設道路をやるのか、あるいは今、これを入札しました、この道路の進捗状態を見てどうだとかというよりも、お茶ということばかりターゲットになっておりますけれども、そうではなくて、生活道路として、もう3カ月、ないですからね。私たち前に全協でも言ったように、水を相手にするもので橋はだめだと僕らは

言ったと思いますけれども、これでだめになれば、本当にろくに利用価値のない道路に金をかけたということになって、マイナス面の方が大きいと思うんですよ。ですから、3カ月たったって、これから3カ月あるといいますけれども、3カ月たって、まだ仮設道路はないんですから、それでまた今ある災害の道路の進捗状態を見て、それでどうだと言っていますけれども、事前のいわゆる茶園の場合も、整備とか肥料を入れたり、何か資材を持って歩き回るといったものが、今の仮設の橋で間に合えばいいですけれども、何か仮設道路をつくるのか、じゃ、橋に全部依存してどうするのかというものが、どうですか、これはトップダウンで災害の問題ですから、通常のあれと違って、きちっとできないものではないか。いかがですか。

○議長（板谷 信君） 建設課長。

○建設課長（大石守廣君） ただいまの御質問ですが、被災箇所に仮設の道路をつくってほしいという御要望だと思いますけれども、今の被災箇所の現状ですけれども、幅員3mという道が設置できるのがやっとという狭い箇所になりますので、そこに復旧工事をやりながら、仮橋等の施設をつくるというのは、スペース的に考えましても無理がありますので、今の現場に橋をつくると、仮道をつくるという、今の現状では無理かと思えます。

先ほども申し上げましたけれども、これから復旧工事が進んでいきますので、今、現場が被災箇所が約90mほどございますけれども、これから復旧が進んでいきますと、その被災の延長が30mなり20mとなっていくしますので、そういったときには距離が短くなってくれば、何らかの手は打てるのではないかなということで考えておりますので、先ほども言いましたけれども、進捗の状況を見ながら、そのときの合った方法で考えていきたいということでございます。

○議長（板谷 信君） 9番、市川君。

○9番（市川昌美君） 大体わかりました。

それと、これは本当の一問一答ですけれども、こういう問題の処理が遅れているということとはなぜかという、例えば今回もこの補正で消防費が500何万の減額補正になっていますね。こういうものも実を言うと、消防のいわゆる……。

○議長（板谷 信君） 消防の質問はできませんよ。

○9番（市川昌美君） まだやらない。できないですか。

○議長（板谷 信君） はい。一括質疑だもので。何度も注意しているような気がしますが。

○9番（市川昌美君） 特別に1点だけ聞きたいんですけども、災害があったときに困るものですから、ちょっとお願いしたいんですけども、お願いなんですけれども。

○議長（板谷 信君） これは質疑なので。お願いの時間ではないので。議会のルールだけは守ってください。

○9番（市川昌美君） そうか、申し合わせだね。災害がなければいいですけれども、無線が全部だめだということだけ申し上げておきます。消防……。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第40号、平成23年度川根本町一般会計補正予算、第6号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第40号、平成23年度川根本町一般会計補正予算、第6号は、原案のとおり可決されました。



◎日程第7 議案第41号 平成23年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（板谷 信君） 日程第7、議案第41号、平成23年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算、第2号を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第41号、平成23年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算、第2号の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ856万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億6,189万8,000円としたものです。

今回の補正予算は、人事院勧告等に伴う職員人件費の補正と平成22年度療養給付費等の精算について補正するものです。

それでは、事項別明細書により歳出から説明をさせていただきます。

事項別明細の国保5ページをごらんください。

第1款総務費、第1項総務管理費は162万7,000円の増額です。これは職員人件費の補正です。

第11款諸支出金は、第1項償還金及び還付加算金は694万1,000円の増額です。これは22年

度療養給付費及び特定健康診査等の交付金の確定に伴い返還金を補正するものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細の国保4ページをごらんください。

第9款繰入金、第1項一般会計繰入金は162万7,000円の増額です。人件費補正分を繰り入れるものです。

第2項基金繰入金は694万1,000円の増額です。これは22年度の交付金確定に伴う超過交付分返還金について、支払準備基金を取り崩して対応するものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりましたので質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第41号、平成23年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算、第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第41号、平成23年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算、第2号は、原案のとおり可決されました。



◎日程第8 議案第42号 平成23年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（板谷 信君） 日程第8、議案第42号、平成23年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算、第3号を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第42号、平成23年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算、第

3号の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ882万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,268万1,000円としたものです。

今回の補正予算は、落雷による設備修繕、点検により判明した緊急修繕等の費用の追加をお願いするものです。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

事項別明細の簡水5ページからごらんください。

第2款水道事業費、第1項水道管理費は882万8,000円の増額です。これは点検等による緊急修繕として、避雷器などの計装装備14施設、機械設備7施設と落雷による機械設備6施設分の追加と桑野山井戸のクリーニングの委託料の追加をお願いするものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細の簡水4ページをごらんください。

第6款繰入金、第2項基金繰入金は555万円の増額です。これは修繕及び委託料に係る財源として水道事業基金から繰り入れるものです。

第7款繰越金、第1項繰越金は327万8,000円の増額です。これは前年度繰越金で全額計上となります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 4ページの歳入のところ、今回の修繕料、維持管理費ですね、全額が繰越金と基金の取り崩しということで、一般財源を充てるということになっているわけですね。それで……あ、一般財源、その他の財源になるのか。あの、基金がその他の財源になるわけですね。だけれども、こういうときに一般会計からの繰り入れが全くされていないということで、維持管理費は一般会計の繰り入れは本当にわずかしかない状況ですけれども、当初予算でも20万円しか組んでいませんので、こういう災害によって起きた修繕は、2-1-2の災害復旧費に計上すれば、一般会計からの繰り入れも当然やらなければいけない状況になるのではないかと思うんですけれども、今回、災害復旧費に計上しなかったのはどうしてか伺います。

それから、これは通告していないんですけれども、5ページの委託料で、桑野山の井戸水源クリーニング委託料160万7,000円計上されているんですけれども、井戸の水源のクリーニングというのは余り聞いたことがない、私が忘れていいのかわかりませんが。すべての……あ、井戸水源じゃなくて……。こういうのを定期的にどれくらいかの割合でクリーニングをしなければならいんでしょうか。

○議長（板谷 信君） 建設課長。

○建設課長（大石守廣君） それでは、ただいまの御質問ですけれども、まず最初に、修繕料の関係で、災害復旧費で計上し、一般会計を繰り入れをすべきではないかという御質問ですけれども、今回、修繕費として補正をお願いいたしました722万1,000円でございますけれども、これは定期点検の結果により不具合があった施設の修繕料として240万6,000円、それと落雷による修繕料として481万5,000円の合計をお願いするというものになりますけれども、水道施設の災害の採択の要因というものがございしますが、そういう規定がございすけれども、大雨による河川の出水や一定量以上の降水量、また地震、地すべり等という場合に災害ということで採択されるという規定がございすので、今回の落雷の被害につきましては通常の維持管理費の修繕料ということで対応させていただきました。

財源につきましては、今回の補正予算の中では出てきませんけれども、先ほどの飲供施設と同様、保険に入っておりますので、修繕完了後に保険金請求書を提出いたしまして、これを財源の一部に充当するという予定であります。

それから、この保険金ですけれども、保険金は簡易水道特別会計の雑入に振り込まれるということになりますので、この保険金を全額簡水の落雷の修理費ということで使わせていただくということになっております。

それから、13節の委託料の関係ですが、井戸の水源クリーニング委託料ということで160万7,000円、今回お願いをするわけですけれども、これは桑野山にあります地下水の井戸のポンプになります。通常5年に1度はクリーニングとかメンテナンスをするというのが一般的と言われておりますけれども、ここにつきましては、もう10年近くやっていないということで、最近になりますけれども、急に目詰まりが発生をいたしまして、自動で運転できないという状態になっておりますので、早急に修理をしたいということで今回お願いをいたしました。

以上です。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第42号、平成23年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算、第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、議案第42号、平成23年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算、第3号は、原案のとおり可決されました。



◎日程第9 議案第43号 平成23年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算(第3号)

○議長(板谷 信君) 日程第9、議案第43号、平成23年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算、第3号を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(佐藤公敏君) 議案第43号、平成23年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算、第3号の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,396万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,729万7,000円としたいものです。

今回の補正予算は、11月17日から清水医師を迎え再開した、いやしの里診療所等の運営に係る経費と職員人件費について補正をするものです。

それでは、事項別明細書により歳出から説明をさせていただきます。

事項別明細の診療所4ページをごらんください。

第1款総務費、第1項施設管理費は1,396万1,000円の減額です。これは運営委員会委員、医師及び休日当番医報酬と職員人件費の減額、医師住宅への入居に係る修繕等の経費の追加をお願いするものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細の診療所3ページをごらんください。

第1項診療収入、第1項外来収入は1,396万1,000円の減額です。これは本年度の見込みにより減額するものです。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長(板谷 信君) 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番(鈴木多津枝君) いやしの里診療所は、長い間、休診になっていたんですけれども、やっと再開されて1カ月近くがたとうとしているんですけれども、再開後の状況はどんな状

況かお聞きいたします。

それから、昨日説明を担当課長に聞いて、もう質問しなくてもいいかなと思ったんですけども、やはりちょっと質問しておきたいので、看護師さんのことで、看護師さんの一般職給が334万円減額というのは、看護師さん1名分の給与の減額ということなんですけれども、かなり大幅な減額をしているわけですけども、結局1名ということを知って非常に不安を感じました。先生お1人、看護師さん1名ということで本当に大丈夫なのかな、対応できるのかなという心配がありますけれども、看護師さんだって人間ですから、いろいろ用があるときもあるでしょうし、そうすると先生1人でやらなければならないとかいう状況も十分考えられるわけなんですけれども、どのように考えているのか、2人必要だということをお聞きして、町がどのように対応を考えているのかお聞きいたします。

○議長（板谷 信君） 生活健康課長。

○生活健康課長（栗原 卓君） 11月17日から再開されまして、その状況ということでお話をします。

11月17日から今まで来ていただいております県立総合病院の清水先生によりまして再開をしております。それで、週4日の診療ということで、水曜日から土曜日になりますが、水曜日は午後4時から午後6時まで、それから木曜日、金曜日ですけども、9時から17時、それから土曜日は9時から12時ということで、ちょっと変則ではありますが診療を始めております。

それで、患者数なんですけれども、11月が7日間診療いたしまして123人、12月は10日までなんですけど、7日間で109人、計で232人です。1日当たりの患者数ですけども16.6人ということになっております。

以上です。

○議長（板谷 信君） もう一つの看護師の方は。副町長。

○副町長（小坂泰夫君） 看護師については、採用の方は12月1日から採用をしておるわけですけども、先ほどの御質問の中にありましたように、例えば看護師さんが急用等があった場合という、そういう想定がされたときには、町の看護師もおりますので、従前、町の看護師が交代で対応をしておりましたので、そういう補完はできるというふうに考えております。

なお、2人というお考えもあろうかと思うんですけども、清水先生ともお話しした中でお1人という対応でございますし、それからほかの職員3名、2人半の人員確保ということになりますけれども、3名の確保をして、先生の方も十分対応できる、修得した職員であるというふうに申されておりますので、それで対応をしております。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第43号、平成23年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算、第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、議案第43号、平成23年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算、第3号は、原案のとおり可決されました。



◎日程第10 発議第5号 軽油取引税および石油石炭税の免税等に関する意見書の提出について

○議長(板谷 信君) 日程第10、発議第5号、軽油取引税および石油石炭税の免税等に関する意見書の提出についてを議題とします。

お諮りします。

発議第5号は、会議規則第39条第2項の規定によって趣旨説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号は趣旨説明を省略することに決定しました。

なお、本発議は全員が賛成者でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略することに決定しました。

これから発議第5号、軽油取引税および石油石炭税の免税等に関する意見書の提出についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第5号、軽油取引税および石油石炭税の免税等に関する意見書の提出については、原案のとおり可決されました。



◎日程第11 川根本町議会議員派遣の件

○議長（板谷 信君） 日程第11、川根本町議会議員派遣の件を議題とします。

川根本町議会会議規則第121条の規定による議員の派遣については、お手元に配付しました議員派遣の件のとおりです。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

よって、川根本町議会議員派遣の件については、お手元に配付した議員派遣の件のとおり決定いたしました。



◎散 会

○議長（板谷 信君） お諮りします。

12月15日から12月20日までの6日間、休会としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、12月15日から12月20日までの6日間、休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

散会 午前11時17分

平成23年第4回川根本町議会定例会会議録

議 事 日 程 (第2号)

平成23年12月21日(水) 午前9時開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 農業委員会委員の推薦について
- 追加日程第1 会議録署名議員の追加指名

出席議員（11名）

1番	中野暉君	2番	太田侑孝君
3番	山本信之君	4番	小藪侃一郎君
5番	原田全修君	6番	高畑雅一君
7番	森照信君	9番	市川昌美君
10番	鈴木多津枝君	11番	中田隆幸君
12番	板谷信君		

欠席議員（1名）

8番 中澤智義君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤公敏君	副町長	小坂泰夫君
総務課長	柴田光章君	企画課長	羽倉範行君
税務課長	渡邊清君	福祉課長	西村一君
生活健康課長	栗原卓君	産業課長	澤本勝美君
建設課長	大石守廣君	商工観光課長	筒井佳仙君
教育総務課長	中澤莊也君	生涯学習課長	藤森敦君
会計管理者兼 出納室長	鈴木一男君		

事務局職員出席者

議会事務局長 大村敏正

開議 午前 9時00分

◎開 議

○議長（板谷 信君） ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。なお、説明員は12月14日の日と同様ですので、御了承願います。

また、8番、中澤智義君から会議規則第2条により欠席届が提出され、本日の会議を欠席となりますので、御報告いたします。

それでは、ここで10分休憩いたします。

休憩 午前 9時01分

再開 午前 9時10分

○議長（板谷 信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎日程の追加

○議長（板谷 信君） お諮りします。

会議録署名議員の追加指名を日程に追加し、お手元に配付した追加議事日程第2号の追加1のとおり、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程第2号の追加1のとおり、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

◇

◎追加日程第1 会議録署名議員の追加指名

○議長（板谷 信君） 追加日程第1、会議録署名議員の追加指名を行います。

12月14日、本定例会の会議録署名議員として、8番、中澤智義君を指名しましたが、病気により欠席でありますので、本日の会議録署名議員として9番、市川昌美君を追加指名いた

します。



◎一般質問

○議長（板谷 信君） 日程第1、一般質問を行います。

通告制により、通告された質問者は、太田侑孝君、原田全修君、山本信之君、中野暉君、小藪侃一郎君、市川昌美君、森照信君、鈴木多津枝君、中田隆幸君であります。順番に発言を許します。

再質問については、議会運営の申し合わせにより一問一答方式とします。

なお、許された質問時間は30分ですので、的確に質問、答弁するようにお願いします。

それでは、2番、太田侑孝君、発言を許します。2番、太田君。

○2番（太田侑孝君） 皆さん、おはようございます。2番、太田侑孝でございます。

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

現在、町長の解職と議会解散のダブルリコールということで、署名簿の審査が行われているところでございます。その結果と成り行きによっては最後の議会になるかもしれません。

私の今回の質問事項は、主題としましては、ブロードバンド事業の経過責任を問うものがありますけれども、その中で3つの質問要点に区分して質問をさせていただきます。

町長は、12月8日の全員協議会と14日の議会初日の行政報告の中で、住民アンケートの結果を受けて詳細設計に入ることもなく、24年度の予算計上もしないことを表明いたしました。また、事業の白紙撤回という報道を受けております。このような事態を招いた責任の一端は私にあると町長は発言されておりますけれども、私は、別の町長のコメントが気になって仕方ありません。それは、町長はダブルリコールに発展した状況について、事業を通して私への不満があるのではというコメントを述べております。ダブルリコールに発展した政治混乱の状況は、町長の言った「私への不満が」という認識はちょっと甘過ぎるんじゃないかなと私は思っております。佐藤町長の町政の運営について信頼できないと、不信任という住民の意思として受けとめるべきではないでしょうか。そのぐらい厳しいものであると私は思っております。

この2年間のブロードバンドの経過と町政の経過責任の、その内訳というものを経過をたどって振り返ってみますと、おととしの12月議会から始まっておりますけれども、おととしの12月議会は、人事案件とその否決によって始まった議会でもありました。

続いては、川勝知事のグリーンティ・ツーリズムに乗ってのお茶の中国への市場開発調査事業の件、あるいは同じ中国の竜泉市との友好都市提携事業、これは今どうなっているんでありましようか。

その次は、剰余金が6億円余も出て、どのように使われたか、よくわかっておりません。

地域自治振興交付金事業、あるいは集会所の耐震工事事業、また町内の宿泊客へのクーポンサービス事業など、事業の進捗状況も結果についてもほとんど報告がなされておられません。

また、一番問題でありますのは、教育行政についても複式学級が増えていく不安の積もる中、教育長不在は丸2年も不在でたってしまいました。町長への不満ではなく、不信任ということであると私は思います。

署名運動、ダブルリコールは、住民の極限の声として聞こえているのではないのでしょうか。責任の一端は私にもありますと町長は述べておりますけれども、一端などという端っぼの一部分の責任観念ではとても片づけられるような事態ではありません。重大な経過責任の認識をお伺いする次第であります。

質問の要点の1つでありますけれども、町長は、今度のブロードバンドのアンケートの結果を受けて、この事業を断念すると言っておりますけれども、断念する原因というのは、アンケートの結果だけを受けてのことでありましょか。いろいろとブロードバンドには原因、要件があります。単にアンケートを受けてという単純なものでは、私はないと思います。

2つ目には、ブロードバンドの事業推進の経過の中で、当然二元代表制の各責任について、これは問いかけなければなりません。

私たちは、5人の議員は、仲間議員として住民目線で調査研究、勉強、議論を重ねながら、2年間の間に14、5回出かけまして、学習してまいりました。そして、その住民目線で行政案に対してのチェック機能を果たしてきたつもりであります。住民投票条例にも賛成してきましたけれども、多数決にはかなわず6対5で住民投票条例も否決されました。一方のブロードバンド推進派の議員という点でいけば、住民投票条例案を否決して、さらにその住民投票に代わるものとしてアンケート調査を決議し、その結果41.5%にも及ぶ、ブロードバンド事業を必要としないとする住民の意思表示を受けながら、そういう結果となっております。

住民の意思表示は41.5%でありますけれども、ブロードバンドだけがノーではなくて、そこに推進してきた議員の責任というのはかなり重大であると思います。住民代表として住民目線で行政をチェックする役割を自ら否定した重大な責任が問われていると思います。町長は、そっちの方を向いてやってきました。二元代表制の役割と責任について、今回の経過責任をどう考えるか伺います。

3点目は、現在ダブルリコールの署名簿が審査されております。御存じのとおり、提出された数は、町長解職は2,786人、有権者の38.5%、議会解散は2,892人、有権者の39.9%にも及んでおります。9月の住民投票条例の署名数を17%から21%も上回っております。今後、住民投票がもし行われた場合の投票率を考えますと、75%から80%の投票率といたしましても、過半数の数が既に見えてまいります。審査による無効を除く予想をしましても、大変重大な事態になることは避けられないと私は思っております。

今年の夏以降、住民運動を進められたグループの皆さんは、住民の一人一人の声を届ける

ために、大変一生懸命に真摯にやってくられたと私は思います。町を混乱させているとか、わからない年寄りに無理に署名させた、そういうようなとんでもない言葉を浴びながらもよく頑張ってくられたと私は思っています。町政への不信と不満が募る住民の不信任案として、町長と議会に向けられた、まさしく不信任の署名簿であると思っています。町政混乱のこの事態の原因も責任もそちらに向けられていくわけであります。この重大な責任について、町長お答えください。

私の質問は以上でありますけれども、今回の議会をもって重大なる決意を町長に求める次第であります。

以上で質問を終わります。

○議長（板谷 信君） ただいまの太田君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 皆さん、おはようございます。

太田議員の御質問にお答えいたします。

まず、2つ目の御質問にございます情報通信基盤整備事業の推進経過と結果から御説明し、現計画を白紙とした件について答弁いたしたいというふうに思っております。

この情報通信基盤整備事業については、新町合併時における新町建設計画の主要プロジェクトとして議会の承認を得ました。プロジェクト名は地域光ネットワークの整備であり、概要としては役場庁舎をはじめとする公共施設間の光ファイバー網の整備、さらに各世帯へも接続し、電子自治体化の推進や健康福祉、防災面等の行政サービスの向上などを目的としたものであります。そして、この計画が平成19年3月に策定した第1次川根本町総合計画に引き継がれ、平成21年度からの事業着手となりました。

今まで、町議会や住民の皆様にご提示してきた事業内容についても、そうした計画当初からの整備方式である公共施設間のネットワーク構築を含めた全世帯を原則光ファイバー網で整備するものであり、こうした環境整備により、町内すべての地区で超高速インターネットが利用可能になります。また、双方向の機能を生かし、電子自治体化の推進や健康・福祉、防災、教育などといった行政サービスの向上を目的としているものです。こうした事業内容は、計画当初の目的から外れていないと考えております。

さて、平成21年度に実施した第1回目のアンケートでは、情報通信基盤が整備された場合における利用したい行政サービスとして、町からの生活情報の提供と消防・防災情報の提供が上位を占めておりました。このアンケート結果をもとに、情報提供手段として双方向通信が可能なIP告知放送端末機の導入を計画しました。無線方式による情報提供では、電波法の規制を受け、生活情報の提供といった細やかな情報は発信できません。そのため、ケーブル方式による方法を選択し、住民説明会で提案したものです。

平成22年度に開催された推進検討委員会では、高速大容量の情報通信基盤の整備は必要であり、利活用を検討し、サービス提供も充実させることで川根本町の将来に有益であるとの総意を得ました。推進検討委員会からの報告書は、行政、議会それぞれに提出され、報告書

の内容として、「委員会で取りまとめたブロードバンド整備の必要性を認識し、整備方法や利活用についての意見を整理し、早急に事業計画を策定して、基盤整備を進める準備に取り組んでいただきたい」と締めくくられています。

この4月以降、報告書を受けた行政の責任として、再度整備方法や利活用方法を中心に検討し、8月の全員協議会では、事業計画を一部修正し報告しました。この修正案で議会の理解を得て、繰越明許された詳細設計に関する予算の執行を目指したものです。この一部修正案の報告後に住民投票条例に関する直接請求があり、町議会臨時会で否決後、住民アンケートの実施について決議されました。協議した結果、その時点で提示している事業についての御意見を聞くためのアンケートを実施したものであります。その集計結果については、12月8日の全員協議会で報告し、アンケートの結果を尊重し、現在提示している計画は白紙として、町を事業主体とした光ファイバー網の整備による情報基盤整備にこだわらず、再度検討を進めていくこととしております。

以上が計画当初からの経過と現時点での状況になります。

さて、今回の結果における要因との御質問ですが、やはり、事業費と維持管理費における財政的負担を心配されていることが大きいと思います。また、NTT局舎が町内に3カ所存在し、その周辺地域では利用速度も速く、利用者の皆様は光ファイバーによる整備をそれほど望んでいないという事情もあります。

町では、行政の責務として、町内全域どこにお住まいであっても同様の行政サービスやインターネットの利用ができるよう、それが技術的に対応可能である光ファイバー網の整備による事業計画としてきました。その考え方が、新町における一体性の速やかな推進や町内の格差是正といった合併当初におけるまちづくりの基本的な構想につながると信じてきたものです。

今回のアンケートの御意見の中には、NTTによる民間サービス提供の可能性、NTTの運営を想定したIRU契約による公設民営方式の採用、また、NTT電話ケーブルの光化の時期を待つといった内容が数多く見られました。しかし、こうした考え方については、今まで直接NTTに問い合わせ、民間サービスにおける採算性の問題や事業費の増大、整備時期の遅れなどを理由として、早期の実現性は低いと町は判断してきたものです。その検討結果については、議会全員協議会などの場で報告してきましたが、そうした情報が住民の皆様には十分に届いていなかった、またはその報告内容を疑問に感じていたということだと考えております。住民説明会については、平成22年度において町内24カ所、約480人の方に出席していただきましたが、その後の情報提供も少なかったという反省はあります。

このように、今回の結果における大きな要因としては、将来にわたっての財政的な不安と、現状のインターネット環境に対する不満は少ないことに加え、住民説明会後の情報提供の少なさ、町が提供した各種の情報に対して疑問を持たれたことであると考えます。それが、必要とは思わないとした41.5%につながっていると思います。

2つ目の御質問の二元代表制の責任についてお答えします。

二元代表制については、立法府を構成する議員と行政の長をそれぞれ住民の直接選挙で選ぶという制度の概念だと考えております。議員の皆様は法令や予算などを審議・決定する立法権を持ち、行政の長は、それらを執行する責任、行政権を持つため、それぞれの権限の分離を徹底できるという利点があると考えております。

今回の件に対しては、新町建設計画、総合計画基本構想、平成23年度一般会計繰越明許予算について、それぞれ町議会の議決を得ています。議会の皆様は、この時点で議決という形で責任を果たされていると考えられます。これに対し、私は、行政の長である町長として議決されている予算を執行する責任を果たしたのかという問いには、果たしていないということになるのだと思います。議会の皆様や町民の皆様の理解を得るまでは着手しないという考えで予算執行時期を延ばしてまいりましたが、現時点で振り返ってみれば、もう少しリーダーシップをとり、理解していただくための対策をとらなければならなかったと反省をいたしております。

次に、署名運動につきましてお答えいたします。

御承知のとおり、12月14日に町長解職請求の署名が有権者の38.5%に当たる2,786人、町議会解散請求の署名が有権者の39.5%に当たる2,892人の署名が提出されました。町の有権者の4割弱の方々に町長の解職、議会の解散を求められたという事実につきましては、私としても大変重く受けとめている次第であります。

今回のリコールの発端となった町の情報基盤整備事業の推進につきましては、既にお答えいたしておりますとおり、町の将来にとって本当に必要であるという認識には変わりございませんが、先月実施いたしました町民の皆様へのアンケートの結果を受け、現計画についての見直しを図っていくことといたしておるところであります。事業の見直しを決定したことについては御理解を得られたのではないかと考えておりますが、今回のリコールの趣旨は、この事業の推進に当たって町を混乱させてしまったことに対する責任であると自覚しており、事実、こうした事態になったことの責任の重さを痛感いたしております。

当然ながら、こうした事態が長期化し、一時的であるにせよ町長・議会という町政の重大な決定機関の機能が失われる可能性もありますので、できる限り早期の町政の安定を図るため、早急に議会の皆様ともども事態の收拾について検討していかなくてはならないと考えております。

まずは、現在行われております、既に提出されました署名運動に対する有効署名数の確認作業が来年早々には明らかになりますので、その結果をもって慎重に検討してまいりたいと考えているところであり、議会の皆様におかれましても、年末年始の大変慌ただしい時期ではありますが、最優先の課題としてとらえていただき、この事態の早期收拾に向けて最大の御努力を申し上げるものでございます。

最初は以上です。

○議長（板谷 信君） 2番、太田君。

○2番（太田侑孝君） 追加質問させていただきます。

先に、わかりやすいところでは、今も町長の答弁の中で認めておりましたけれども、4,300万の明許繰り越しがあるわけですね。これが今どの程度どうなっているのかということと、これは、町長も認めているとおり、未執行で終わるということは、かなり重大な責任がある問題だと私は思うし、それを決議した、明許繰り越しを決議した議会がこれを容認するというのも大変難しい、厳しい状況だと思います。この繰越明許について、もう少し具体的にお答えいただきたいと思います。

○議長（板谷 信君） 企画課長。

○企画課長（羽倉範行君） 4,300万円の繰越明許の執行状況ということですが、現在、基本計画の部分で250万円ほど執行させていただいております。詳細部分についての執行はございません。

以上です。

○議長（板谷 信君） 太田君。

○2番（太田侑孝君） 基本計画で250万って、どういうことなのでしょう。もう少し。詳細設計に関係ないでしょう。

○議長（板谷 信君） 企画課長、整理して。

○企画課長（羽倉範行君） 詳細設計に入る前には、いろいろ、まだ計画が、どのようにしていくかという部分がまだはっきりしていませんでしたので、その辺の部分で基本計画の方を実施しております。詳細設計につきましては、それが固まった次第で入ることでありましたものですから、まだ詳細設計の方には手をつけておりません。

以上です。

○議長（板谷 信君） 2番、太田君。

○2番（太田侑孝君） よくその、詳細設計に入るための基本というのは、よくわからないし、それは書類、書式をつくって説明するとかいう状況にはなっていなかったですよ。そのことはどうなんですか。

○議長（板谷 信君） 企画課長。

○企画課長（羽倉範行君） それが、22年度の年度末に改めて検討委員会ということを開催させていただきまして、その席で検討委員会の方向性は、再度、情報通信基盤整備は町の将来にとって必要であるし、利活用の部分についても再度検討されたいというような答えをいただきました。その結果をもとに基本計画をつくっていただくということになります。

○議長（板谷 信君） 2番、太田君。

○2番（太田侑孝君） まあ、よくわかんないですけども、聞いてもらちが明かない話ですから、その残りが、そうすると4,050万あるということですか。そうしますと、その処理といますか、未執行の部分の今後の取り扱いについてお答えいただきたいと思います。

○議長（板谷 信君） 企画課長。

○企画課長（羽倉範行君） 年度最終に予算の減額ということになるかと思っております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 2番、太田君。

○2番（太田侑孝君） いや、年度末って、どこでどうするんですか。よくわかりませんね。

○議長（板谷 信君） 企画課長。

○企画課長（羽倉範行君） 未執行の状態が残ると思います。

以上です。

○議長（板谷 信君） 2番、太田君。

○2番（太田侑孝君） いや、それは何を意味するところなんですか。これは減額補正か何かできちっとけじめをつけるべきじゃないんでしょうかね。どうなんですか。

○議長（板谷 信君） 企画課長。

○企画課長（羽倉範行君） 残りの部分につきましては、3月補正で減額をするか、または未執行のまま、そのまま残るといような形になるかと思えます。

以上です。

○議長（板谷 信君） 2番、太田君。

○2番（太田侑孝君） 未執行で残すということはどういうことなのか、このブロードバンド事業推進の詳細設計に入ることなく、予算も計上しないと町長おっしゃっていて、それを含み残すような発言というのは、ちょっと理解に苦しむわけでありまして、もう少し明快にけじめをつけるべきじゃないですか。そうでないと、非常に変な答弁が残ってしまいます、町長の。ということは、情報基盤整備事業は必要であり、情報格差をなくさなければならないので、次の段階で検討したいという、そういう総論を町長述べておりますけれども、それはだれが後を継いでも、総論としてはいいんですけれども、川根本町独自のブロードバンド事業は、いわばもう撤回するというので、入らないということになっていますから、各論はもう断念したということでもありますから、総論を言っていたって始まらないんですよ。だから、総論をぼかしながら続けていくような、未執行で残すなんていうことは、けじめをつける政治姿勢じゃないと思うんですよ。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 今企画課長がお答えしたのは、3月の最後の補正予算の中で、未執行部分を減額して、予算をゼロにするか、あるいは予算上はそのまま残しても未執行で終われば、これは来年度に継続されるものではありませんので、そういう意味合いのことを申し上げたんだというふうに思っております。

○議長（板谷 信君） 2番、太田君。

○2番（太田侑孝君） それは、明許繰越のけじめのつけ方というのは非常に難しい点もあるかと思うんですが、議会で議決した繰り越しを、そういう形で未執行で終わらせて、また

うやむやということは、これは余り聞くことがない珍しい話だと私思うんですが、もう少し、3月なら3月で減額補正を、金額幾らですという明快なものでないと、これははっきりしないことになると思うんですね、行政側として。むしろ、町長がこの前発言して、断念せざるを得ないという発言になった段階で、すぐに行政職の方は繰越明許に対してどう対応するかということを考えなきゃならないレベルだと思うんですよ。ここへ来て答弁を考えるような状態じゃないと思うんですね。この辺、企画課長どうですか。

○議長（板谷 信君） 企画課長。

○企画課長（羽倉範行君） 町長の答弁にもありましたように、今年度は詳細設計に入らないということですので、そのとおりにやらさせていただきます。

以上です。

○議長（板谷 信君） 2番、太田君。

○2番（太田侑孝君） いや、そのとおりって、どの辺がそのとおりなんですか。

○議長（板谷 信君） 詳細設計の処理について明快な答弁をということです。そうですね。（「そうです」と言う者あり）

○議長（板谷 信君） 残しておいて、またやるんじゃないかみたいな。企画課長。

○企画課長（羽倉範行君） 繰越明許につきましては、制度上減額補正ができないというような制度になっております。ですので、このまま未執行のまま残すということになります。

以上です。

○議長（板谷 信君） 詳細設計は執行しないということですね。（「そうです」と言う者あり）

○議長（板谷 信君） 2番、太田君。

○2番（太田侑孝君） 要するに詳細設計はもうやらないし、今言ったその繰越明許はそのまま……そう、それでオーケーですか。大丈夫ですか。

○議長（板谷 信君） はい、だれに……2番、太田君。

○2番（太田侑孝君） まあ、あの、そのようにしていくということですので、それはそれで次に進みます。

もう一方、町長に二代表制の件でお話を聞いたんですけれども、現在まちづくり基本条例が策定されて、3月議会で議会にかけられて決まるということで整備されていると思うんですが、素案がまとまって採択されるということは間違いないと思うんですが、そのまちづくり基本条例は、住民の皆さんにも案内されていて、前の質問でも前回やったことがあるんですが、第8章に住民投票制度というのがうたわれているわけなんです。この住民投票条例の第8章にある特別重要事項については、住民が求めるところに従って住民投票をやるという制度とかを明言しているわけなんですけれども、町長にお聞きしたいのは、まだ、これは決まって策定されているわけじゃないんですけれども、ここでいうところの特別重要事項にこのブロードバンド事業というのは当てはまるんじゃないかと私は思うんですが、その辺を確認

したいと思うんです。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 確かに、このブロードバンド事業、これは投資額も大きいし、住民にとって大変重要な課題だというふうには思っております。ただ、まちづくり基本条例の中でも、まだ議決をいただいたものではございませんけれども、それと、まちづくり基本条例がなくても、重大な事項について、町民から今回のように請求があれば、それに基づいて住民投票条例を設置してということは、現行の中でもできるわけでありまして。今回たまたま議会の方としては否決になったわけでありましてけれども、今回のまちづくり基本条例についても、基本的には同じことだというふうに思っております。いろいろ、今、地方自治法についての議論が住民投票等を含めて活発でございますけれども、国の方向としてはまだ最終的な方向は出ていないというふうに思っております。そういう中で、住民の皆様方の声を聞くということは大変重要なことだというふうに思っております。

○議長（板谷 信君） 2番、太田君。

○2番（太田侑孝君） 全く町長のおっしゃるとおりでありましてですね、まさしく町長は、前回の住民投票条例は町長の立場で賛成されていて、それは表向きのことだと言われた点もありましたけれども、そういう経過でいけばもっともな答弁だと思うんですが、そういう点でいきますと、特別重要事項でブロードバンドはあったということの証明の発言でありますけれども、実は、これは前回の住民投票条例案を否決した議会という、6対5で否決されるようになったんですけれども、3月にまちづくり基本条例を審議して、これは決議する立場ではなくなっているんじゃないかというふうに、私は整合性がないというふうに思っているくらいなんですが、町長、その辺はどんなふうに思いますか。

○議長（板谷 信君） もう少しわかりやすく具体的に質問してください。

○2番（太田侑孝君） そういうことで、3月、まちづくり基本条例を上程して、審議して、決議する議会でありますけれども、そんな最重要事項の前回の住民投票条例を否決した議会に、それを諮ってですね、それを決議しようとするをお考えですかということを確認したいんですよ。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 否決されたわけでありましてけれども、まちづくり基本条例の中では住民投票について、記載といたしますか、文言の中にあるわけでありましてけれども、それを提案することが何か問題があるんですかね。町としては、重要案件については、投票条例、投票条例じゃなくて住民投票を必ず行うというものではなくて、必要と認めた場合には住民投票もあり得るということでありまして、これは、地方自治法にもうたわれていることでもありますから、そういう中で住民基本……まちづくり基本条例の中にも、その条項を盛り込むと、そういうことだというふうに思っています。

○議長（板谷 信君） 2番、太田君。

○2番（太田侑孝君） これは、町長に問うべきもなく、むしろ議員が自問自答すべき問題かもしれませんが、これはこれで町長の答弁を受けとめておきます。

次に、1つ確認しておきたかったんですが、断念するに至ったハードの面では、町の情報、生活情報とか告知を家庭のテレビでやっていきたいということで、私は全協で空きチャンネルを使って、電波法の許可をとって、川根本町チャンネルの時間帯をつくってやっていくということをお話しして、それは極めて視聴率が低くて、通常、現在やっているBS放送にしても4、5%の視聴率があればかなり上の方ですけれども、下手すると、チャンネルを住民が入れない限り1%か2%の視聴率に終わってしまうというぐらいのことを全協でお話したんですけれども、そういった点の調査、懸念というものはなかったんでしょうか。ちょっと確認したいんですけれども。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 当初、テレビ電話機能付きの端末機をということで御説明した際に、テレビ電話機能付きですと双方向になるものですから、住民の皆様にとっては利用価値のあるものかなというふうに思ったわけですが、そのこと自体についても、道志村の事例ですとか、議会の議員の皆さん、一部の方が勉強していただいて、有効に利用されていないと、そういう現実、それから町民の皆さんからもいろいろ、そういうものは要らないというような御意見が多い中で、それに代わるものとして、テレビに接続して町の情報を流そうというふうに考えたわけでありまして。その背景には、現在、紙に書いたものを各戸に配布していただいたり、回覧という形で区長さんをお願いしているわけですが、かなりその紙の量が多いということで、いろいろ大変だというようなこともございまして、そういうものに代わるものとして有効な手段はないかということで、そういうものを考えさせていただいてきたわけでありまして。

○議長（板谷 信君） 2番、太田君。

○2番（太田侑孝君） 時間、もう余りないですか。

そういうことで、次にお聞きしたいと思うんですけれども、今ダブルリコールの署名の審査が行われているということで、先ほど数字も申し上げたんですけれども、かなり高い確率でそれを達成されるように私は思っておるんですけれども、日程的に、私は勝手に追っていきますと、住民投票をそのまま行うということになると、多分3月上旬くらいになるというような日数的計算になるんです。年明けて1月4日からの縦覧ということを知っていますので、ずっと日程を詰めていきますと3月上旬の住民投票が行われるということになっていきますし、それから、住民投票で過半数が出てノーと言われますと、ダブル選挙というようなことまで考えざるを得ないんですけれども、そうしますと、このダブル選挙が今度は4月上旬というふうにはまっていますと、大変お茶の前で忙しい時期を迎えるということとですね、あるいは3月の住民投票というふうに挟んでいきますと、これは予算編成とか、それから、いろんな3月の忙しい時期になってくると思うんですが、その辺の日程というのはあ

る程度想定されているのかどうか、まず確認したいと思うんです。

○議長（板谷 信君） 総務課長。

○総務課長（柴田光章君） 住民投票、それから選挙というような日程の関係の御質問でございますけれども、今議員がおっしゃられたようなスケジュール、大体同じでございます。今それこそ審査を行っておりますけれども、これが審査が終わりまして大体選管の方で最終確認いたすのが大体年始ですね、1月初めだと思います。それから、縦覧期間を経て本請求が出てくるような形になります。そうしますと、本請求から60日というような日程になりますので、3月上旬ぐらいに住民投票というような形になります。住民投票で、そういった過半数の同意が得られますと選挙となりまして、4月の中旬から中旬にかけてというような日程が想定されます。

以上でございます。

○議長（板谷 信君） 2番、太田君。

○2番（太田侑孝君） 町長、そういう日程が大体確認されるわけですが、そうしますと、このとおりにいきますと、町政の混乱、混迷というのはずっと続くわけですね。その辺についてどういうふうにお考えになっているか、とりあえずはどうお考えか、町長お聞きしたいと思うんです。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 当面、現職にあるものですから、予算の編成等も粛々と進めていくということで、今は進んでいるところであります。

○議長（板谷 信君） 2番、太田君。

○2番（太田侑孝君） 予算も粛々と言いましても、私は、客観的に見た場合、リコールを受けてダブルリコールを受けているところに、補助金の関係なんていうのはですね、どの程度どういうふうにも県も国も見られているのか。果たして、そのように粛々と予算が組めるというふうにお考えでしょうか。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） その点については、心配がないというふうに思っております。

○議長（板谷 信君） 2番、太田君。

○2番（太田侑孝君） 割と楽観的な見方しますんで、余りこれは追及できなくなっちゃうですね。私は、もう少しシビアに厳しく受けとめて考えるべきであって、これはもう暫定予算でいくしかないだろうし、いろんなことが問われかけますから、3月議会もどうなっていくか非常に見通しが立たないというふうに思います。

そういう点からいきますと、今出されている、当然ネットワークこだまからも出されておりますが、町長には辞職勧告、あるいは議長あてに議会の解散勧告の文書が出されていると思いますけれども、その混乱を避けるために、まさしくその署名簿は不信任案という受けとめ方をして、早期に辞職・解散していくという考えは、町長お持ちではないでしょうか。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） そういう考えも当然あるだろうというふうに思っています。その部分については議会とも相談していかなければいけない部分だというふうに思っていますけれども。

○議長（板谷 信君） 2番、太田君。

○2番（太田侑孝君） 当然、しかるべき責任の対応を表明して、早目にこれは議会も町長も決断していかないと、大変町民に与える混乱の影響というのは非常に年度当初にかけて大きいと思うんですね。ですから、今の町長の答えぐらいでは、なかなかめり張りのついた年明けにはならないと思うんですが、もう一度その辺はお聞きしたいと思うんです。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） ですから、今ダブルリコールということでもありますので、私1人だけの考えで、今言った混乱が回避できるかどうかということをお私だけの判断でできるものでもありませんので、そういう意味では議会の皆様方との、そういう調整も必要なのかなというふうに思っています。

○議長（板谷 信君） 2番、太田君。

○2番（太田侑孝君） いや、町長、だれと協議して相談するというレベルではなくて、もうそれぞれが決断すべき、責任を持って決断すべき段階に来ていると思うんです。我々議会の方も、それは同じ立場に立たされているというふうに私は認識しますが、それは年明け、署名運動の縦覧が始まったら、私は、地元の人たちがどのぐらい議会解散の署名をしているか、自分の足元を見なきゃならんぐらいの緊張性はあると思っているんですけれども、早目にそれは決断すべきであって、議会の方でも、年明けて1月17日が議運の予定でたしかになっていると思うんですが、そのような日程の組み替えすら早目に組み替えをして対応しなきゃならんと思うんですよ。それは、少なくとも住民投票になっても、選挙になっても、その告示は20日前ということになりますから、多分2月の中旬前に決断はしなきゃならんと思うんですけれども、また、それに伴う決断いかんによっては、予算の編成とかいろいろありますから、もう少し早い決断を求めて、今議会で町長がどのように進退を表明するかという注目が集まっているところだと思いますけれども、その辺まで踏み込んだお答えを私はいただきたいと思います。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 責任は痛感いたしております。しかしながら、今ここで進退どうのと言われましても、もう少し様子を見ていきたいというふうに思っております。

○議長（板谷 信君） 2番、太田君。

○2番（太田侑孝君） それから、最後にお聞きしておきますが、今度の情報通信基盤整備事業については断念するというので、冒頭言いましたように詳細設計にも入らないし予算化もしないということでもありますけれども、町長のコメントでは、白紙なら白紙という表現で

もいいよと、こう新聞記者に言っているようですけれども、事実上のこれは白紙撤回という形を容認しているというふうに私は受けとめますので、町長の口から白紙撤回ですということ、返事を聞きたいと思うんですけれども、いかがですか。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 白紙という言葉で、ちょっとこう、いろいろこう、なんて言いますか皆様と考え方、あるいは報道の関係との間で、必ずしも解釈が一致してないわけですが、要するに白紙という言葉にするかどうかということで私がこだわったのは、少なくとも町内のブロードバンド整備について、今まで重ねてきた議論というものはあるわけですね。ですから、そういう意味で、それまで全くちゃらにしてしまっているのかなという思いも1つありまして、今回に至った経緯も含めて、今までの議論の積み重ねがあるものですから、ですから、そういう中で白紙と果たしてそこまで言っているのかどうかという疑問が一部ございまして、ただ、町が今回提案したものについては、アンケート調査の結果を尊重して、どなたが見ても、そういう、町長が最終的に判断したということが御理解がいただける判断をしようということで、見直しということで、それが、ですから、町の計画については、今回来年度の予算計上もいたしませんしということで、全く、小藪議員のお言葉を借りると、更地にして、そこから積み上げていけばいいんじゃないかという、そういう解釈でいいというふうに思っています。

○議長（板谷 信君） 2番、太田君。

○2番（太田侑孝君） 今も町長は見直しとか、いろんな白紙の意味合いも言っているんですけれども、非常にそこが、繰越明許のことにしても歯切れが悪いような形で、非常に優柔不断でもやもやとつながっていくような印象を与えるのは、非常にすっきりしないというふうに思います。その辺の文言についても、非常に慎重にというか、ずばりというような段階に来ておりますので、決断性を持ってやっていただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（板谷 信君） これで太田君の一般質問を終わります。

続いて、5番、原田全修君の発言を許します。5番、原田君。

○5番（原田全修君） 平成23年も余すところ10日という年の瀬を迎えておりますが、3月11日に発生した東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故により被災された東北地方を中心とした被災地の方々には、今なお寒風の中を復旧・復興に励んでおられると聞きます。改めてお見舞いと激励を、そして、亡くなられた方々及び御遺族の方々には鎮魂の祈りとお悔やみをお届けしたいと思います。

当町におきましても、9月に遭遇した台風12号による富沢地区の林道崩落による集落の孤立状況は、今なお仮復旧もままならない中で年の瀬を迎え、大変な御苦勞を住民の方々におかけしているということを議会議員の一人としても申し訳なく思っております。

静岡新聞の12月13日の大自在では、こう記されております。今年2011年を象徴する漢字は

「絆」であるということだが、今年ほどの大きな天変地変での被害の中で、人と人とのつながりや地域と地域のつながりなど、つながりの大切さをこれほど実感した年はないように思えると報じておりました。この「絆」という言葉は、私たちの町川根本町の基礎、土台そのものをあらわしている言葉、特に合併した平成17年以降は、新しい町を構成する住民、行政、議会がつなぎ合って、新たな礎を築くための、最も意識して大切にすべき言葉でもあると思っております。

さて、この1年のこの町の行政を振り返って見たとき、住民、行政、議会の間絆が深まるような政治の展開がなされたのでしょうか。残念ながら、さきの12月8日の全員協議会の中で、町長の表明された川根本町ブロードバンド基盤整備事業の白紙撤回に至る経緯の中で、事業を強引に進めようとした町長の姿勢がもとで町政は混乱に陥ってしまい、絆どころではなく、絆のもととなる信頼関係すら住民、行政、議会の間で失われる危機にあったと言っても過言ではありません。

私は、川根本町が独自に光ファイバー網を張りめぐらすブロードバンド基盤整備は、財政の脆弱な当町では行うべきではないとの考えから、杉山町長当時に2回本会議で質問しております。佐藤町長になってからは、平成22年3月議会から今年の9月議会までの2年間、7回連続でビーム計画設計株式会社の提案する川根本町独自の光ファイバー網計画の原案は欠陥が多いことなども理由に加えて、町独自の光ファイバー網によるブロードバンド基盤整備は撤回すべきであるとの質問及び提言を繰り返し行ってまいりました。

私自身は、個人としても議会議員としても、川根本町ブロードバンド環境の整備に関しては最も熱心な推進者の一人だと自負しておりますところから、代案としてはN T Tの光化事業の誘致、それと並行して、若者の定住化や観光交流人口の増加策の決定打となり得る次世代携帯電話、いわゆる超高速ワイヤレスブロードバンドであるW i M A XやX i（クロスシー）の商品名で最近N T Tドコモが宣伝をしておりますL T Eという次世代携帯電話の誘致、そして、それまでの間のデジタルデバイド対策、情報格差対策としましては、携帯電話の世界で扱えるN T Tドコモのフォーマなどのデータ通信である高速ワイヤレスブロードバンドの活用や人工衛星を利用した衛星ブロードバンドの活用を提案してきております。この代案は、ビーム計画設計の提案する光ファイバー網計画よりも格段に低額な投資額で目的が達成できると私は確信しておりました。

町長は、よい提案は受けると言いながら、結局はビーム計画設計の提案する川根本町独自の光ファイバー網計画に戻ってしまいました。6月議会以降は、まさに問答無用で光ファイバー網構築に向けて走り出したことは、だれもが承知するところであります。私の判断基準からすると、どうしてもこの事業は阻止しなければならないという使命感を持っておりました。世の中は光ファイバーの時代になっているのに、なぜあなたは反対するのかという反論もたくさんありましたが、ビーム計画設計の提案する川根本町独自の光ファイバー網計画は、通常の都市部で展開されている光ファイバー網とは似て非なるもの、この事業が進むと将来

に禍根を残す、借金を子孫に残すとの確信があったからであります。

今ここに来て、この川根本町独自の光ファイバー網事業が白紙に戻るということで安堵感をやっとなつかみましたが、もともと対処しなければならない川根本町のブロードバンド環境の整備というテーマを破棄したわけではありません。インターネット利用者に対するデジタルデバイド、情報格差対策は早急に手を打たなければなりません。もう一度ゼロからのやり直しということになるわけですが、そのようなところから、本日の私の一般質問の1番目の質問は、ブロードバンド基盤整備事業の白紙撤回に伴う收拾処理についてただすとして、事業の白紙撤回を町長はどう総括するか、ブロードバンド環境整備の議論に今後町長はどう向かおうとするのか、責任は自分にあると言っております町長の責任は、どういう形で明らかにしていこうとしているのかについて、町長のお考えをただしたいと思います。

次に、町長は、光ファイバー網事業は必要だが、当町の産業振興や生活環境の整備に関しても積極的に取り組んでいくと表明されてきております。ブロードバンド論争は、2年間の佐藤町政下の川根本町を混乱と停滞に陥らせたという感すらあります。この空白の2年間でどう取り戻すかという意味も含めて、本日の私の2番目の質問として伺いたいと思います。

地域振興にかかわる施政についてただすとして、産業振興については、農業、茶業、林業・木材産業、観光産業、商工業、製造業、そして生活環境の整備については、教育環境、子育て環境、医療・介護・見守り支援体制、道路等インフラ整備、これらについて、平成21年12月の町長の所信の再確認を含めて、就任2年間の実績及び今後の施政目標について町長のお考えをただしたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（板谷 信君） ただいまの原田君の質問に対し町長の答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） それでは、原田議員の御質問にお答えいたします。

情報通信基盤整備事業の白紙撤回に伴う收拾処理についての、まず御質問でございますけれども、情報通信基盤整備につきましても、この川根本町の将来の発展や、この町の将来を担う子供たちの可能性を伸ばすためにも、ぜひとも必要との信念のもと進めてまいりました。採算性の問題により民間事業所の参入は期待できず、町が事業主体となって整備を行わなければ整備できないと判断し、これまで推進してきたわけですが、このような状況になったことに対しては誠に残念であり、申し訳なく思っております。

ただし、白紙撤回と申しましても、私としましては、さきにも申し上げましたとおり、この町の将来にとって町が整備する光ファイバー網に限らず、高速で大容量の情報通信基盤の整備はぜひ必要であるとの認識は変わってはおられません。今回の判断については、今まで町が示した整備計画に対して、必要とは思わないと回答された方が最も多かったというアンケート結果を尊重し、一度白紙の状態として再度検討していくとの考えであります。その過程において、情報通信基盤を民間の光ファイバー網に求めるのか、公設での整備を進めるのか、それとも民間通信事業者による無線活用で対応が可能なのか、今後はそうした可能性の確認

や整備手法等の比較検討を再度行っていくべきだと考えております。そして、その検討状況については、行政だけではなく議会、住民の皆様にも状況報告していくことで考え方が共有できると考えています。

今回、このような状況に至った経緯については、事業の必要性を問う質問に対し、わからないと回答された方が全体の4分の1以上、27.4%もいらっしゃったことから、町が発信する情報が十分に町民の皆様にも伝わっていなかったことも1つの原因ではないかと思っております。今後、事業の検討を進めていく上では、こうしたことがないように検討の段階ごとに細やかな情報の提供をすることで行政、議会、町民の皆様が共通した認識を持った上で進めていくことが必要だと思います。その上で整備方法等の検討を進めていきたいと思っております。

次に、責任はどのような形で明らかにするのかということですが、町の有権者の4割弱の皆様から町長の解職を求められたという事実については、大変重く受けとめているところであります。今回のリコールの発端となった町の情報通信基盤整備事業については、町の将来にとって必要な事業だと思っておりますが、アンケートの結果を受け、計画の見直しを図っていくことといたしました。

事業の見直しを決めたことについては御理解を得られたのではないかと考えております。この事業の推進に当たって、町を混乱させたことについての責任の一端は当然私にもあると深く反省をしているところであり、できるだけ早く町政の安定を図るため、議会の皆様ともども事態の收拾を図っていかねばならないと考えているところであります。まずは、署名運動に対する有効署名者数の確認作業が来年早々には明らかになりますので、その結果を待って慎重に検討していきたいと考えております。

次に、地域振興にかかわる施政についてということでございますが、かなり広い範囲にわたって御質問がされておりますので、少し時間がかかりますけれども、よろしく願いいたします。

まず初めに、川根本町における基幹産業である茶業への振興支援策と成果であります。平成22年度の茶凍霜害や本年度の茶放射能汚染は、本町茶業界に大きなダメージを与え、なおかつ近年の茶価の低迷、農家の高齢化や担い手不足などによる耕作放棄地の拡大等が大きな問題となる中、第64回奈良大会においては、普通煎茶の部で産地賞2位の成績に終わりましたが、本年度第65回全国お茶まつり鹿児島大会においては、農林水産大臣賞と産地賞のダブル日本一に輝く成績をおさめ、関東ブロック茶の共進会においても、農林水産大臣賞の栄誉を受けるなど、「お茶のくに しずおか」が誇る川根茶を全国にアピールできたことは、川根茶ブランドの維持強化につながり、川根茶の将来に大きな期待をつなぐものとなったと考えております。静岡空港が開港いたしまして、空港内呈茶コーナーにおいて川根茶のもてなし、川根茶PR等、川根茶、リーフ茶のすばらしさ、おいしさをさらにアピールしてまいりました。

消費地、消費者が求める様々な種類のお茶に対応できる産地として、新たな製造法、釜入

り茶等や、おくひかりによる天空の茶産地、奥光の黒ラベル、赤ラベルの商品開発と流通経路の確立、また、川根茶認証産地商品として、品種茶、被覆茶を柱とした清流の茶産地など、新ブランド化を目指した商品開発PRを推進して、積極的に消費拡大につなげていきたいというふうに思っております。

なお、産地そのもののよさをアピールするため、産地である本町を訪れ、体験等を通じてPRを行うグリーンティ・ツーリズムツアーや、いやしの時間と題した川根時間を実施しており、川根茶のファンを増やしながら、今後とも積極的にお茶の消費拡大に努める活動に取り組んでいきたいと考えております。

生産基盤の整備と経営の安定を図る施策として、強い農業づくり事業や地域活性化交付金による緑茶加工施設など生産基盤整備の再整備に取り組んだことは、生産性の向上が図られ、町単独事業による省力化施設整備、茶園改植、自力作業道開設等の支援をしており、過去3年間の実績として、省力化施設整備、乗用型摘採機8台、特産物振興事業、茶園改植597a、自力作業道開設40カ所、茶工場再整備事業14工場を実施いたしました。

県営中山間事業により、各地域においては農道整備、水路整備、給水スタンド、農村公園等、厳しい財源の中、町負担の少ない国県の補助制度を活用して事業を実施しており、また、県単中山間事業においては、下長尾地区に給水スタンドの整備を行います。

農業生産条件が不利な中山間地域の耕作放棄地の発生防止を図る中山間地域直接支払事業を8集落、54.7haにおいて実施をしております。近年、耕作放棄地の拡大等が大きな問題となっていることから、耕作放棄地減少に向けての取り組みに対して5カ年計画により、地域単位での農地管理業務のモデル的取り組みの実践に向けて取り組むなど、耕作放棄地のこれ以上の拡大の防止と減少に向けて、農業委員、地域農政推進員をはじめとして、地域農業者の皆さんと協力して取り組んできており、再生された面積は6.9haと成果を上げております。

機械の導入による省力化、集約化、作業道の整備等による低コスト化や体質強化を図るとともに、農家の多角化による所得拡大、地産地消、6次産業化の具体化を目指していきたいと思っております。

林業・木材産業につきましては、平成21年12月に政府が発表した森林・林業再生プランを念頭に、生産への変化や販売への対応を中心に取り組んできております。森林組合の生産基盤整備として、造材用高性能林業機械プロセッサ、土場管理用のフォークリフト、今年に入りまして、作業路開設用重機アタッチメントであるザウルスロボとウインチ付きの小型バックホー、集材用ウインチなど機械整備を行いました。同時に、森林組合においては、21年度には崎平地区、22年度には坂京地区で集約化施策が開始され、大いに役立っております。これは、全町に拡大することを目標に森林組合を中心に進めていくこととしており、現在、川根本町森林整備計画の策定をしていると同時にエリアごとの森林経営計画が樹立され、林業が保育中心から生産重視へと切り替わっていくこととなります。

町としましては、森林の生産機能重視をしていく一方で、FSC森林認証の考えのもと、

環境や社会的貢献にも配慮した森林整備に心がけていくこととしております。

木材産業につきましては、町内の木材産業が非常に脆弱でありながらも木材生産量が拡大していくことから、町外への販売を模索しております。今年7月には、東京都港区と木材協定を結び、首都圏での木材流通の足がかりをつくりました。この過程では、町内及び大井川流域近隣市町の事業者との連携を特に重視いたします。これにより、山元から最終製品加工販売までのサプライチェーンモデルを築きながら、当町産木材の流通量の増加を図ってまいりたいと考えております。

菌床しいたけを製造している農事組合法人川根美味しいたけでございますが、本格的な稼働が平成22年度から始まり、組合において町内での新たな雇用もできましたことと、農業経営の多角化にもつながっております。今後も、町も支援、協力をしていきたいと思っております。

観光産業につきましては、富士山静岡空港が開港し、主に台湾の方がSLと温泉を目的として当地を訪れるツアー客も定期的に訪れるようになっておりましたが、東日本の震災で、外国人観光客は激減しました。しかし、今年10月現在では、国内全体では、台湾、香港からの観光客は前年を上回るほどに回復してきており、この機をとらえ11月には富士山静岡空港周辺地域観光研究会事業で台湾のエージェントを訪問し、今後外国人観光客のツアー客の増加につなげていきたいと考えております。

国内の観光客につきましては、震災による観光客の激減以降、電力削減のための休日の変更や台風災害、天候不順など様々な要因で回復が遅れております。全国的な観光復興は、新幹線開通の影響もあり九州地域が最も早く回復しました。次いで近畿地方、東海地方と西から回復してきている状況にあります。被災地である東北の観光復興につきましては、小型の漁船を使った観光など、観光業者と他の産業との連携していた地域がいち早く観光復興している状況を見ましても、エコツーリズムや縁側お茶カフェなど地域の他の産業と連携した体験型観光は、これから非常に重要だと考えております。縁側お茶カフェにつきましては、数軒の農家の方が実施し始めたところでありますので、町としましても定着に向け応援していきたいと考えております。川根本町、島田市、静岡市と連携して行いましたSLフェスタ事業のように、近隣の市町との連携事業も重要と考えております。

商工業につきましては……。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(板谷 信君) 何ですか。

○5番(原田全修君) 施政目標をお伺いしたいということでありまして、簡潔に重点的にとらえていただいて、簡潔にお願いしたいという。

○議長(板谷 信君) 町長、結構です。1回やっちゃいます。

○町長(佐藤公敏君) 原田議員の質問時間を含むあれじゃないですから。すみません、とりあえず、これ説明を。

商工業につきましては、震災による影響は、リーマンショックに比べれば早期に回復する

と見ていた企業もありましたが、ギリシャ危機に端を発する円高が回復を遅らせる状況が続いております。企業によっては、他業種への進出など様々な懸命の努力をしておりますので、このような企業とは商工会を介しながら連携し、経営改善の応援をしていきたいと考えております。

町内商店の活性化のためのプレミアム商品券は、消費の冷え込みの下支えとなっており、商品によっては店独自のサービスと組み合わせるなどプレミアム商品券を有効に利用していただいている例もあります。

建築業については、住宅リフォーム事業費補助金も今年度で2年目になり、昨年度より利用者も増え、有効に利用されていると感じております。今後は、社会情勢の変化や景気の回復状況を見ながら、町内の様々な業種の方、町内の各地区への応援をして、町内の経済の活性化を図っていききたいと考えております。

次に、生活環境の整備でございます。

まず、町の子育て対策として、平成21年度から元藤川保育園を子育て支援施設に転用して、地域子育て支援拠点事業を実施し、子育てをするお母さん方の相談・支援、お母さんと子供と一緒に過ごす場所の提供、お母さん同士の交流、サークル等の支援に取り組んでおります。

また、放課後児童健全育成事業を放課後子供プランの実施により、放課後児童クラブを中央小学校と本川根小学校に開設し、放課後の子供の生活の場を提供しています。また、放課後子供教室も各小学校で実施しています。

教育環境の関係で、これは教育委員の関係ですけれども、原田議員の、まず家庭教育についてであります。核家族の進行の中で、家庭や地域における教育力の低下が叫ばれて久しい状況にあり、教育委員会、生涯学習課においては、こういうような家庭や地域の教育力の低下という状況を改善するための方法として、家庭の教育力の向上、子供へのかかわり方、しつけのあり方、親子の触れ合いについて親同士が互いに協力し合い学び合う共通の場として、さゆり幼稚園、各小学校の1年生の保護者を対象として家庭教育学級を開設しております。この家庭教育学級においては、共通実践テーマを親子で楽しむ読書活動と定め、親から子への読み聞かせや親子で読書する時間を持つことなどにより、親子の触れ合いを増やすとともに、家庭における読書の広がり推進することに努めております。

親子で楽しむ読書活動以外の活動としては、各家庭教育学級の運営委員を中心として、親子の触れ合いを深める活動として親子運動会、親子遠足、親子体験活動等の事業に取り組んでおります。この家庭教育学級において、子育てにおける共通認識が得られ、地域ぐるみで次代を担う子供たちを育て、はぐくんでいくという空気の醸成や教育環境の整備が図られているものと考えております。

次に、学校教育でございますけれども、教育の場である学校の持つ大きな役割は、児童・生徒に十分な学力を身につけさせるとともに、心の豊かさや思いやりのある心を持った人間性豊かな子供を育てることにあると考えております。そのためには、人間性豊かな十分な教

育力、授業力を備えた教職員の存在は欠かせないものであります。また、教職員が十分にその力を発揮し、児童・生徒が安全で安心した環境のもとで学ぶことのできる教育環境、学校教育備品、教職員住宅等の整備は欠かせないものであると考えております。そこで、教育委員会教育総務課においては、児童・生徒が安心して安全な環境のもとで自分らしさを十分に発揮して、勉強に運動に何の心配を抱くことのないように励めるよう教育環境の整備に努めております。

さらに、教育環境の整備に当たっては、学校からの要望事項を現地に赴いて状況等を調査する中で優先順位をつけ、できるだけ予算に反映させ、中長期的な計画のもとで整備を図っていくこととしております。しかし、同時期に建設された、築30年以上を経過して老朽化が著しく、緊急な修繕工事等を必要とする学校もありますので、中長期的な計画のもとで整備を実施しているところでもあります。児童・生徒の著しい減少等の教育を取り巻く環境を考えたとき、学校の統廃合等、こういう問題も視野に入れながら教育環境の整備に取り組んでいく必要があると考えております。

医療の整備についての問題でありますけれども、町内医療体制の現況につきましては、8月下旬から休診となっておりましたいやしの里診療所が11月17日から県立総合病院の清水先生に管理者となっていただき、2カ月半ぶりに診療を再開しております。また、専任医師につきましても展開を図っているところでもあります。町内ほか4つの医療機関の先生方にも町民の医療を守っていただいております。平成23年度からは、新たに専門科目の医師が定期的に町内診療所で診療されており、眼科や整形外科、皮膚科など専門科目の診療を受けることができております。

救急医療・休日当番医療体制につきましては、金谷消防署の南分遣所……。

(「議長、動議」と言う者あり)

○議長(板谷 信君) 動議賛成者はいますか。

(賛成者なし)

○議長(板谷 信君) 賛成者がいないので、動議は不成立です。

答弁続けてください。

○町長(佐藤公敏君) 皮膚科の専門科目の診療を受けることができております。

救急医療・休日当番医体制につきましては、金谷消防署の南分遣所、北分遣所の救急車搬送と各総合病院の時間外救急医療・志太榛原地域救急医療センターにより支えられており、休日につきましては、榛原医師会の先生方による休日当番医体制により御尽力いただいております。

医療を受けやすい体制整備につきましては、こども医療費助成事業の拡大や各種予防ワクチン接種公費助成など疾病の予防、軽症化につながるよう予防に努めております。

また、医師の高齢化、医師不足による医師の負担軽減、より充実した医療サービスを提供するため、県立総合病院や島田市民病院等との連携したネットワークを構築し、整備推進を

考えております。

医療・介護・見守り支援体制については、包括支援センターにおきまして介護要支援者の方や介護予防の必要な方などを中心に見守りを行っております。また、ひとり暮らし等の高齢者宅で火災や体調不良などの緊急事態が発生した場合、迅速に対応するための緊急通報システムの活用や、本年度からは包括支援センターの職員が当番で携帯電話を常に持って24時間体制で住民の皆さんに対応できるようにしております。

長くなりましたけれども、以上でございます。

それから、すみません。インフラ整備の関係で……。

○議長（板谷 信君） 答弁漏れがありました。

○町長（佐藤公敏君） 主要地方道川根寸又峡線や上長尾バイパス等に合併……これは違いますよね。はい。道路等インフラ整備についてでございますが、現在、川根本町内では青部バイパスと富士城バイパスの2カ所の工事が実施されており、上長尾バイパスの延伸工事についても過疎代行事業での実施が決定し、現在、測量・設計を実施しているところであります。

川根本町の活性化のためには、幹線道路の整備は非常に重要であると思っておりますので、事業の推進に当たりましては期成同盟会等を通じまして関係機関への要望活動を行い、早期の完成をお願いしているところでございます。

特に、青部バイパスの早期完成は最優先の課題だと思っておりますが、4市2町で組織しております御前崎・奥大井連絡道路整備促進期成同盟会によりまして、県交通基盤部長に対しまして直接要望書を提出し、現状の説明等を行っているところであります。

以上でございます。

○議長（板谷 信君） 5番、原田君。

○5番（原田全修君） 私、大きく言って2つの質問をさせていただいているわけですが、2つ目の質問に対して、地域振興に係る施政についてただすということの中で、私の質問の趣旨がうまく伝わってなかったという、私自身の反省もありますが、さきに冒頭の総括質問の中で言わせてもらいましたように、ブロードバンド論争に明け暮れた2年間といえますか、こういったところで空白の2年間が生じてしまった。一応の決着といえますか、白紙撤回という形になったということから、気を引き締めて市政に臨んでいただきたい。それを行うに当たって、町長ご自身の所見といえますか意思といえますか、そういったようなことを、施政目標と私申し上げたのは、重点的なところを教えてください、そういう質問をさせてもらったわけです。

非常に総花的であった、重点的に取り組むものはどこであったかというのが全くわからないような状態の中で、住民に、これでは感動も与えられない、元気も与えられない、こんな感じがいたします。また時期を改めて、この辺については内容をまた確認をさせていただきますが、私の趣旨であります2番目の質問の施政目標については、後ほどもう一度再質問の中で言わせていただきたいと思っております。

初めに、ブロードバンドに関連するところでありますが、事業の白紙撤回をどう総括するかという、この質問に対しまして、町長はいろいろ述べられましたが、結果的に説明不足であったというようなところに終始してしまっております。もっと丁寧に説明すべきであったということですが、私としましては、後ほどまた個別に質問いたしていきますけれども、説明をすればするほど、この事業への疑問が深まっていったと。この程度だったから、まだまだ住民はこれに期待をするということでアンケートの結果が比較的いい方向へ傾いていたと、私はそんなふうに思っております。

そういうことから、このアンケートの結果、この数字を見て、町長は事業計画をどのように自己評価をしたかということからまず一番初めにお聞きしたいと思います。アンケートの結果から、その数字を見てどのように自己評価されるか、その点をお聞きしたいと思います。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） アンケート結果から、進めてきた事業計画の自己評価はということをございますけれども、将来にわたっての財政的な負担、不安、それから現状のインターネット環境に対する不満は少なかったということに加え、住民説明会後の情報提供が、推進検討委員会での検討結果や本年度に入ってから検討状況の提供が少なかったということがあろうかというふうに思っております。

また、町が提供した各種の情報に対して、住民の皆様が疑問を持たれたというようなことも原因であるというふうに考えております。それらが、必要とは思わない41.5%ということにつながったというふうに思っております。

○議長（板谷 信君） 5番、原田君。

○5番（原田全修君） この我が町にブロードバンド環境が今よりも整備されて、今よりももっと快適なインターネット環境、そういうものを望んでいるという世代をあえて申し上げますと、このアンケートの世代別でいいますと18、19歳の世代、それから20から29歳の世代、こういったところが最もインターネット環境がよくなっていくことを望んでいるんだろうと思います。この世代が、このところを重視しなきゃならないんですが、こういうチャンスに、このような町がブロードバンド基盤整備をやろうとする、こういったチャンスにぜひ積極的に参加をしていきたいと、こんなふうな若者ですから、普通だったらそんなふうに参加率が高くなっていくだろうと、格好のテーマだろうと思っていたところが、実は、その上の30～39歳に比べても、10%、10ポイントも低い43%とか43%の参加率しかなかったという、ここが私はびっくりしました。なぜこうなったんだろう。これは、やはり若者が一番興味を持っている、これから期待をしている、先ほども冒頭申し上げましたが、WiMAXだとか、LTEだとか、こういった超高速ブロードバンド、超高速ワイヤレスブロードバンド、こういったようなところは全くこのアンケートの中には入っていない。これを見ただけで、光ファイバーだけの計画というものについては、もう関心がないんだというような反応がここにあったんだろうと思っております。

そうしますと、ここで若者がどのくらいの、若者の29歳以下の世代が、全体がどのくらいいて、じゃ川根本町が今進めようとしてきた、このブロードバンド整備について、どのくらい必要だと思うという、これを分子にとって比率を見てもみますと、実は18%とか、あるいは15%とか、こういった人たちしか、この事業に期待をかけているという、川根本町に期待をかけているということが非常に少ない数字が出てきてしまっているんですね。こういったような分析が必要だろうと思うんです。ですから、若者が望んでいるのはこういうものではないんだということが、この数字の上から出てくるんだと私は思っておりました。この点について町長はどのような所感を持っておられますか。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 今いろんなツールというものが日進月歩いろいろ進んでおりますけれども、若者にとって、期待するツールと、それから、町として整備していくべきものとの間には、必ずしもイコールではないというふうに思っております。そういう意味で、町としては、地域の住民の皆様にとって有効、産業振興ですとか、いろんな福祉・医療・教育等々、幅広い分野で、町の将来の発展の可能性といいますか、そういうものを頭に入れながら整備していくものでありますので、必ずしもそういう点で一致しない点はあるんじゃないかなというふうに思っております。

○議長（板谷 信君） 5番、原田君。

○5番（原田全修君） アンケートというのは、非常に重要な数値を示してくれるわけなんです。私が今申し上げました29歳以下につきましては、望むと、必要だとはっきり主張している人が15%とか18%とか、こういう数字なんです。この数字は非常に大事にしなければならぬ数字だろうと思うんです。ですから、今町長の答弁は、そういうこともあろうかもしれないが、町全体で考えるとそうではないんだと、そうでない見方もできるんだと、こんなような話になってまいりますと、これらのアンケートとは一体何のためにやったんだというような話になるわけなんですね。ですから、このアンケートの結果は非常に重要視しなければならぬ。

町長が、当初、8割の人たちが光化を望んでいるんだと、住民はそういう反応をしているということであったわけなんです。今回の全体のアンケートの結果から評価してみますと、実は約8割の人が必要だとしていないという逆の数字になってくるわけなんです。必要だとしている人は2割にも達してないという、こういう数字なんですね。町長が当初言っておりました、8割の人が必要だと言っていたものが、実はこのアンケートの結果からいきますと、8割の人が必要だとは思っていないと、こういう結果になってきているんですね。こういったところを重視しなければならぬだろうと思っております。

ですから、この数字についてもう一度、どのように分析をしておるか、そのポイントなるものがありましたら、この数字の上でお示しをしてみてもらいたいと思っております。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 今回のアンケートにつきましては、住民投票に代わるものといえますか、そういうことで、賛成、反対だけでなく、もう少し幅広くということでアンケートを行ったものであります。そういうことで、反対、そしてわからないという、そのわからないというものをすべてマイナス方向でとらえれば、原田議員のおっしゃるようなことになるわけですが、いずれにしても、そのアンケートの結果を重要視して、41.5%という方が全体の中で、今回町が進めようとしてきたものに対して必要ないと、そういうお答えをされた、そういう中で、町としては、今回の町が進めてきたものについては断念せざるを得ないということで、こういうことになったわけであります。

○議長（板谷 信君） 5番、原田君。

○5番（原田全修君） 今私の質問は、このブロードバンド事業白紙撤回に伴ってどう総括するかというのは、やはり中身をもう一度再確認をしていく必要があるだろう。その1つにはアンケートというデータも重要視しなければならないということが1つと、もう一つ、私冒頭に申し上げました、我が町が進めてきておりましたこの光ケーブル網は、これは都市部の光化と比べて、似て非なるものというふうに、こう申し上げました。通告でお届けをしておりますが、進めてきた川根本町独自の光ファイバー網事業計画には、システムとして多くの問題点があった。しかし、町民にはこれを知らせなかった。これについては、設計者のビーム計画設計からの説明がなかったのか。またはビーム計画設計自身が認識できていなかったのかと、こういったところで質問をさせてもらっているんですが、まず、せっかく光ファイバー網をつくっても、インターネットがN T Tにつながらないために、光ファイバー整備の最大メリットである料金の安い光電話にもつながらず、また次世代インターネット網から得られる高度で使い勝手のよいサービスが受けられないと。そして、インターネットの接続は専用の光ケーブルを金谷まで張り、通信事業者の光ケーブルにつなぐこととなりますが、距離が長過ぎること、光増幅機を何カ所も設置しなければならないこと等から、台風などで断線や停電が発生するリスクが多いことなどから、9月には家山で3日間にわたる停電がありました。こういったところではもう完全にこのインターネットは停止してしまいます。こういったようなことから、光信号の切断、それから長距離化によって画像の乱れの発生だとか、故障時の復旧の遅延のおそれが多く、N T Tに接続する方法に比べて信頼度は格段に低いという欠点があります。

自治体が光ケーブル網を整備する場合は、10年後ぐらいをめどにN T Tなど民間に設備を移譲する構想をもとに設計をしますが、当町の独自設計の設備では信頼度が低いために、それができずに、永久的に自治体が保有することになるわけであります。次世代への設備の維持管理という大きなツケを押しつけることになるということになるわけなんですね。こういう大欠陥があるわけです。そして、N T Tへ電話をつなげる場合は、先ほど電話がつながらないと言いましたけれども、つなげる手段もないわけではありませんが、数億円の工事費用がかかるということを当局は承知をしておりますね。しかし、つなげるための設備信頼度は、

これまたさらに改修費を入れなければなりません。こういったことを計算していきますと、私の過去の職業上の経験を含めていきますと、約10億円ぐらいの追加投資が必要になってくる。この費用は、国や県の補助は一切ありません。すべて町で負担することになるわけです。

そして、インターネットの接続業者、プロバイダーは選択の自由度がなく、今はADSL、選択の自由度がもう無限にあるわけなんですけど、1社に限定されてしまうという、こういった欠陥もあるわけなんです。こういったようなところを先ほど言いました。町民は、これは知らなかったわけなんです。これはビーム設計が説明がなかったのか、あるいはビーム計画自身が認識できていなかったのか、この辺についてお答えをお願いしたいと思います。

○議長（板谷 信君） 企画課長。

○企画課長（羽倉範行君） 計画についての問題点ということですので、担当の方からお答えをさせていただきます。

システムの問題点に関しましては、町民の皆様にお知らせをしておこなったとの御指摘ですが、まず、NTTへの接続による光テレビや光電話などのサービスが受けられないとの御指摘につきましては、住民説明会などの席上、利用できないことはお知らせをしておきました。

それから、インターネットの専用ケーブルを金谷まで張ることで何個もの光増幅機の設置が必要になり、停電などによるリスクが増幅するとのことですが、御存じとは思いますが、光ケーブル自体の性能によって利用距離が制限されるものではございません。両端に設置するコンバーターの性能により利用距離が決められるとのことでございます。ケーブル業者のお話では、伝送路として利用する場合には、使用するコンバーターの種類によりまして約50kmまでは利用可能であろうとのことでございます。このため、光増幅機の設置を必要としないとも考えられますが、それとは別に、現在までの説明で、庁内、例えば本庁舎と総合支所におきまして、上位回線事業者との接続は可能であることを何回となく説明もしてまいりました。御指摘の金谷地区での接続については、国交省のケーブルを借用した場合の例としまして、住民説明会等で説明をしてきたものでございます。

また、自治体が光ファイバーを整備する場合に、10年程度をめどにNTTなどの民間事業者への設備を譲渡する構想をもとに設計するとのことですが、補助金という国民の財産を利用して整備した設備を、一概に一定期間が経過した段階で民間事業者に移譲することは不可能ではありませんが、設備ごとに処分制限期間、耐用年数というんですか、処分制限期間が定められておりますので、簡単なことではないと考えております。しかし、通達に定められている要件を満たしているのであれば、10年を経過した時点での財産処分、この場合には移譲ということになります。対応は可能となろうかと思っております。補助金以外にも、合併特例債の返済期間という問題もありますので、その期間中での移譲についても確認が必要になろうかと思っております。御指摘のとおり、この件については住民の皆様には説明をしておりません。

次に、NTTへ電話をつなげる議員の試算の内容は、ちょっと存じ上げておりませんが、住民投票条例特別委員会において、NTT電話網との接続は可能かといった御質問に対しまして、担当課からは、今後実施していく設計の中で、NTTの電話網に接続する設計は可能であること、それに必要な技術基準を満たした整備を構築することでプライマリー電話と呼ばれます110番や119番に接続も可能となることを説明しております。その設備構築につきましては、基幹部分の構築に当たりますので、補助対象になり得ると考えております。ただし、機能が町民の皆様が必要とされているのか、また、その経費を負担することに納得されるのかといった議論につきましては、別の問題かと思っております。

プロバイダーの原点につきましては、町民の皆様の利用料金や基盤整備の全体事業費などの財政的負担を考えまして、できる限り安価で光インターネットの利用が可能となる設備を構築するためのやむを得ない措置となります。この件につきましては、NTTを運営事業者とした公設民営方式では、基盤整備費の見積もりとして税込みで31億5,000万円が必要であったということから、財政的に厳しいと判断し別の手法を選択したということで、NTTのフレッツ光によるサービスが受けられないという理由によるものでございます。

いずれにしましても、10年をめどに民間事業者に移譲する構想以外の件について、町民の皆様には説明をしてきたものと考えております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 5番、原田君。

○5番（原田全修君） 実は、今課長の回答、幾つかの間違ひがありますが、実は1つだけ申し上げます。50kmくらいだったら、これは特に途中で光増幅機が要らないというお話がありました。今の日本の技術、言ってみれば世界の最先端と言ってもいいかもしれませんが、NTTの技術からしてみても50kmは不可能だと。これは今研究中だということでもありますね。ですから、これがやがて何年か後にこういったのが現実化してくれば、我が町が原案でありました、こういったようなものもあるいは採用できるようになる可能性もあるかもしれませんが、そういった私が幾つか申し上げました、幾つかの技術的な知見といいますか、こういったようなものをもっともっと丁寧に説明していけばいくほど、我が町のブロードバンド構想、計画がいかにだめなものであるかということがわかってきた。ですから、これはアンケートの結果が、先ほど言いましたように必要だと思うような人がかなり少ないということだったんですが、説明を丁寧にすればするほど、この数値は少なくなってくるはずなんです。ですので、こういったところで今後きちんと研究をされるようよろしくお願ひしたいと思っております。

例えば、これから申し上げます幾つかの件なんです。町の事業化推進への、どうも誘導策であったと思われるような幾つかの表現が、これもやはり意図的に数字を隠してといいますか、出さなかったりしているような部分がありますが、その1つとしまして年間の維持経費のことについてであります。

運営費は7,000万円とか5,000万円とかということをおっしゃっていますが、我が町がこういった設備を保有しますと、これは必ず寿命というものが来ますので、民間でいいますと減価償却費に相当するものを今から用意しておかなきゃならない。これは設備維持、設備の更新費用という形で、どのぐらいになるかといいますと、私の計算、これは以前町の方にも届けてありますが、16.6億円の事業を実施した場合には、約1億円、年間約1億円ぐらいの設備維持管理費用が必要なんだと。減価償却費に相当するものが必要なんだと。ずっとですよ、これ1億円が毎年ずっと必要なですよ、設備がある以上ね。こういうふうなこともあったんですが、これもさっぱり町当局の方は公表しなかったんです。どうしてそういったことを正しく公表しようとするのができなかったのか。ですから、こういったことがわかれば、やはり住民はもっともっと今の原案がまずいものなんだなという認識を深くしたものだと思いますが、どうして設備維持・更新の費用を計上しなかった、住民に知らせなかったのか、その辺についてお聞きをしたいと思います。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 今回の減価償却ということについての御指摘でございますけれども、減価償却費というのは企業会計の概念でございます。長期にわたって利用する固定資産、その投資に対しては、資産勘定に計上されるものであって、それをいつか経費として処理しないで、耐用年数、税法で定める耐用年数によって定率法、あるいは定額法という形で経費として落としていくという、それが減価償却費でございます。もともと公会計には減価償却費という概念はございません。ただ、原田議員のおっしゃる、それに見合うものをどうするかという部分は、これは残りますので、その分については引当金というような形、これは町では基金積み立てということになるんだらうと思いますが、そういう処理の方法は、そうして将来に備えていくという方法はあるのかなというふうには思っております。

○議長（板谷 信君） 5番、原田君。

○5番（原田全修君） 最も大事な話の1つであったらうと思いますが、公会計にはこういった減価償却の概念はないなどおっしゃいますが、これは町が負担するか、あるいは住民が負担するかは別にしましても、川根本町そのものが、先ほど言いました年間1億円ずつずっと将来にわたってお金が必要になってくるんだと、これが実はほかの本来やるべき、先ほどの2番目のところで私申し上げましたけれども、この町の振興策、地域振興策、こういったようなところへ相当なお金が必要だらうと思いますが、そういったものを食ってしまうという、こういうような欠陥がここに生じるわけですね。ですから、これからは、こういった概念はしっかり意識をした上で、新たなこれからのブロードバンド環境整備に関する取り組みに向かっていってほしいと思っております。ここのところは、民間としてはごく当たり前の常識感を持っているわけなんです、ぜひお願いしたいと思っております。

もう一つ似たような話で、住民に誤った解釈をさせたというところを取り上げてみます。

N T Tのケーブルの光化の時期について、町は、N T Tは局舎内設備の更新を優先するた

めに光化の事業は2025年以降になるものと判断したということですが、これは明らかに誤った解釈を町民に広報しているということになります。これは、2025年といいますと、10年以上光化が来ないじゃないかと、こういう誤った観念を住民に植えつけさせてしまいますが、まさにこういったところを広報しております。ここについての解釈をもう一度お願いしたいと思います。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） お答えしますけれども、最初の減価償却の問題点ということでありまして、町長が申しあげましたように、これは例えば資本積み立てとか積立金勘定では将来の投資に対してそういう対応をしていくということはあるかと思っておりますけれども、現状の施設を布設した後の、それから光ケーブルをどういうふうに布設、また更新していくかという問題については、それぞれの財源的な措置というものは当然考えられていくことでありますけれども、当面としては当町が過疎的な状況が続くという前提であれば、過疎債を充当するとか、そういう方法論もあるわけでありまして、一概にこれが民間で減価償却という部分を想定して積み立てるといったものが公会計に適用するというものではないというふうに考えていただきたいと思っております。

それから、公衆電話とか局舎内のものを優先するかというような問題でございましてけれども、それは、当然ながらNTTにおいては、例えば110番、それとか119番とか、そういうようなもの、公的なものをまず優先してIT化、いわゆる光化にしていくということは当然あり得るというふうに考えております。ただ、この前お答えをしてありますように、これは例えば加入電話のマイグレーションというんですか、移行、そういう状況にありますけれども、これについては必ずしも光を大前提にしているということではないわけであるということをお申しあげているわけであって、それは、先ほど言いましたように、加入電話というのはPSTNでございまして、このマイグレーション、移行については、2010年11月2日のNTT東日本と西日本、そのところで概括的展望ということで公表をしているんですけれども、これは策定をするということではないということ、これは必ずしもそういう確約をしたというものではないということ。なぜかという、2015年に、いわゆる今の交換機D70が、古い交換機が償却年限を迎えると。これに対して2015年までに新しい新ノードという交換機に変換していくということを言っているのであって、では、この2015年の新しい新ノードが2025年に償却期限を迎えると。ですから2025年までの前倒しの5年間で光化の方をなるべくして進めたいということを言っているんですけれども、ただ、これについても必ずしも確実性を保証するものではないと、これはNTTが言っているわけです。

なぜかという、これはアメリカとか他の例にもあるんですけれども、例えばFTTC方式であるとか、FTTN方式であるとか、いわゆる家庭の前の電柱までを光化して、それからメタルを取り込んでいくとか、そういう方式であるとか、中継局までは光化はするけれども、それから後はいわゆる既存のメタル回線を使っていくというような、そういう方式も想

定の中にはあり得るということを行っているわけであって、これが大前提としてすべてが各家庭までが光化するということは確約されているものではないということをお願いしたいというふうに御理解いただきたいと思っております。

○議長（板谷 信君） 5番、原田君。

○5番（原田全修君） 時間も少なくなってきましたものですから、いずれにしても、こういった事業白紙撤回に伴う総括をするということは大事なことであります。正しく反省をし、あるいはこれからのところへ向かうための資料をぜひ得ていただきたいというふうをお願いしたいと思います。

時間の関係で、これに類するものにつきましては、別途、別の形でまた当局の方へお願いをするなり質問するなりさせていただきたいと思っておりますが、今は既にビーム設計が出した案も、実は水泡に帰したということでもありますので、これらが実施に移されなかったということで安堵はしておりますが、ぜひ次へつなげていっていただきたいと思っております。

それで、産業振興、それから生活環境の整備と、こういったところについてであります、先ほど丁寧な説明があった割には重点的なところがとらえられていないということでありました。

質問をしていきます。時間の限り質問させていただきますが、農業につきましては、町長は平成24年度予算編成において、町長の所信の中に、所得拡大に向けて取り組んでいく必要があると、こういうふうに言っております。どのように所得拡大に向けて取り組んでいこうとしておるのか。

そして、私、以前申し上げてありますが、基盤再整備の課題の中で、防霜ファンの更新が10年以内に確実に来るだろうと。このときに、私の試算では12億円必要になってまいります。これは農家に12億円出せという非常に大変なことになります。こういったようなところを含めて、農業、どのようにこれから取り組んでいくのかということを中心にお願いします。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 今の農業の問題でありますけれども、大変お茶が需給バランスが崩れたといいますか、お茶を飲む方が減ってきている。しかも、総量としての人口も減少時代に入っている、そういう中でお茶の消費をいかに拡大していくのか、大変な問題を抱えた茶業界だというふうに思っております。そういう中で、町としては販路の拡大を何とか図っていききたい。それから、農家によっては新たな作目への取り組み、そして、茶畑という空間があるわけでもありますので、その空間、あるいは農家、そういうものをもう少し活用できないのか。簡単に言いますと、交流人口を招き入れることによって、できるだけ手元に近いところでお客さんと触れ合うことによって、お客さんに消費していただく。あるいは、そこに農作物に何らかの手を加えることによって付加価値が高まっていく。そこに高齢者の家庭でありましても、若い方が交流人口として来ていただければ、そこで人と人との新たな交流といい

ますか、そういうものも生まれてくるということで、最近テレビで見た事例でも、農家をリフォームしまして、古民家を使って、いわゆる民宿を始めた事例をちょっと見せていただいたんですが、1日に1組しかとらない、そういう中ではありますが、4、5人のお客様に泊まっていただくことによって所得の拡大にかなりつながっているということで、何とか所得の拡大を図っていくのには地産地消、農商工連携、あるいは6次産業化、いろんな言葉で言われておりますけれども、要は生産地にできるだけ近いところで付加価値を高めていくという、そういう方法を考えていくのも1つの方法かなということで、所得の拡大を図っていきたいというようなことを申し上げました。

防霜ファンについては、課長の方からお願いします。

○議長（板谷 信君） 産業課長。

○産業課長（澤本勝美君） 防霜ファンについて説明をさせていただきます。

平成23年度から国の補助事業、強い農業づくりにより、防霜ファンの施設の更新事業が新たに認められました。町単独事業による多面的機能を持つ茶園の維持確保対策事業により、茶防霜組合が老朽した茶園防霜ファンの施設の更新事業もありますが、事業推進に当たっては、事業費、補助基準、補助率、補助金の上限により、防霜ファン組合の大きな負担もあり、今後県、組合と協議しながら推進をしていきたいと思っております。

以上です。

○5番（原田全修君） なかなかこれぞという重点的な取り組みがされてないようで、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいと思いますが、同様に、今町長が言われた観光と農業の茶業の融合というようなお話、私もこれは以前からもこのようなことを申し上げております。全く賛成なんですけど、だったら、具体的にはどのような形をつくっていくのか。付加価値を高める、これも大事なことであります。ですから加工工場くらいは何かつくってきたいんだというような青写真もぜひ描いていただきたい。

この観光産業の向上、振興は、来春ゴールデンウイーク明けくらいには、あるいはゴールデンウイーク前かもしれませんが、第2東名の横岡インターチェンジが運用に入ること、当町への誘客の絶好のチャンス到来ということになるわけなんです。こういったことを含めて観光産業、この辺のところでのどのような誘客策を図っていこうとしているのか、こんなことも大事なことであらうと思っておりますが、お答えできますか。

○議長（板谷 信君） 商工観光課長。

○商工観光課長（筒井佳仙君） 農業と観光を結びつけた交流人口と滞在時間の拡大ということですが、先ほどの町長の答弁にありました農業や林業など、他の産業と連携したエコツーリズムや縁側お茶カフェ、あるいはまちかど博物館など地元住民とコミュニケーションを図ることのできる体験型観光はリピーターを増やし、口コミを通じた交流人口を増加することが期待されます。同時に、体験型観光は滞在時間を増やす格好の手段と考えております。

次に、新東名の横岡インターチェンジによる誘客につきましては、NEXCO中日本と風景街道とのタイアップ事業で、地域のお勧めルートを作成し、NEXCO中日本のホームページに掲載することを現在計画しております。今後は流域の各種協議会と連携し、流域の食と街道、あるいは食と文化を組み合わせ、テーマを持ってPRしていくことが重要だと考えております。

○議長（板谷 信君） 5番、原田君。

○5番（原田全修君） 残りわずかですので、教育関係なんです、教育長の不在期間が3年になろうとしていると。これに対して、どう町長は対応されておりますでしょうかということなんですが、これに関連して、南部小が複式学級化を余儀なくされてしまいました。保護者や地域の意見をアンケート集約して教育環境の整備に生かすと町長は昨年の住民懇談会で約束をしております。この辺について、その進捗状況をお伺いしたいと思います。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 確かに、町の教育問題を考える上で、体制がしっかり整っていない、肝心の教育長が不在であるということは大変重要な問題だというふうに思っております。一日も早い、この年内までには何とかしなければいけないという思いも持っていていろいろ考えてきたわけですが、今回たまたまこのようなリコールの渦中に入ってしまったということで、今はもう少し静まってからでないと、ちょっと着手できないなということであるわけでありまして、いずれにしても何とか早く体制を整えていかなければいけない、そういう思いではおります。

○議長（板谷 信君） 教育総務課長。

○教育総務課長（中澤荘也君） それでは原田議員の質問について、まず複式学級に対する町の取り組みについてお答えさせていただきます。

複式学級の設置に伴いまして、教員の減ということがございます。複式学級だから学力が落ちたということがないよう、町単独で講師を雇用し、児童が安定した教育環境の中で伸び伸びと学ぶことができるように努めていっております。

次に、その後の進捗状況についてということでお答えをさせていただきます。

教育委員会における取り組みでございますが、教育委員の学校訪問時におきまして、授業の参観をいたしまして、児童の様子、授業の様子とか指導方法についての意見交換、課題等についての検討をしております。また、管理主事等の学校訪問においても同じように授業参観をする中で、専門的な見地から御指導、御助言をいただいております。

月1回開催される校長会におきましても、これは平成23年10月5日に南部小で行ったものでございますが、複式学級の授業参観をいたしまして、子供の様子、授業の様子、指導方法についての意見交換と課題等についての検討も行っております。

また、人事に関する校長面談におきましては、校長から小中学校の統廃合、小規模校のメリット、デメリット、複式学級についての意見等をお聞きしております。来年に入りまして、

教育委員と校長との話し合いの場を持ち、小中学校の統廃合、小規模校、複式学級についての意見交換をする中で、教育委員会としての考え方を統一していきたいと考えております。また、町PTA連絡協議会において、これらのことを協議し、保護者からの生の声を聞きたいとも考えております。

次に、南部小学校の取り組みでございますが、昨年度におきましては、PTA、学校の教師が片浜小学校の複式学級の視察をしてございます。PTA総会においては、複式学級についての説明、理解を求めています。授業参観日において、自分の子供がいる学級のみではなく、複式学級を多くの保護者が参観し、その授業の様子、子供の様子等を参観してございます。また、学校便りというものが発行されておまして、それにおいては複式学級についての生徒の様子等についての紹介をさせていただいております。

1月における山の子発表会というものにおいて、複式学級に取り組んでおります学習成果の発表、校長による来年度の状況等についての説明も行うという計画を立ててございます。ただ、地区懇談会というものが南部小学校にはございますが、今年度については教員の多忙化、PTA役員の減少等において今年度は中止をしたということで校長から聞いてございます。

このような中で、充実した教育環境とすばらしい人格と資質を備えた授業力のある教師がいれば、小規模校であっても、子供たちは、その持てる能力を最大限に発揮し、大規模校に劣らぬすばらしい成果を上げることができるというふうに考えております。

以上であります。

○議長（板谷 信君） 5番、原田君。

○5番（原田全修君） ぜひ、アンケートを含めて、住民や保護者の方々の意見を吸収していただきたいと思っております。

最後に多分なるだろうと思えます。

林業・木材産業、これも所得拡大に向けてどう取り組むかという質問をさせていただいたんですが、最近静岡県内で話題になっております中国木材株式会社、これは広島に本社があるわけなんです、中国木材の静岡県内への誘致による、これは大井川口の近くに工場を持っているわけなんです、ここへ誘致をすることにより県産材の流通拡大の機運が生まれてきております。今この町は、川根本町は、お茶と、やはり林業の町、山の町、森林の町であるわけですので、この資源を活用しないわけにはいきません。こういったような県産材の流通拡大の機運の中で、この川根本町、どのように林業・木材産業に振興策を図っていくのか、これを最後にお聞きしていきたいと思っております。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 林業についても大変重要な課題だというふうに思っております。町域の94%ですか、は森林ということで、そのうち2万6,000は国有林ということになっておりますけれども、中国木材が静岡県に進出のために、県内各流域で現地調査及び関係施設の視

察、あるいは関係者との意見交換が行われております。その後の動向についてははっきりわかりませんが、現在の経営状況等により、平成24年度には事業に着手しないとの情報がありました。今後の進出に当たり、森林組合、県木連、関係事業者、近隣の市町とも情報交換などを通して取り組んでいきたいというふうに思っております。

中国木材についてはそういうことをごさいますけれども、いずれにしても、もう既に伐期が来ている資源は山にいっぱいあるわけでありますが、なかなか木材、出材のコストがかかってみたりして合わないということで、しかも、町の中に製材、あるいは加工施設、そういうものもない中でいろいろ悩みも多いわけでありまして、国の新成長戦略ですか、その中でも林業の振興が取り上げられまして、低層の公共建築物については、できるだけ国産材を使うようにと、そういう動きも一方にごさいますので、そういう中で木に触れる、木と親しむ、国民の意向がそういう方向に向かっていけばいいわけですが、いずれにしても、古民家に入る、そういうような状況もたくさんごさいますので、そういう意味ではこれから林業が見直されてくる時代もあるんじゃないかというふうに思っております。いずれにしても、現在は東京港区と提携をいたしまして、地域の認証材ということでごさいます、これをPRしたり、そういう状況でごさいます。

林業については、大きな課題ごさいますけれども、機械の導入ですとか、あるいは路網整備ですとか、そういう面で行政としてはできる応援をしていかなければいけないというふうに思っております。

○議長（板谷 信君） これで原田君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。再開は11時30分にしたいと思います。

休憩 午前11時24分

再開 午前11時32分

○議長（板谷 信君） それでは、会議を再開します。

一般質問を続けます。

3番、山本信之君、発言を許します。

○3番（山本信之君） 3番、山本信之です。

通告したとおり、まず第1、台風が相次ぎ、川根本町では道路決壊や土砂崩れ、倒木などの災害が発生しました。特に台風12号では林道富沢線が決壊したため、富沢地区が孤立状態となり、大変不便な生活を強いられ不安な日々を過ごしております。富沢地区へ通ずる林道富沢線が、台風により路肩決壊のため通行どめとなっているが、現在の状況はどうか。

次に、川根本町・春野町間の国道362号整備促進期成同盟会についての設立の要望があるが、町の考えはどうか。

最後に光ファイバー情報通信整備事業について質問します。

この事業については、2町が合併するに当たり策定された新町建設計画に、主要プロジェクト名、地域光ネットワークの整備として計画されています。この事業は、光ファイバーの整備により、健康、福祉、学校、教育、防災等の行政サービスの向上、地域活性化などを目的としています。その後、町総合計画に引き継がれ、それからの計画に沿って平成21年度から事業に着手してきたものです。

11月に実施しました住民アンケートの集計結果については全員協議会で報告され、町長からは、アンケート結果を尊重し現計画は白紙に戻す、ただ、都市部の情報過疎化は是正しなければならないと発言されました。これからどのような対応をしていくか伺います。

○議長（板谷 信君） ただいまの山本君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） それでは、山本議員の御質問にお答えいたします。

まず、富沢地区の対応についてということで、富沢地区へ通じる林道富沢線が台風による路肩決壊のため通行どめとなっている、その現在の状況はどうかということでございます。

富沢地区へ通じる林道富沢線が台風による路肩決壊のため通行どめとなっておりますが、現在の状況についてでございますが、林道富沢線の通行どめにより、富沢地区の皆様には大変御心配、御迷惑をおかけしております。林道富沢線の復旧工事につきましては、12月14日開催の議会で請負契約締結について議会の承認をいただき、株式会社柳澤組と請負契約の締結を行いました。平成24年9月末を工期として復旧工事を進めております。一日も早い完成を目指し、効率的な工事スケジュールを検討し施工してまいりたいと思っております。

なお、林道上部の山腹にクラックが入っており、地すべり防止の対策工事も必要な状況がありますが、こちらの方につきましては、県農林事務所の治山課により緊急治山工事として実施する予定となっております。

まず、道路決壊による通行どめの現状については以上でございます。

次に、国道362号の川根本町・春野町間の整備促進期成同盟会の設立の要望が地区からあるわけですが、町の考えはどうかということでお答えを申し上げます。

町の考えはどうかという御質問でございますが、川根本町・春野町間国道362号整備促進期成同盟会の設立につきましては、地元からの要望もございますので、設立をしていきたい、そういうふうには思っております。

以前は浜松市と旧中川根町の1市1町で組織し、国や県に対しまして、浜松といいますか春野町ですね、旧春野町と旧中川根町の2町で組織し、国や県に対しまして要望活動等を行っていましたが、浜松市が政令市となり、国道362号の管理者となったことから、1市1町での期成同盟会は活動中止という状況になっております。ですから、浜松市が誕生してしばらくは続いていたということですよ。今後は、これに代わるものとして川根本町と春野町、浜松市春野町ということでもいいんですか、の自治会とで期成同盟会を組織していきたいと思っております。

362の関係については、まず最初はそういうことでございます。

次に、情報通信基盤事業についての御質問でございます。

山本議員の御質問のとおり、12月8日の全員協議会において、担当課からの住民アンケートの集計結果の報告に基づき、本年度においては詳細設計に着手しない、来年度においても設計関係予算は計上しないとの発言をいたしました。また、現在提示している計画は白紙に戻すこととしますが、情報格差の是正のためには、町が事業主体となった光ファイバー網の整備にこだわらないとしても、町内全地域において高速大容量の通信基盤の整備は必要だと考えております。そうした認識のもと、今後の検討を進めていきたいと考えております。

現在、アンケートに記載されている意見の集約を行っております。その中には、NTTによるサービス提供の可能性やNTTの電話ケーブルの光化の時期についての記述が多く見受けられます。また、携帯電話を含む無線の活用についても御意見を数多くいただきました。

本年度の残された3カ月の中で、こうした民間通信事業者の提案や御意見を聞き、その情報を議会の皆様や町民の皆様とも共有しながら、今後の整備方針を固めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（板谷 信君） 3番、山本君。

○3番（山本信之君） 再質問をさせていただきます。

林道富沢線の工事完了までの迂回路について、どう対応していくか伺います。

○議長（板谷 信君） 建設課長。

○建設課長（大石守廣君） それでは、お答えをいたします。

林道富沢線の工事完成までの迂回路についてはどう対応していくのかという御質問でございましたが、現在、県土木事務所が大井川の護岸工事の資材運搬路といたしまして仮設道路を設置しております。この仮設道路を川根本町が河川占用の許可をいただきまして、来年の3月まで、この護岸工事が終了するまでとなりますが、これが3月で予定をされておりますが、これまで富沢地区への迂回路として使用をしていきたいということで思っております。

そして、この迂回路が使用できる間、3月まで、できるだけ災害箇所の復旧工事の進捗を図りたいということで考えております。

○議長（板谷 信君） 3番、山本君。

○3番（山本信之君） その迂回路については、来年の3月までは仮設道路を設置すると、これはいいです。その4月以降です。4月以降は大井川のその仮設道路はなくなるが、どう対応していくのか伺いたいと思います。

○議長（板谷 信君） 建設課長。

○建設課長（大石守廣君） 大井川の仮設道路でございますが、これが3月いっぱいまで使用ということで、4月以降は仮設道路がなくなってしまうということになります。

この林道富沢線の復旧工法を検討するにつきましては、できる限り工期の短縮を図れるよ

うな工法をということで検討をいたしまして、今回の発泡ウレタンによる軽量盛土工法というものに決定をいたしました。この盛土工事の施工は、天候にもよりますが、約3カ月間で終了させたいということで考えております。盛土工事の部分が完成いたしましたところで、時間規制等の制限付きにはなるかと思いますが、通行可能な状態にまで持っていきたいということで考えております。

それから、3カ月で100%終了できるかどうかというのは、確定ではございませんが、今回の復旧工事を進めるにつきましては、クレーンとか大型のくい打ち機、こういった大型の重機が必要となります。そして、この重機が現場ですえつけを行って作業をするためには、重機が移動するための通路、仮設道路みたいなものですが、こういったものが必要となってきます。これも現場で仮設をしますので、大井川の仮設の道路が使えなくなった場合、この作業用通路が車が通れるかどうかということは今ちょっと何とも言えませんが、最低でも人が通れるぐらいのことができないかということで、現場の担当者とも今後協議をしていきたいということで、個人的に今考えております。

○議長（板谷 信君） 3番、山本君。

○3番（山本信之君） 今、課長から、歩いて通ると、これはいいですがね、やっぱり乗用車、これはしょうがないですが、やっぱり軽自動車は通してもらいたいと思っているのですが、それは全然ないですか。

○議長（板谷 信君） 建設課長。

○建設課長（大石守廣君） 4月中には必ずできるということで見込んでおりますけれども、4月の期間ですね、この期間が、必ず今この場で軽トラックでもいいから通れるような状態になるよということは、ちょっと申し上げられませんが、今この場で言えることは、3月の大井川の迂回路が使用できる間に、できるだけ盛土部分の工事を進捗させるということに努めていきたいというお答えになります。

○議長（板谷 信君） 3番、山本君。

○3番（山本信之君） これ行政だもんで、やっぱり住民が、よし、その道をちゃんとするという気持ちがあれば、やっぱり4月までにちゃんとしてもらいたい。それは、やっぱり住民がそういう気持ちがあつてだもんで、やっぱり言うだけじゃなくて、やればいいですよ。とにかく4月1日から、本当に軽自動車を通れるようにしてもらいたいと思います。

それで、今後もこの林道富沢線が災害を受け、孤立状態になることが考えられるが、今後の迂回路の対策についてはどうするか伺います。

○議長（板谷 信君） 建設課長。

○建設課長（大石守廣君） 今後の富沢地区へ通じます迂回路の対策でございますが、この迂回路につきましては、林道富沢線の上の方に林道平戸線というものがございますけれども、この平戸線からの迂回路というものを考えております。

12月定例議会の初日になりますが、測量設計委託料として989万円の補正予算を御承認し

ていただきました。これを早急に発注いたしまして、来年の秋ごろまでには測量と設計を終了し、それが終了しましたら、引き続き工事の実施に入っていきたいというふうに考えております。

○議長（板谷 信君） 3番、山本君。

○3番（山本信之君） 今の課長の説明では、設計を9月までに一部やって、あとは10月から工事じゃないですか。10月からでいいですね、それじゃ、工事は。違う……待ってください、あの、9月までですか。

じゃあ、9月から工事に入りますか。これはまだわかりませんか。

○建設課長（大石守廣君） 工事はまだ。

○3番（山本信之君） でれじゃあ、10月の補正とか……。

○議長（板谷 信君） 2人で話をしないように。

それじゃ、ここの部分について、建設課長。

○建設課長（大石守廣君） 私、測量設計が来年の秋ごろまでには終了したいということで申し上げましたが、測量設計終了後は地権者もおりますので、地権者の方にも御理解をいただく必要がございますので、それから用地交渉等を始めさせていただきます、引き続きと申しましたのは、そういった作業が終了した後になります、平成24年の10月とか11月ということではなくて25年度以降というふうに。まだ、今、全然、用地交渉とか、そういう地権者にも話をしておりませんので、そういった作業も必要になってくるかと思っております。

○議長（板谷 信君） 3番、山本君。

○3番（山本信之君） 課長、それじゃ、この迂回路の新設でも、とにかく一日でも早く着手できるようにお願いいたします。

次に、4月ごろに設立予定と聞いていたが、遅れた原因は何か伺います。

○議長（板谷 信君） 362の期成同盟の。

○3番（山本信之君） そうです。

○議長（板谷 信君） はい。建設課長。

○建設課長（大石守廣君） 362号に関係をいたします期成同盟会の設立でございますけれども、遅れた原因は何かという御質問でございました。

山本議員とも、本年7月ごろをめどに設立をしたいですよということでお話をさせていただきましたけれども、本年につきましては、台風6号をはじめといたしまして、台風12号、15号に相次いで見舞われるということになりました。そして、道路、施設等、数カ所に被災をいたしました。この被災箇所の復旧に追われるということになりましたので、このために設立の準備が遅れまして、関係者の皆様には大変御心配をおかけし、申し訳ないということで思っております。

現在、被災箇所の復旧のめども立ってまいりましたので、今後は早期設立のための準備を進めていきたいなということで考えております。

○議長（板谷 信君） 3番、山本君。

それじゃ、とにかく課長、今後はどう進めていくかということを書いてもらいたいのです。すみません。

○議長（板谷 信君） 建設課長。

○建設課長（大石守廣君） 今後どのように進めていくかという御質問でございましたが、今後、浜松市、それから春野町の自治会に対しまして連絡をとりまして、打ち合わせを行いまして準備を進めていきたいというふうに思っております。現在、大まかな組織とか規約とか、そういった段取りは案の段階ですけれどもできておりますので、それらをもとに進めていきたいというふうに思っております。

それから現在、静岡市と川根本町間の国道バイパスの整備促進期成同盟会というものを川根本町と静岡市の藁科地区の自治会とで組織をして、県や静岡市等に対しまして要望活動を実施しておりますが、こちら側の同盟会とも協力をしながら活動をしていければというふうに考えております。

○議長（板谷 信君） 3番、山本君。

○3番（山本信之君） 課長、今年4月にこの設立という気持ちがあったので、もし、今年中、3月ぐらいは、それは言えないですかね。あの、久保尾衆でもやっぱり4月だという気持ちがあって、それで、久保尾の地区もちゃんとそういう気持ちがあったので、やっぱり今年度の中で僕はやってもらいたいと思うのですが、それをちょっと書いてもらいたいのです。

○議長（板谷 信君） 建設課長。

○建設課長（大石守廣君） いつごろをめどにするかという御質問でございますけれども、今、山本議員がおっしゃったように、今年度中に設立できるように準備を進めますが、3月議会が始まる前までには終了ができればというふうに考えております。

○議長（板谷 信君） 3番、山本君。

○3番（山本信之君） ありがとうございます。早急に設立できるようにお願いいたします。

そして、最後に、光ファイバー情報通信整備事業だけでなく、そのほかの事業にも目を向け、行政、議会、さらに町職員が一致団結して、この町の将来のために議論していかなければならないと考えています。そのためには町民への説明は必要不可欠だと考えています。このことについて伺います。町長、すみません。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 山本議員の御指摘のとおり、町の事業を進めていく上では、議会はもちろん町民の皆様方の御理解を求めていかなければなりませんので、そういう意味で、しっかり説明責任を果たしていかなければいけないという、今回の事態を受けまして、当然のことですけれども、再度確認をしたところでございます。

そういうことで、今回のようなことのないように、しっかり説明責任を果たしていきたい

と思っておりますので、またよろしくお願いを申し上げたいと思います。

○議長（板谷 信君） 3番、山本君。

○3番（山本信之君） これからのまちづくりのためには、光ファイバー情報通信整備事業だけではなく、その他の事業にも目を向けていかなければなりません。再度、そうした事業の実施には、行政、議会、さらに町職員が一致団結して、この町の将来のために議論していく必要があります。そのために、できる限り早期に町政の安定を図るため、早急に行政と議会が事態の收拾に向けて検討することが必要です。

以上で終わります。

○議長（板谷 信君） これで山本議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は午後1時とします。

休憩 午後 零時01分

再開 午後 1時00分

○議長（板谷 信君） それでは休憩前に引き続いて会議を再開します。

一般質問を続けます。

1番、中野暉君、発言を許します。1番、中野君。

○1番（中野 暉君） 1番、中野でございます。

通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず第1に、情報通信基盤整備についてお聞きをいたします。

先般のアンケート結果により、多くの町民の方々から光ファイバーは必要ないと、情報通信基盤整備事業に反対の声が多くありました。この結果を重く受けとめ、当町に必要な事業であってもこれは白紙に戻すべきかと思っております。しかしながら、情報格差は現実の問題として残るわけで、今後の当町の対応、対策、取り組みを伺います。

次に、観光事業と農業振興でございますが、今年度も多くの観光客が当町を訪れていただいたわけでありまして、秋の紅葉を満喫し、楽しんでいただいた方々もたくさんいらっしゃいました。しかし、毎年減少する観光客、そして宿泊客の減少等々の諸問題が課題となっております。原因はどこにあるのか、どうしたらもっと誘客できるのか、なかなか明確な答えは出てこないのが現状でございます。強みは静岡空港着にあります。来年度は第2東名が開設されて五和インターが活用をされてきます。また、地域を流れる大井川、そしてSL列車、ディーゼルエンジン井川線、アプト式とレインボーブリッジ、長島ダム、寸又峡の温泉を柱に4つの温泉がございます。すばらしい自然環境と、数えれば切りがないほどの豊富な観光資源を持っている川根本町でございます。

競争の激しい厳しい観光事業は、どの観光地でも苦慮している問題でもありますので、当

町も今までもう既に使い古された対策でも、どんなことでもほかよりも一つでも多く対策を打つことが必要でしょう。対策にはいろいろなことが考えられますが、例えば大井川鉄道及び井川線の沿線、観光ルートで使っております道路沿線の景観伐採、標識・看板の整備、景観に欠かせない桜とかもみじ、かえで等々の植栽なども中長期的に計画することも重要でございます。

また、農業と観光、どちらもお互いに絡み合っていることも見逃すことはできない問題でございます。農業の経営も大きく変わっていることも現状で、農業収入が落ち込み、後継者不足の中、高齢のため農業を継続できなくなっていることも耕作放棄地の増加傾向にあらわれております。日本一の茶どころとして、特に沿線の景観は重要で、このことは早急に対応しなければならない。荒廃地、耕作放棄地対策として市民農園、あるいは農業体験農園というものも取り入れ、お茶にかわる複合農業の取り組みも計画的に推進することは、今後の農業に重要な課題となるでしょう。

前にも一度話をしましたけれども、地産・地消、そして身土不二、身土不二とは体と土とは一つであり、人間が足で歩ける範囲、身近なところ、4里と言いますけれど16km四方で、この近隣の身近なところで育ったものを食べ、生活するのがよいとする考えでございまして、生き物とその生息をしている土地、風土環境とは切っても切れない関係にあると言われております。このことを考慮し、野菜、柑橘、柿、そば、もう既に川根、五和にはリンゴもありましたけれども、今から新たな野菜づくりも挑戦をして、農協の人の協力をいただきながらみんなで前向きに取り組んだらどうでしょう。

農業の6次産業化が叫ばれている昨今、観光も含めて相互の地域住民も需要者、消費者でございます。最近始めたトラック市が定着しつつありますが、多くの観光客に立ち寄っていただく販売所は必要で、地場産品を拡販するには不可欠のこととなるでしょう。今年23年度の敵地九州での全国茶品評会、素晴らしい成績で農林水産大臣賞を受賞していただいたわけで、今こそ日本一の茶どころ、川根茶、川根の銘茶をさらに広くアピールし発信しなければならない。厳しく予想される来期の茶業、これは何とかしなければならないのではないかな。大きな看板も設置をしたり、あり余るほどののぼり旗も用意したりと、このようなことを今やる時ではないでしょうか。あらゆることについて地域、農協、観光商工会、そして行政各課が協力、連携をしてアイデアを出し合うことが活力あるまちづくりにつながると考えるわけですが、今後の取り組みを伺います。

次に、被災地富沢地区対策についてでございますけれども、災害を受け、孤立状態が3カ月続いて、今なお不自由をしている状況でございます。富沢地区の皆さんは大変な不便、苦勞をしているところでございます。今まで富沢地区の皆さん方にはいろいろと我慢をいただき、頭が下がる思いでございます。また、ここにいる議員全員からいろいろな角度で御支援、御指導をいただきました。みんなで協力すれば大きなことができるんだなど、改めてみんなで協力して行うことが重要だなというふうな気が起きました。しかし、まだまだ自

由な往来ができていないことでもないし、いつ流れ去るかわからない仮橋では不安は隠せないわけで、春までには、茶期までには何とか対策をお願いしたいと思います。

復旧工事の落札業者も決まり、工事内容、工程等も打ち合わせにおいて、崩落現場にぜひ仮設道の設置を要望するものでございます。また、林道平戸線に通じる迂回路の計画については、先ほどの話よりもっと早く進めることができないか、これもお願いをし、お伺いをいたします。

以上大きく3点、よろしく願いをいたします。

○議長（板谷 信君） ただいまの中野君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） それでは中野議員の御質問にお答えします。

まず、情報通信基盤整備事業について、情報通信環境の現状と今後の対策についてお答えしていきます。

都市部との情報通信格差については、スマートフォンなどの無線技術の利用を含めた都市部地域でのさらなる通信環境の整備により、今までより確実に格差は拡大していると考えています。また、新聞紙上によれば島田市金谷地域では民間事業者による運営を想定した光ファイバー網計画が策定され、来年度以降整備が進められるものと思います。島田市、川根町家山地域では既にU Q W i M A Xが利用できる環境にあり、都市部との格差のみならず近隣の地域との格差も拡大しているのが現状です。中野議員の御質問のとおり、利用環境の格差については現実に発生しており、さらに拡大していると考えています。

町内における環境通信格差についても、アンケートの御意見をまとめてみますと、高郷地区、徳山地区、千頭地区を中心としたN T T局舎の周辺地域ではA D E S Lの利用速度も比較的早く、利用者の皆様はそれほどの不満を感じていないといった御意見が多く見受けられました。しかし、N T T局舎から遠距離にある地域、特に5 km以上離れていると思われる地域については、接続できないといった場合や利用速度も遅く、かなり不満があるといった御意見が多く、また今回の町の計画を含めて情報通信基盤の整備の必要性を訴える回答が多く寄せられています。

これらの御意見からも、町内において地域的要因による格差があると考えます。さらに年齢による利用状況の格差については、アンケートにおける年代別のインターネット利用率として、高齢になるに従い、全国平均と比較し格差が広がってくるという傾向にあります。今後の情報通信基盤の整備における対応といたしましては、現在提示している計画は白紙となりますが、町が事業主体となった光ファイバーの整備にこだわらず、情報通信基盤整備について具体的な検討を進めていかなければなりません。そのためにはまず御意見の中にも多く見受けられましたが、N T Tによる民間サービスの可能性、N T Tの運営を想定したI R U契約による公設民営方式の採用、そしてN T T電話ケーブルの光化の時期といった課題について、N T Tと再度協議していきます。そしてその検討状況を含めた協議結果について、行政だけでなく、議会、住民の皆様とも情報共有をしていきたいと思っております。その上で整備方法、

整備時期、整備区域、財源など総合的に検討していかなければならないと考えています。

次に、観光事業と農業振興についてということでございますけれども、観光客の新規開拓とリピーターを増加させる対策についてのまず御質問ですが、国内観光旅行の形態が団体から個人へ変化し、個人旅行での旅行先へのニーズが多様化、高度化しております。従来の資源、施設を見せる観光ではなく、観光客が五感を通じて実感させる体験型観光への取り組みがここ数年各地で行われています。体験型観光は豊富な資源に恵まれた地域でなくては大きな集客力を持たないとも言われており、豊富な観光資源に恵まれた川根本町は、まさに体験型観光の適地であると考えております。体験型観光で大切なのは、農業や林業、あるいは自然体験を通じて地域の歴史やお祭りなど生活文化を伝えることで、これができるのは地域の人が地域の言葉で伝える以外にないと考えます。ただし、体験型観光で大きな経済効果を望むのは無理があり、短期的に農家の収入を増やしたりするものではなく、体験を通じた人と人とのつながりがリピーターを生み、長期的に波及経済効果をもたらすと考えております。

体験型観光以外の対策としましては、地域の人が豊富な観光資源に気づき、観光資源をどのようにしたら観光商品にできるのか、そして観光資源、観光商品の情報を発信する力をつけること、観光業者、観光協会や行政がいかに情報発信能力を高めていくかも重要な問題であると考えております。

次に、豊富な観光資源を中長期的に整備していくことの御質問ですが、観光資源の中の施設、箱物につきましては、単に施設を見せるだけの旅行はニーズが少なくなっているため、現在ある施設を維持し、必要に応じてリニューアルをしながら施設の魅力、施設のコンセプトの情報を発信し続けることが大切であると考えます。ハイキングコースや登山道などは見晴らしをよくするための修景伐採を行ったり、道路沿い、鉄道沿線や河原沿いなどへの花木の修景植栽を行ったり、地域によっては建物の外壁を木材などで統一して外観とするなどの町並みづくりをし、観光客が散策できるコースづくりなど、川根本町全体が観光客を歓迎しているような景観整備も必要かと考えます。また、観光資源の整備にあっては文化遺産や自然環境を壊すのではなく、文化遺産、自然環境を保護・保全しながら行うことが大切で、手つかずの自然が多く残る当町においては整備していく地域と手つかずの自然をそのまま保全していく地域を区別して整備していくことも重要と考えております。

本町の特産物であるお茶は、農林水産大臣賞や産地賞をはじめ、数々の輝かしい賞を受賞するなど、全国的に知られている川根茶の産地ですが、近年では農業従事者の高齢化や担い手不足が深刻な問題となっております。今後農業を維持していくためには、高品質な生葉の低コスト、安定生産を図るとともに、複合作物の導入も必要と思います。現在複合作物として菌床しいたけ、柚子、ブルーベリー、自然薯などに取り組んでおり、来年から新たな作物のねぎ栽培の取り組みが始まり、茶生産農家の安定収入につながると思います。また、県志太榛原農林事務所の指導で、共同工場による地域茶業を支える安定生産体制の確立による、低コスト・省力化栽培の現地検討を実施しております。今後検討するため販売先との連携強

化、また茶園マップ作成を今後実施し、地域茶園の今後について方向性を明確にする取り組みを行っております。

また、平成24年に乗用型茶摘採機の導入による茶園と茶工場の共同管理の取り組みも行われます。町単独補助事業として茶の生産性を高めるため、圃場内に作業道の開設、老朽茶園改植、茶園造成、荒茶加工機械の更新、新設及び衛生管理施設に要する経費、高品質茶生産管理機の導入など、事業実施に今後も支援を続けていきたいと思っております。投資効率を高めるためにも規模拡大、営農の組織化、機械の共同利用などは重要であり、生葉生産と荒茶加工が連動していますので、加工工場と連携した機械化生産を検討する必要があります。なお、町としても県の指導を受けながら営農指導を進める農協とも連携して支援していきたいと思っております。

次に、耕作放棄地対策についてですが、耕作放棄地実態調査において、川根本町内の耕作放棄地である農地面積は、平成22年11月現在、約29ha、約600筆であります。この耕作放棄地対策は、本町、志太榛原地域のみならず全国的な課題としても検討されております。耕作放棄地の発生要因である生産性の低さ、土地条件の悪さ等の解消に向けての取り組みとしては、茶園の改植補助、自力作業道の開設補助等を実施しておりますが、耕作放棄地の背景には高齢化やお茶の価格低迷、受け手となり得る人の対応等、地域によって様々であり、複雑な問題を抱えております。町では国の耕作放棄地再生利用事業による再生作業、土壌改良、営農定着などによる取り組みをしております。また、お茶と組み合わせる経営ができる複合作物への導入に支援補助などを行っていききたいと思っております。長期にわたって農業を続けることが大切ですので、地域を挙げて取り組む体制づくりをし、地域、農業者の皆さんと協力して耕作放棄地解消に取り組んでいきたいと考えております。

次に、富沢地区についてでございます。

台風12号により被災を受けた富沢地区については、被災地の状況の情報共有を図るとともに、庁内の連携を密にし、総合的な対策を検討するため、9月以降、被災地対策会議を開催しております。被災された地区には90歳以上の高齢の方もいらっしゃいますので、これらの方の健康管理のための訪問や、一時避難される方に対して町営住宅の無償貸与、家電製品の貸与等の支援方策を協議・決定してきました。大井川を横断する仮設道が整備され、時間帯に制限があるものの通行が可能になったことは、大変うれしいことではありますが、3月以降の対策等今後も引き続き解決しなければならない問題が多く取り残されておりますので、庁内の対策会議を随時開催して検討してまいりたいと考えております。

それから、道路の関係でございますが、林道崩落に伴い孤立した富沢地区の対策について、現在大井川に仮設道路を設置し、時間規制等の制限つきではありますが車両の通行が可能となっております。今後は被災箇所を早期復旧を進めていくとともに、林道富沢線にかわる迂回路の新設についても検討をしております。

次に、道路復旧についてという御質問でございますが、復旧工事につきましては株式会社

柳澤組と工事請負契約を12月14日に締結しており、資材等の準備ができ次第復旧工事を実施してまいります。平成24年9月末を工期としておりますが、早期完成を目指して進めてまいります。

次に、崩落現場復旧工事にあわせて仮設道路の対策を打てないかという御質問でございますが、被災箇所の道路は幅員3mと非常に狭い区間であることと、地形も急峻な箇所でありますので、被災箇所に仮設の道路を設置した中で復旧工事を進めるということは、困難であるものと思っております。大井川の仮設道路が使用できる間にできる限り工事を進捗させ、制限をつくることになるかとは思いますが、車両通行が可能な状態にまで持っていきたいということで考えております。

次に迂回路についての計画でございますが、将来的には林道平戸線からの迂回路の設置を検討してまいります。そのための事業費として、12月補正予算で測量設計委託料として989万円を御承認いただいたところであります。来年度中には測量設計を終了し、地権者や関係者の皆様と協議を進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（板谷 信君） 1番、中野君。

○1番（中野 暉君） 1番目の情報通信整備事業について再質問をいたします。

この事業を白紙に戻したことで、この事業にあわせて計画をしてきた防災に関する事業はどのように対応をするのかお伺いをいたします。

○議長（板谷 信君） 総務課長。

○総務課長（柴田光章君） 防災の関係の取り組みについてでございますけれども、災害時における情報の伝達は非常に重要な事項になります。町が現在確保しております情報伝達手段としましては、防災行政無線、それから新簡易無線、衛生携帯電話、アマチュア無線があります。このうち同報系防災行政無線は、町全域に整備しており、災害情報の伝達手段に運用しております。防災行政無線で放送する内容は、共通性、公共性の高い情報で、利点としては同じ情報を同時に放送することができるということでございます。

インターネットを利用した防災に関するサービスは、町ホームページ上でお知らせ以外は提供していません。インターネットを利用した場合、地域別の被災状況や安否確認に関して情報の発信や情報の取得が可能となるという利点がございます。事業者が提供するサービスを利用して防災上役立つということが可能でございます。例を挙げますと、災害用ブロードバンド伝言板、ウェブ171があります。このサービスは災害等が発生したとき、避難所等を含む被災地域の方がインターネットを経由して伝言板サイトにアクセスし、電話番号をキーとして伝言情報の登録ができるというものでございます。そのほか静岡県が運営する静岡県土木総合防災情報、サイポストレーダーや静岡県土砂災害警戒情報補足情報配信システム等を利用して防災に役立つことが可能となります。ただし、ウェブ171以外は情報の閲覧、収集のための利用となります。今後の取り組みとしましては、現有のホームページの防災や

災害に関する情報を充実するように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（板谷 信君） 1 番、中野君。

○1 番（中野 暉君） よろしく願いをいたします。

次に、福祉が一番の売りであったわけではありますが、このことについてはどのように対応するかお伺いをいたします。

○議長（板谷 信君） 福祉課長。

○福祉課長（西村 一君） 福祉の面からということですが、インターネットの簡単な端末を高齢者の方にお与えして、毎日の定期見守り等ができるのではないかと考えておりました。毎朝8時になりましたらボタンを押していただきたいというような形で見守ればなという考えがあったんですけれども、見守る方法はほかにもいろいろあるんですけれども、これからもひとり暮らしの高齢者は増加傾向にありますので、これまで以上に民生委員さんや近隣の皆さんに煩雑に多くの高齢者の方の見守りをお願いするとともに、包括支援センターの職員も見守っていくし、これからボランティアの皆さんにもいろいろお世話になって、そういうことに重点を置いてやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 1 番、中野君。

○1 番（中野 暉君） その次にこのこと、観光は最も重要であろうかなというふうに思っておりましたので、観光においてはどのような対応になるのでしょうか。

○議長（板谷 信君） 商工観光課長。

○商工観光課長（筒井佳仙君） 観光分野におけるインターネットの利用状況につきましては、最近の宿泊客の3人に2人はインターネットで宿泊先をチェックすると言われております。既存の旅行会社の売り込みも重要で継続していく必要がありますが、自社のホームページあるいはネット系の旅行業者を使った場合、既存の旅行会社に比べて手数料が安い、商品価格の自由度が高い、宣伝費が安い、非常に幅広いマーケティングが可能になるなど、インターネットは非常に有効な集客手段であります。さらに、震災以後は間際の宿泊予約が増えるなどの変化も顕著になってきており、インターネットによる集客がさらに重要性を増しておると考えております。ホームページ以外ではツイッターやフェイスブックといった新しい情報発信手段が大きな宣伝効果を持つようになってきておりますので、今後はツイッターやフェイスブックなどをどのように上手に使っていくか、またスマートフォンなどを使ってどのように誘客につなげられるかなどの研究も必要かと考えております。

○議長（板谷 信君） 1 番、中野君。

○1 番（中野 暉君） 次世代を担う今後の若者、教育に関することについて、現状と今後の対応というもので、少しお伺いをいたします。

○議長（板谷 信君） 教育総務課長。

○教育総務課長（中澤莊也君） それでは教育分野における現状と、今後の取り組みについて御説明をさせていただきます。

各小学校におきましては、本年度までに全職員にパソコンを配備して事業を完了しております。すべての職員がそのパソコンを利用してインターネットを通して必要な情報、資料等を得られる環境等は整備されたものと考えております。さらに各小学校においてはパソコン教室が設けられておりまして、児童・生徒は担任等の許可を得る中で自由にインターネットを利用することができるようになってございます。自分の知りたいこと等についての情報を得ることができるという環境にございます。IT化の流れの中で、教師も積極的にIT機器を使った、例えば電子黒板等を使った授業を展開している現状であります。また、事務的な面でいえば、県教育委員会からの依頼文書等はすべて電子メール等によって送信されてきます。それを受けた町教委も各小学校に対して電子メールに文書の再送信を行う環境というものは整えられております。これからの情報化社会において情報化社会に対応していくためには、やはりハード面の整備だけではなく、それを利用する人材の、ソフト面でございますが、育成もあわせて行っていく必要があると考えております。今後の情報化の流れの中で、ますますICTの機器を利用した授業、その必要性は高まってきますし、今後行われていくものと考えております。この機器を利用した授業において、授業の質の向上、生徒に対する指導の充実、子供の学びを豊かにするという利点があると考えております。さらに授業時間の確保、教材の作成等における時間の短縮という面においては、教師等において非常にメリットがあるというふうにも考えております。

今後このような流れの中で、情報通信の基盤整備というものは、学校教育の環境の充実という面から考えても重大な課題ということでとらえております。

以上であります。

○議長（板谷 信君） 1番、中野君。

○1番（中野 暉君） ぜひスムーズな切りかえをして、的確な取り組みをお願いいたします。まだまだほかの課の方にもお聞きしたいことはありますが、次の質問に移りたいと思います。

観光事業と農業振興について。今回は特に食と観光をテーマに、観光事業から見た農業ということで、観光課で関連できることは答えていただきたいと、こんなふうに思います。

まず第一に、観光客の新規開拓に伴い、新たな観光資源開拓と新たな観光の取り組みの考えをいただきたい。よろしく申し上げます。

○議長（板谷 信君） 商工観光課長。

○商工観光課長（筒井佳仙君） 新たな観光資源といたしまして、町長の答弁にもありました、町並みを創造するという一つの、まだアイデア段階の話なんですけれども、上長尾地区から高郷地区の国道沿いの店舗は、昭和の時代の風情というか、を残した建物がいっぱいあります。商店の協力を得て、材木などを外壁に張って、統一した修景整備を行うことで、散策コースとなり得る可能性を含んでいるかと考えております。

また、智満寺にあります建物、歴史美術品などは観光素材として素晴らしいものが数多くあります。また、さらに国道沿いには個性的で観光客にも魅力的な食事をする場所も数多くあります。これらを組み合わせれば観光商品として素晴らしいものができるのではないかと考えているところです。ただし、現在は交通量も多いので、上長尾バイパスが完了した時点にあわせ、景観整備を今後検討していくことも必要かと考えております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 1番、中野君。

○1番（中野 暉君） 新しい取り組みが本当に実現すればいいな、こんなふうにも思います。

次に、車で大井川沿線を走っても大井川鉄道に乗っても、景観伐採をしなければならないと思われる箇所が数多く見られます。特に寸又峡、接岨峡の観光ルートは積極的な取り組みが必要でしょう。また、井川線は特に景観も期待することで、早急に調査をされたい。観光地の見直しということで、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（板谷 信君） 商工観光課長。

○商工観光課長（筒井佳仙君） 景観伐採についてですけれども、県道沿いやアプトライン沿線につきまして、少しずつではありますが景観伐採を行っております。景観伐採や植樹につきましては、地主の方の意向もありますので、今後地主の方の協力をいただきながら進めていきたいと考えております。

○議長（板谷 信君） 1番、中野君。

○1番（中野 暉君） 今までも景観伐採は行われてきました。ただ伐採をすることだけではなく、伐採をする箇所でももみじ等必要なものは残すということも重要なことで、このことも配慮をいただきたい。

観光景観に手を入れるということは、秋の紅葉、春の桜、中長期的に計画を立て、植栽をぜひお願いしたいと思います。見どころを計画的につくっていくことも重要なことかと思うが、いかがでしょうか。

○議長（板谷 信君） 商工観光課長。

○商工観光課長（筒井佳仙君） 植樹、景観につきましては、今後町全体をゾーニングするなど、議員のおっしゃるとおり計画性を持った整備が重要だと考えております。

○議長（板谷 信君） 1番、中野君。

○1番（中野 暉君） ぜひお願いをいたします。

寸又峡の売りの1つ、ダムとつり橋というものがありますが、寸又ダムの水が少ないわけで、土砂が堆積しているのが原因であろうかなというふうに思いますが、この点、対応は難しいのか伺います。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 寸又峡のチャームポイントの一つでございます夢のつり橋、大間ダムの上にかかっているつり橋でございますけれども、あそこは下に湖があって、その湖がエメ

ラルドグリーンといいますか、それがお客さんに喜んでいただいている部分でございますけれども、今回の台風で土砂があそこにたまって、そして今現在まだ濁っている状況でありますので、エメラルドグリーンが見られないということで、一昨日でしたか、中部電力にお願いに行っていました。河川の管理上の問題ですとかいろいろあるということで、即答はいただけなかったわけですが、何とか来年の新緑のころといいますか、そのころにはということ考えていきたいと、そういうお話でございますが、また検討結果については返事をいただけるということでございますけれども、正直言ってなかなか土砂を川の外に出せないというようないろいろな事情もございまして、難しい問題もあるようでございますけれども、何とか中部電力としても対処していきたいというお話ではありました。

○議長（板谷 信君） 1番、中野君。

○1番（中野 暉君） ぜひお願いをいたします。

ダムの話が出ましたものですから、長島ダムがうちのところにはありますが、もっと多くの人を集客することはできないか、船を浮かべてみたらどうでしょう。いかがでしょう、この点について。

○議長（板谷 信君） 商工観光課長。

○商工観光課長（筒井佳仙君） 接岨湖に集客のための船をとという御提案ですけれども、現在エコツーリズムでは接岨湖を使ったカヌー体験プログラムを年間数回実施しております。ただし、これを一般観光客が常時利用していくためには、ガイドの養成など実施体制に課題があるのが現状です。しかし、今年県内のカヌーを販売する会社から1つの提案がありました。この提案の内容は、この会社が販売しておりますフィッシングカヤック、釣りのためのカヤックなんですけれども、これを接岨湖で釣りをして、これを町と協力してPRしていきたいというものでした。このフィッシングカヤックは軽量で安定性もよく、価格も安いので、個人で購入できるほどの金額でありますので、フィッシングカヤックを使って接岨湖で大型のニジマスやアマゴが釣れることを釣り雑誌や新聞、あるいは釣具店などに情報を提供することで、釣り人が訪れることが期待できます。このような民間の力と協力しながら、カヌー人口の底辺を増やしていくというのも一つの観光振興の手法ではないかと考えております。

○議長（板谷 信君） 1番、中野君。

○1番（中野 暉君） 今、カヌーの話が出ました。我が町からオリンピック選手、これは大変なことで、このことをチャンスにカヌーのまち川根本町を広く世界にアピールしたらどうでしょうか。早急にプロジェクトチームを結成し、訪町に備える準備、そしてあるいは当町で大会を持ってくることのできるような体制づくりを整えることが重要と考えます。このことは観光事業にも一役買える事業であり、当町の地域活性化につながることで、ぜひ実施できるよう提案するものでございます。このことについていかがでしょうか。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 平成15年に静岡国体がございまして、そのカヌーの会場として接岨湖、

それから八木の川原ですね、2つの競技が行われたわけでありましたが、それを機会にカヌーにこの町、取り組んでまいりまして、今の議員のお話にございましたように、このたびはロンドンオリンピックに出場する、そういう選手まで育ててきたという状況がございます。それから先ほどの商工観光課長のお話のように、カヌーをレジャーの一つの道具として使ったらどうかというような御提案もございました。そういう中で、いろいろな体験型観光等もはやっている中ではありますので、何とかカヌーも町の振興の一つの大きな力になるのかなというふうに思っております。

それから、大会の誘致ということでございますけれども、八木の河原を使ってのスラロームの大会ですか、チャレンジ大会ということで、今年はちょうどお天気のぐあい等もあつてできなかったわけですが、これについてはやっているわけでありまして。それから、接岨湖を会場としての静止水の上でやるフラットウォーターレーシングですか、これについても現在その川根高の練習等には使っておりますし、体験ツアーということで試験的といいますか、ツアーを開いたり、カヌー教室等を開催しているわけですが、その競技についてもたしかコース等のものはそろっているんだというふうに思いますけれども、そこら辺についてはまた検討していきたいというふうに思っております。

○議長（板谷 信君） 1番、中野君。

○1番（中野 暉君） このオリンピック選手というものは、当町ではなかなか今後は出ないんじゃないかというふうにも思いますので、これを機に売り出すことは重要ではないかなというふうに考えます。ぜひよろしく願いをいたします。

観光には我々もそうですけれども、食べ物というものが大変重要であつて、料理というものは主要を占めるんじゃないかなと、地元の食材を使った料理、このことについてのアイデア、いかがでしょうか。

○議長（板谷 信君） 商工観光課長。

○商工観光課長（筒井佳仙君） 今年関東の旅行会社を訪問した際、この地区には地元の食材を使った料理が欲しいという指摘をされました。そこで観光客がどのような料理を期待してここへ来るかと伺いましたところ、きのこ汁というような話が出まして、きのこ汁なら地元の菌床栽培を始めた農家がありますので、そこでのしいたけなど地元の食材を使って提供できますので、早速地元の、2軒ぐらいなんですけれども食堂の方をお願いして試験的にメニューをつくってもらいました。観光客に非常に好評だという評判をいただいております。

今後産業課の協力を得ながら、このようなほかの食材、観光客に向けた食材をつくってくれる農家の方を探し、食材づくりをしていくことも必要ではないかなと考えております。

○議長（板谷 信君） 1番、中野君。

○1番（中野 暉君） 耕作放棄地対策であります、大変難しい問題で、補助金も手厚いものがありますが、しかしながら全国的に歯どめがかからず、当町も来年度耕作放棄地が増加の予想がうかがえます。この耕作放棄地を利用した市民農園、体験農園などを取り入れ、近

い将来必ず来る食糧問題、食べる物は高騰をするでしょう。地産・地消を考慮し、まず自分の食べる物は自分で栽培する、この運動を始めたらどうでしょうか。

○議長（板谷 信君） 産業課長。

○産業課長（澤本勝美君） 農業体験農園など、農業主自らまたは農業者、農業後継者に継承されていない、担い手に集積されていない土地を利用して開園することにより、農地の利用増進、地域農業振興、農業主以外の人々の交流が図られること、また近くには歴史・文化的な資産など、魅力に満ちた地域資源があると思いますから、これらを一体に楽しめることによって地域活性化につながるとともに、地域が連携することによって今後広域に取り組むこともできると思います。農業ヘルパーなど支援組織、支援整備等助言や補助など、農業、町農協などの連携による支援により、今後土地の有効利用につながることから対応を考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 1番、中野君。

○1番（中野 暉君） 販売所の設置ということに前回も触れましたけれども、ぜひ重要であり、企画をしていただきたい。野菜づくりの勉強会も、そしてそれには農業支援員の設置はぜひ考えていただきたい。このことについてはいかがでしょう。

○議長（板谷 信君） 産業課長。

○産業課長（澤本勝美君） 農業支援についてでございますが、現在地域農業支援員としまして、昨年から町の事業に1名協力をお願いしております。今年度につきましても茶品評会の巡回、農家の意見集約など、また耕作放棄地関係に取り組みをしていただいております。町の茶業など事業をするに当たり、農協の営農指導員には指導、協力をいただくとともに、お互い情報交換など連携をとり、事業を進めております。今後そういう立場の方の配置が必要となれば考えていく必要があると思います。

以上です。

○議長（板谷 信君） 1番、中野君。

○1番（中野 暉君） ぜひ、この川根本町には農協の営農指導員上がりがたくさんおりますので、その方々は今まで農協でほとんど営農指導ということで給料をもらっていた人間でありますので、必ず皆さんの力になってくれるんじゃないかな、こんなふうにも考えますのでその点もひとつよろしく願いをいたします。

先月、川根時間として智満寺のイベント等ありました。特においしいお茶は評判がよかったようでありまして、好評のため、ぜひこのこと、また最近では小井平の川崎さんでも縁側カフェ、喫茶ということで行ったようでありますが、大変好評ということであれば今後も御支援をしていただき、継続をしていただきたいなど、こんなふうにも思いますので、この点についての何か答弁がありましたらよろしく願いをいたします。

○議長（板谷 信君） 企画課長。

○企画課長（羽倉範行君） 現在実施しております茶市場開発調査の現状と今後の計画ということでお答えをさせていただきますが、以前産業課の方で県立大学の岩崎教授に川根茶につきまして調査をした結果がございまして、流通業者には川根茶は知名度が高いが高いブランドとして評価をされておりますが、消費者から見ると首都圏、中京圏での調査では他産地に比べますと認知率が低いという調査結果から、現在関東圏を中心に川根茶の認知度アップを目標に事業を今展開しているところでございます。

本年4月から5月にかけて、都営地下鉄の駅や地下鉄の車内へのポスターの掲示、アルタ前での街頭ビジョンでのコマーシャル等の放映を実施してきました。また今年度全国茶品評会では輝かしい成績をおさめました。この受賞を広くアピールするために、都内のアンテナショップでのPR、また川根本町がお茶の名産地であることのイメージアップを図るため、お茶と観光を結びつけた宿泊施設での呈茶や、先ほど申しました農家の縁側等を利用した農家カフェも、現在6軒ほどの方が手を挙げていただき、開設に向け準備を進めているところです。12月18日ですか、ちゃつきり娘の養成講座がありまして、その方たちを試験的にそこへ連れて行ったわけでありまして、大分好評を受けまして、ああしたらいい、こうしたらいいというような意見もいただきました。この事業も継続性を持たせるための支援を今後進めていく考えでございまして、おもてなしの心が集客にもつながり、またお茶の地産地消、販路拡大にもつながることを期待しております。

また、今後ですが、お茶だけではなかなか商品に結びつかないという考えもありまして、川根茶と何々、例えばスイーツといったセット商品の開発も必要かと思ひまして、次年度に向け事業の実施の検討をしているところでございます。

以上です。

○議長（板谷 信君） 1番、中野君。

○1番（中野 暉君） ぜひ好評であるものは続けて、またもっともっと広く協力をしていくことが必要ではないかな、こんなふうにも思います。

先般、手もみの実演、茶接待ということで茶茗館で行った折に、寸又峡帰りのお客様と話をいたしました。寸又峡で飲んだお茶、おいしかったですかというお話をしている中で、ちょっと余りおいしくなかったという話を聞いて、この手もみのお茶もそんなに我々が思うほどの独特の味というものを、おいしいというところには、素人には難しいかなというふうに思っておったわけでありまして、それでもこの方がおいしいというふうな話がありまして、茶茗館にはその奥に座敷で呈茶をしていただき、いいお茶を飲ませていただけますので、その方を御案内したところ、帰りしなにやっぱり川根茶はおいしいなど、こんなふうなお言葉をいただきました。川根茶のおいしいお茶を呈茶する勉強会、そして旅館、また食堂でもこのようなことを広めていくことが川根茶らしいおもてなしをすることができるんじゃないかなというふうに思っております。ぜひ川根へ来たらいいお茶を飲めるような、この川根茶らしいおもてなしができるような支援も考えていくことが必要じゃないかなというふうに思いま

すので、この点長期的に考えてもどんなものでしょうか、いかがでしょう。

○議長（板谷 信君） 企画課長。

○企画課長（羽倉範行君） 地元に来ましておいしいお茶を飲んでいただくというような手法でもって、寸又峡を中心に行っておるんですが、今後、今年度、南部地区の方にも声をかけたところ、宿泊施設あるいは食堂の方等も意欲的に参加してくれるというような御返事をいただきました。これも広めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 1 番、中野君。

○1 番（中野 暉君） 前回のときにもたしかお願いをしたわけではありますが、八木のもりのくに、時之栖が管理をいただいておりますが、いろいろな形でこの町としても支援をしていかなければ、もしかすると何か成績が悪いかかわいそうだなとか、顔を向こうに向けることができないんじゃないかな、こんなふうにも思います。何か聞くところによると、割引券等も活用していければというふうな話もありました。そのような対応もできているようありますので、ぜひみんなで盛り立ててやるような対応ができればというふうに考えております。

また、本川根にあります文化会館でもいろいろな企画をしていただいているわけですが、なかなか入りが少ないようでございます。ぜひみんなで協力をして、この川根本町が活性化するような取り組みができないか、いろいろなことを提案しながらそれらを盛り立てていただくことを、ぜひお願いをいたします。今後の課題として対応の方、いろいろところで話し合いをしながらこれを進めていただきたい、こんなふうに思います。

次に、被災地富沢地区の対策について。また、くどいようではありますが、大井川にかかる仮設橋の工事道路であります。これは本当に今ちょうど水が少ない時期であり、今通れる状況ではありますが、すぐに不安な状況でありますので、先ほどの話がありましたように崩落現場にぜひ時期を、我々も指定をするわけではありますが、早目の工事で対応するというような話がありましたけれども、このことについては今本当に地域の方々は一生涯懸命我慢をしているところでありますが、本当に茶期になれば必要な道路でありますので、早目の工事が完了するよう指導するとともに、できれば、できなければ工事用の仮道路というんですか、それも通れるような手配をしていただきたいと思いますので、この点について正確な、明確なお答えが先ほども出なかったわけではありますが、ぜひお願いをいたします。

もう1点は、今の話は先ほど返答をいただきましたので努力をしていただきたいと思います。この点でとどめます。

林道平戸線に通じる迂回路建設について。どうも自分が考えるに進行ぐあい、その工程ぐあいが遅いような気がしますが、もっともっと早くできないか、ぜひ検討、先ほどの答えが精いっぱいかどうかということも含めて検討する余地がある、どうすればもっと早くなるかと、こんなふうなこともお聞かせ願えればありがたいと思います。

○議長（板谷 信君） 建設課長。

○建設課長（大石守廣君） それでは、ただいまの御質問ですけれども、まず1点目は大井川の迂回路がなくなった後の対策についてということですが、大井川の迂回路が3月までは使える状況ですので、それまでにはできるだけ早く復旧工事を進捗させたいと思っております。そして、先ほども申し上げましたけれども、復旧箇所の盛土部分、この部分が工期的には3カ月ということで見積もっておりますが、これが正月明け早々現場に入るわけですけれど、これが3月後半から4月ごろまでかかるということになります。そしてその4月になればもう大井川の仮設道、使えないという状況になりますので、現場に重機を据えつけるための仮設道路としてクレーンとか現場のくい打ち機といった大型の重機、こういったものを据えつけるための仮設の足場を現場に組んでいきます。これが確実に使えるかどうかというのは今後現場の責任者とも検討していかないと、明確ではございませんが、この仮道が使用できるような状況であれば、一部規制等をつけて使用できればなということで、今考えております。これは今後現場の責任者と検討していかなければ、必ずできるところでは断言できませんが、もしそれが車の車両が困難ということになれば、仮設の足場、単管足場等で仮設の道路をつくって人の行き来はできるというような状態にしていきたいと考えております。できるだけその現場、工事用の仮設道、重機の搬入路をえるような方法がないかということで検討をしていきたいというふうに考えております。

それから、林道平戸線から予定をしておりますけれども、林道平戸線から富沢地区への新しい迂回路の設置でございますが、まだこれは現地へ入っておりませんので5,000分の1の地形図によります机上での計画ということになりますけれども、現在考えておるのが幅員3mの道路で、机上での計算ではございますけれども、延長が約1,600mという規模になります。12月の補正予算で測量設計委託料を御承認いただきましたので、これから測量設計委託の発注をいたしますが、延長が1,600mということもありますので、測量設計も相当の日数を要するということが予想されます。先ほど山本議員の御質問にもお答えをさせていただきましたけれども、平成24年秋ごろまでに測量設計を完了いたしまして、それからまだ地権者とも話をしておりませんので、地権者に説明をして協力をいただくというような作業も進めていきたいと思っております。

それから、そういった一連の準備が整った後に現場工事に入っていくということになりますが、延長が1,600mということで車が、車両が通行できるような状態になるには最低でも3年にかかるんじゃないかということで考えております。来年秋ごろまでに測量設計を終えて、平成25年度以降、早くて25年度から現場に入るとというのが、今考えられる最も短いスケジュールでの迂回路の開設というスケジュールになろうかと思っております。

○議長（板谷 信君） 1番、中野君。

○1番（中野 暉君） できる限り早く、そしてまた富沢地区の利便を図っていただけるような対応をお願いいたします。

最後に、被災地対策に議員みんなで協力して取り組んでいただきまして、非常にありがたかった。大変ありがとうございました。今後も一般質問等々で貴重な意見とか要望、提案が出されるというふうに予想をいたします。これをここだけの話にとどめずに、みんなで知恵を出し合って、さらに高度なものに仕上げてください、実現、実施できるようお願いをして、以上で一般質問を終了いたします。

○議長（板谷 信君） これで中野君の一般質問を終わります。

続いて4番、小藪侃一郎君の発言を許します。4番、小藪君。

○4番（小藪侃一郎君） 4番、小藪侃一郎でございます。

今回は通告しておりました大枠で、お茶と町長の政治姿勢について質問いたします。

お茶、茶業も厳しい環境の真ただ中にあります。11月11日から13日に開かれました第65回全国お茶まつり鹿児島大会 in 霧島大会式典に議会より出席させていただきましたので、報告と感じたことの1つを提案し、伺います。

11月12日には霧島市市民文化会館での式典で表彰式が行われ、10kgの部産地賞、川根本町長、佐藤町長、J A大井川山本常務、1等1席農林大臣賞、土屋鉄郎氏、1等2席農林大臣賞、丹野浩之氏が壇上に上がり、満場の拍手の中で表彰状、優勝旗をそれぞれ授与されました。1等3席、高田智祥氏は生産局長賞であります。壇上での受賞者は緊張の中にも喜びと感謝の気持ちが酌み取れる表情が印象的でありました。上位独占は川根本町茶業史上初めての快挙でありました。入賞者そして全国茶品評会出品者関係機関の皆様に、改めて敬意をあらわします。

表彰式の前後に視察研修をしましたが、行く先々で説明された方々から、今こうしてこの茶業があるのは川根の茶農家のおかげですと、外交辞令でなくまじめにお話しされ、こうべを下げられていました。九州の茶業指導者が30年以上も前から川根本町にたびたび訪れていることは、皆様も御承知だと思います。彼らにとって川根本町は、とりわけ品評会出品に関しては茶業の聖地とも言える町とらえているわけであります。このような事例から研修2日目の夕食の折、佐藤町長に本町の出品者、大臣受賞者に例えば茶業名人、名誉茶業士などの称号で町で認定し、功績をたたえて応援することが川根本町にとって大切ですと提案しました。また、11月25日の川根本町茶業者大会では、受賞者に町から感謝状が贈られましたが、その後の講演会で「これからどうする 川根本町の茶業」と題した先生の講演のお話でも、川根茶が今あるのは先人から全国茶品評会での大臣賞獲得に努力され、大臣賞を受賞されてきた茶生産者の皆様のおかげであることを、地域のみならず認識すべきであると強調されました。全く同感であります。町長もお聞きのことと思います。

そこで今回提案したいことは、茶業に貢献された方々に敬意と感謝、期待、希望が持てる称号を町で認定し、功績をたたえる。また茶業を中心にした農業を育てる御指導をいただくといった意味も含めて、町認定呼称制度の創設を提案いたします。きょうはお茶まつりに関して、お茶についてお話をいたしました、農業、林業、商業各産業でのプロフェッショナル

ルな方、団体に町認定呼称制度事業が活性化の一助になると考えました。きょうは茶業についてだけでも結構です。町、町長の考えをお伺いいたします。

大枠1番目の派生で、観光関係については提案を含め再質問で3点ほど、後ほど伺います。

次に、大枠2番目ですけれども、佐藤町政2年経過いたしました。町長・議会のリコール手続がされております。議会人として真摯に受けとめているところです。佐藤町政について4点ほど壇上から質問いたします。

まず1点は、平成21年12月議会で、2年前になりますけれども、佐藤町政になり初めての一般質問のトップが小藪でありました。緊張した感覚が思い出されます。その中で、政治信条を伺いました。町長は答弁で、「町政を担うに当たって軸足は町民に置かなければならない。町民目線で行政を進めていかなければならない、そう考えております」と述べ、続いて「ただここで注意しなければいけないのは、町民の声にばかり耳を傾ける余り一種の大衆迎合主義に陥ってはならないということでもあります。この点については、最初の課長会議においてもそのような方向に陥るような心配があるときはいさめてほしいということを申し上げてあります」と答弁されております。今回の町独自の情報通信基盤整備事業は、どこに軸足を置いてきたのか伺います。

2番目に、同じく答弁で「県政とあるいは国政とのパイプを持つためにも、町の流れを変えていく必要があるだろうと思いました。行政のありようが変わる中であっては私たちが意識を変えていかなければならない。発想を変えていかなければならない。そのためにはまず自らが主体的に変わろうという意識を持たなければいけない。そして私も変わるからみんなも変わろう、そのような意味合いで変わろう、変えようとお申し上げました」と述べて、佐藤町政は船出をいたしました。この2年間で、変わろう、変えよう、どうだったのか伺います。

3点目は、平成22年3月予算議会で、21年、前の年ですね、12月初めの文化会館で開かれました県知事「平太さんと語ろう」の会で、県知事が語られた中国のお話に誘発されたかのような川根茶の中国市場開拓調査研究事業と、中国竜泉市友好都市提携推進事業の2つのトップダウン事業であります。川根茶の中国市場開拓調査研究事業は、中国市場より国内市場開拓が現実的で国内重点を訴えてまいりました結果、23年度、本年度からですね、中国は凍結し、国内市場に転換し現在に至っております。内容は先ほど中野議員の答弁で課長が報告にあったようなものでございます。もう一つの友好都市提携推進事業も、竜泉市と川根本町の町政の大きな格差などに懸念を示して質問をしてまいりました。震災以降、国内の都市と災害協定などを含め、日本国内での友好都市提携の話題の報道もたくさんあります。竜泉市との関係はどのように考えているか伺います。

4つ目は、町長・議会リコールについて伺います。

情報通信整備事業も約2年間のかんかんがくがくの議論をしてまいりました。そして9月に提出された2,221名の多くの住民による署名の住民投票条例請求は、10月11、13、14、17、

20日と議会住民投票特別委員会での議論の末、賛否5対5で中澤委員長決裁により否決となりました。また、10月21日本会議では住民投票賛成が太田侑孝議員、小藪侃一郎、原田全修議員、鈴木多津枝議員、市川昌美議員の5名で、反対は山本信之議員、中野暉議員、高畑雅一議員、森照信議員、中澤智義議員、中田隆幸議員の6名、5対6で否決となったことは既に御案内のとおりであります。住民投票条例請求を議会が否決したことが、現在進んでおります議会・町長リコールの原点であります。

住民投票にかわるアンケートで、この整備事業はだめですということになったわけですが、仮にこの件で住民投票が行われていても同様な結果だったと考えられます。町長解職・議会解散請求について、リコール運動の2,704名の署名の重さについて、町長の見解を伺います。皆様のお手元にあります資料5ページですね、丸々名というふうになっておりますが、この質問通告が12月12日が質問の締切日となっておりますので、12月14日に提出された数字はわからなかったわけで、丸々名となりました。ちなみに町長解職請求は2,786名、議会解散請求は2,892名という数字を理解しております。

以上、壇上から5点の質問です。再質問は質問席からさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（板谷 信君） ただいまの小藪君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 小藪議員の御質問にお答えいたします。

まず、第65回全国お茶まつり参加所感ということでございます。

全国茶品評会の出品に、最初が昭和22年から始まり、平成23年まで65回になります。品評会の結果、煎茶の部において1等1席受賞回数が15回、産地賞が13回、優等1等1席と産地賞の同時受賞が8回と、茶の栽培に適した条件や自然条件とお茶に情熱を持った農家をはじめ、関係機関、先人たちの努力により屈指の茶産地として発展を遂げ、緑茶生産日本一の静岡にあって川根茶ブランド、ひいては川根本町の名を全国に広く認知させるとともに、現在でも伝統は受け継がれているところであります。

こうした出品者、農林水産大臣賞受賞者の茶業に貢献された方々、茶工場に何か町茶業呼称制度を設けたらどうだろうという御提言でございますけれども、長い歴史の全国茶品評会に出品し、茶業に貢献された方々に対しましては、町といたしましても功労者の表彰ですとかそういう顕彰を行ってきたところではございますが、さらに何か励みになるものということで、議員の方から御提案のあった茶業に限らずその他の部門でもどうでしょうかという御提言もございましたので、そういうことも含めてまた考えていければいいのではないかなというふうに思っております。

続きまして、情報通信基盤整備事業に関してでございますけれども、軸足は町民に、町民目線で進めると言った私の政治姿勢について、どのように住民側に軸足を置いたのかという御質問でございます。

地方自治は地方のことを自ら治めることであり、地方公共団体が住民の意思に基づいてそ

の事務を処理していくことであります。そのためには、町民の皆様の福祉の向上につながるよう、町民の皆様が何を考え、何を望んでいるのかをしっかりと感じ取った上で、行政として何を進めていくべきかを考えていくことが重要であると考えて取り組んできたつもりであります。

今回問題となった情報通信基盤整備事業については、中川根町、本川根町の合併協議の中で議論され、新町建設計画に主要プロジェクトの一つとして盛り込まれ、合併後の総合計画にもシンボルプロジェクトの一つに盛り込まれた事業であります。これらの計画策定に当たっては、住民代表も参加しております。また平成21年度にはブロードバンド整備基本方針策定業務委託料として当初予算に計上し、推進してきた事業でもあります。基本方針策定に当たっても住民の意向調査を行っております。したがって、住民の意向と違う事業を進めてきたという認識は持っておりませんでした。町としては将来の産業振興、町民の暮らしの向上にとって情報通信基盤整備事業は必要な事業と位置づけて取り組んできたつもりであります。このたびアンケートにより、町民の皆様の御意見を伺ったところ、この情報通信基盤整備事業について町民の皆様の賛成を得ることができずでしたが、町としては町民にとって必要な整備という観点から推進してきたものであります。町民との間に意見の隔たりがあったからといって軸足が町民の立場に立っていなかったということにはならないのではないかとこのように考えております。

次に、変えよう、変わろうということについては、政権交代直後で、変えよう、変わろうが当時は合言葉のように交わされ、政治主導、地域主権という言葉が盛んに使われておりました。それに倣ったといえればそれまでですが、国民の意識や価値観も大きく変化し、生活の質の向上や個性的で多様性に富んだ国民生活の実現に資するためには、国は本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできるだけ地方公共団体にゆだね、地方公共団体の自主性、自立性が十分に発揮されるような新しいシステムに転換する必要があるということから、地方分権の推進が強く求められておりました。そのようなことから地方分権改革は確実に進むだろうと考え、自分たちの町の将来は自分たちの意思と力で切り開いていかなければならない、地方自らが自らの創意工夫でまちづくりを考えていかなければ、地域間競争に勝ち残れないだろうと思いました。

地域間競争に勝ち残っていくためには、役場の職員が精力的にまちづくりに取り組める組織、職員が熱く自由に地域を語り合える職場にしたいと考えました。現状は具体的にこう変わったというような変化は生じていないかもしれませんが、職員の一人一人がまちづくりという大きなプロジェクトのパーツを担っているという意識を持っていただく、それはごく小さなパーツでしかないかもしれませんが、一つとして不要なパーツはないわけでありますから、自由な議論の末に方向がまとまったら相互に協力し合って邁進できる、そういう組織にしたいと考えてきたものであります。

町長・議会のリコールについて、まず署名簿の重さをどう考えるかということでもあります

が、3分の1を超える町民の皆様が、3分の1といたしますか4割に近い方々がリコールについて署名されたという現実でございますので、このことについては真摯に受けとめなければいけないと考えております。町が推進してきた事業が否定されたわけでありますので、責任の一端は当然あると感じております。責任についてどうするのかという点については、どう責任を果たしていけるのか自分なりに考えていきたいと思っております。今は署名運動に対する有効署名者数の確認作業が来年早々に明らかになりますので、先ほどもお答えしましたようにそれらを待つて慎重に検討していきたいと考えております。

次に、町長トップダウン事業の中国関連2件のその後はどうなっているのかという御質問であります。

1つ目として、平成22年度当初に掲げた、中国市場をターゲットにお茶の販路開拓を展開しようとした事業ですが、議員も御承知のように茶業関係者等皆様の御意見をいただく中で、国内でできることはまだあるのではという提案の中、平成23年3月議会において中国関連の予算をすべて減額し、川根茶ブランドの確立、知名度アップを目標に新たに関東圏でのPRや町内における振興策を講じて現在進めているところであります。

次に、中国竜泉市との友好推進についてですが、当初6月の竜泉市長を団長とした訪問団が来町の予定でありましたが、書記、市長の人事異動が来町予定の1週間前に決定され、市長が国外へ出ることがかなわなくなりました。その後新書記、新市長が誕生し、私どもお祝いのメッセージをお送りし、今年度の早期の来町を期待しますと記させていただきました。その間、静岡県地域外交課、浙江省国際交流担当の方々にも御協力をいただきながら、今後についても検討を進めているところであります。その中で、新市長においては就任以降国外に出ることができない期間があることがわかり、可能となる時期が3月以降ということではありますが、現在竜泉市の新市長の体制の中での今後の状況や予定について連絡をとり合っているところであります。

竜泉市との友好推進についてですが、川根本町として既に3度中国に赴き、竜泉市長とお会いして今後の推進について良好な関係を築こうと話してきたところであります。竜泉市長というのは前の市長さんでございます。今度は竜泉市の方々にとにかく一度当町に来ていただき、川根本町を見て、触れて感じていただき、そこからスタートであり、竜泉市長とも十分に意見を交換した中で、今後の友好の進むべき道も明らかにしていく必要があると考えております。相手があることですので、こちら側の押しつけがあってははいけません。

また、平成24年度は静岡県・浙江省友好提携30周年の記念の年となります。県民の一員として交流の一層の推進を図っていかなくてはなりません。これに沿った形で、歩みはゆっくりですが良好な関係づくりを推進していくつもりであります。

それから、町長署名運動につきましてでございますけれども、先ほどもちょっと触れましたけれども、御承知のとおり12月14日に町長解職請求の署名が有権者の38.5%、2,786人、町議会解散請求の署名が有権者の39.5%に当たる2,892人もの方から提出されました。町の

有権者の4割弱の方々に町長の解職、議会の解散を求められたという事実につきましては、私も大変重く受けとめている次第であります。

今回のリコールの発端となった町の情報基盤整備事業の推進につきましては、既にお答えしておりますとおり、町の将来にとって本当に必要であるという認識に変わりはありませんが、先月実施いたしました町民の皆様へのアンケートの結果を受け、現計画についての見直しを図っていくことといたしておるところであります。事業の見直しを決定したことについては御理解を得られたのではないかと考えておりますが、今回のリコールの趣旨はこの事業の推進に当たって町を混乱させてしまったことに対する責任であると自覚しており、事実こうした事態になっていることの責任の重さを痛感いたしております。当然ながら、こうした事態が長期化し、一時的であるにせよ町長、議会という町政の重大な決定機関の機能が失われる可能性もありますので、できる限り早期の町政の安定を図るため、早急に議会の皆様ともども事態の收拾について検討していかなくてはならないと考えております。

まず、署名運動に対する有効署名数の確認作業が来年早々には明らかになりますので、その結果をもって慎重に検討してまいりたいと考えているところであり、議会の皆様におかれましても年末年始の大変慌ただしい時期であります。最優先の課題としてとらえていただき、この事態の早期収束に向けて最大の御努力をお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 4番、小藪君。

○4番（小藪侃一郎君） それでは先ほどの大柰1番から派生しまして、もう一つの産業基盤の1つであります観光面について、ハード面を含めまして3点ほどお伺いいたします。

壇上の質問では茶業、特に全品についてのソフト面の提案を質問いたしましたが、12月議会での町長行政報告でも述べておりましたが、24年度当初予算の編成作業が進められているということでもあります。地域経済の活性化を図るには、人が行き交うにぎわいづくりで本町の農林業、商工業に波及していくことが大事であります。これは川根本町の総合計画にもうたっております。

私は常々本町の奥地に観光客をたくさん入り込むことが波及効果を上げると主張してまいりましたが、そこで人が行き交う交通、特に青部バイパスがネックになっております。現在の進捗状況をお伺いいたします。

○議長（板谷 信君） 建設課長。

○建設課長（大石守廣君） 青部バイパスの現在の進捗状況でございますが、青部バイパスは事業計画の延長が約1.2kmございます。そしてそこに延長230mの橋梁1基、それから延長が約300m前後になるかと思っておりますが、トンネル工事、それから下沢間地内に学校給食センターがございますけれども、この付近の県道への取り付け道路、それから青部駅周辺の道路の本体工事というものが主な工事となっておりますが、現在は大井川にかかる橋、藤沢橋という名称に決定をしておりますけれども、この橋がほぼ完成をいたしまして現在舗装を残す

のみという状況になっております。目に見える形での進捗はこの橋1本でございますけれども、本年度につきましては用地交渉を主に進めております。そして、来年度から下沢間地内の県道への取り付け道路の建設工事へと入っていく予定へととなっております。その後につきましてはトンネル工事、それから青部駅周辺の道路本体工事と順次取りかかっていく予定となっております。現在目に見える形では、先ほども申し上げましたけれども、大井川にかかる橋、これが舗装を残すのみという状況で、こういった状況で今進捗をしております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 4番、小藪君。

○4番（小藪侃一郎君） それから観光強化のため、先ほど来答弁の中でありましたけれども、情報発信のお話もありました。こういう観光強化のため、川根本町まちづくり観光協会の体制強化についてお考えがあるか伺います。

○議長（板谷 信君） 商工観光課長。

○商工観光課長（筒井佳仙君） 現在まちづくり観光協会においては、国の緊急雇用創出事業を活用し、観光案内人として2人の臨時職員の方に従事していただいております。そのほかエコツーリズムの職員1名、計3名が拡充事業に従事しております。緊急雇用創出事業は今年度で終了しますので、次年度につきましてはエコツーリズムの職員1名を委託し、体験型観光の体制づくりを強化していきたいと考えております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 4番、小藪君。

○4番（小藪侃一郎君） 最後の1点はこの部分で、町営サッカー場の人工芝化は必要だと思っているんですけども、常々、スポーツ体力向上はもとより、スポーツ合宿あるいは観光等に効果的と考えます。民宿、旅館、食堂等の活性化にもなるわけでありまして。また特に冬場の砂じんの抑制、砂が舞い上がって徳山区あるいはあかいしの郷に迷惑をかけるものがございますけれども、町営サッカー場の人工芝化は有効だと思いますけれども、この点の町の考えをお伺いいたします。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 徳山地内にある町営サッカー場は、もとは県志太榛原農林事務所の育種場として使われておりましたが、平成11年度に閉鎖されたため、跡地を利用して隣接の川根高校の体育振興に役立ち、多くの町民が利用できるサッカー場として平成12年6月に開設されました。サッカー場の面積は約3.4haと広大で、クレイグラウンド、土のグラウンドのため開設当時から特に冬季の土ぼこりによる住民からの苦情が心配されておりました。また排水不良も見受けられ、必ずしも良好な状態のグラウンドとは言えるものではありませんが、合併前において排水対応を行い、平成21年度にはグリーンバンク事業による樹木の植えつけと一部の芝の植えつけを行い、ほこりを抑える対策も行っております。最も有効な手だてとしては芝生化の整備が効果的と考えていますことから、第1次総合計画実施計画ローリング

の平成25年度以降の主要事業として掲載しているところであります。ただ、芝生化には天然芝または人工芝とも設置や管理に多額の経費が予測されますので、今後の事業の優先順位や住民の要望、御意見を聞き、慎重に検討、推進をしていきたいと考えております。

○議長（板谷 信君） 4番、小藪君。

○4番（小藪侃一郎君） できたときはよその、遠くから合宿がたくさんあったわけですが、今それぞれが人工芝あるいは天然芝のグラウンドを持つようになりまして、土ぼこりのするこういうサッカー場はなかなか敬遠されるという状況がございますので、考えていただきたいと思っております。

次に、大卒2の佐藤町政の2年間を振り返る項目から再質問をさせていただきます。

全員協議会で情報基盤整備事業は、町長再々申し上げておりますように、住民のためになると思って進めてきたのに、町民と乖離してしまったとも述べましたが、1年前の平成22年12月議会で、町政懇談会で町長の所感を伺いました。町長はそのときに、「まちづくりの方向性が明確にされていないことに対する不満が大きいと感じました」と議会で答弁されております。また、町民の皆様と車座になってお話し合える機会を持っていきたいとも述べております。情報基盤整備事業はどこに問題があったとお考えか伺います。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 情報通信基盤整備そのものについては皆さんも必要だというふうにお考えということで、要は進め方、それから進めるに当たって提案してきた町の考え方と整備の内容ですね、について皆様方の御理解を得るに至らなかったということだというふうに思っております。

○議長（板谷 信君） 4番、小藪君。

○4番（小藪侃一郎君） この再質問は時系列に順々に質問していきますけれども、就任早々の平成21年10月20日、一番さきの議会です、臨時議会でございますけれども、川根本町をいい方向に持っていきたい、しっかりしたまちづくりをしたい、また現状を何とか打開していかなければいけない、地域の元気再生をしなければいけないと述べておりましたが、現時点でその当時の就任早々の臨時議会のこの発言と、現時点をどのように思っているかお伺いします。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 地域産業、林業、農業が停滞し、商工観光についても右肩下がり、そういう状況の中で、地域住民の中に閉塞感といいますか、そういうものが漂っていた。現在もそういう状況だというふうに思っています。そういう中で、喫緊の課題に対応する、少しでも町が元気になるための、物によっては応急的といいますか緊急的な対応もあろうかと思っておりますけれども、それらと、もう一つは中長期に将来を見て町の振興を考えると、そういう両面が必要だというふうに考えておりました。その中で、このブロードバンドというのは中長期的に町の将来を展望したときに必要な事業だと、そういう認識でとらえてきたわけであ

ります。それとあわせて、喫緊のものに対応するために20年度、21年度から臨時経済対策の交付金等、そういうものが国の方から補正対応等についてくる中で、緊急といたしますか、景気対策的な道路の整備ですとか、そういうものはある程度事業を確保できたわけでありましてけれども、地域の基幹となります産業の将来がはっきりしない、そういう中でいろいろな課題が生じてきたんだというふうに思っております。

○議長（板谷 信君） 4番、小藪君。

○4番（小藪侃一郎君） 次に、22年6月議会ですね。役場職員の士気について質問いたしました。先ほども役場職員の士気についてお話が少しございましたけれども、答弁では「職員のそれぞれが自立性、創造性を持って、様々な分野にわたって垣根を越えて議論し合えるような職場環境をつくっていく必要があると思っております。大切なのは、どの部署に配置されてもベストを尽くそうという職員の意識であり、職員がその気概を維持していけるようなマネジメントができるかどうかということだろうと思っております。有能なリーダーたるより、有能な人材を使いこなすリーダーたれという言葉もございますように、職員が士気を高め、維持できるようなマネジメントができるかどうかということだろうと思っております。努力していきたい」と答弁されておりましたが、職員が士気を高め、人材を使いこなす町長の努力について、町長御自身の評価をお伺いいたします。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 私の性格的なところもあって、強力にリーダーシップを発揮して引っ張っていくというようなタイプではもともとないというふうに思っております。私はトップダウン方式でなくてボトムアップといいますか、職員が相互に職場の中で意見が自由に出し合える、そういう環境の中でいろいろな提言が出てくるような、そういう組織の活性といいますか、そういうもののある役所にしたいなという思いが1つありました。そういう意味で、そういう役所にしていくための、私からの思いといいますかメッセージが届かなかった部分がきつとあって、なかなか役場の中がどれだけ改善が進んでいるのかという点について、私自身はしっかり十分に感じ取っていないわけですがけれども。それでも行革を進めてくる中で職員の意識というものもかなり高まってきてはいるのではないかなというふうに思います。ただ、自由にこうしたい、ああしたいというものがもう少し出てくるような雰囲気、今提案制度等も設けて進めてきてはおりますけれども、これからそういうものがもっともって育ってくればありがたいなというふうには思っておりますけれども、現状ではなかなかまだ評価をいただけるほどにはなっていないんだろうというふうに思っています。

○議長（板谷 信君） 4番、小藪君。

○4番（小藪侃一郎君） 今、職員からの提案が上がってくればの話がございましたけれども、先ほど述べましたように自分が走り過ぎたときはいさめてほしいというような言葉もございましたけれども、この情報基盤整備事業の進め方、あるいは内容、企画、提案について、職員から忠告または懸念を上申する課長、職員はいなかったのかお伺いいたします。

- 議長（板谷 信君） 町長。
- 町長（佐藤公敏君） 今回の事業につきましては、特にこの事業についてちょっと慎重にした方がいいよというようなことは、特にはなかったというふうに思っています。
- 議長（板谷 信君） 4番、小藪君。
- 4番（小藪侃一郎君） 次、今年は特にリコールとか情報の関係で報道機関にいろいろ話題を提供したこともあり、県内はもとより全国の方々から川根本町のホームページにアクセスが多かったと思います。ネットで川根本町を訪れた方々は、まず初めに町長室を訪れてメッセージを読むものと思います。高らかに情報基盤整備事業を推進してきた町長であります。町長室のメッセージ、あいさつ内容は「地に足がついた確実な町政を進めていきます」となっておりますが、書き出しは驚いたことに、「町民の皆さん、新年明けましておめでとうございます」と、こうなっております。何事ですかと思っております。今年も残り少ない12月でございます。元旦のメッセージ内容が1年間も更新されていない、担当職員もたるんでいると言わざるを得ないと思うんです。恥ずかしいことです。私も実は県外のお客様から指摘をいただきました。本当に恥ずかしい思いをしました。この点についてどのようにお考えか。ここにアウトプットしておりますけれども、「町民の皆さん、新年明けましておめでとうございます。希望に満ちた新春をすがすがしい気持ちでお迎えのこととお喜び申し上げます」と、これは来年用かなと初め確かめたときに、来年用をもう載せてしまったのかなと思ったんです。そして見たら、中身を読んでいくと23年元旦のものであります。情報発信をあれだけ言っておきながら、これは本当にどうしようもないことなんです。こういう無責任な町の情報発信というのは、幾ら品評会で全品優勝、1等、2等、3等、あるいは先ほどの五輪のオリンピック選手を輩出したということの水の泡にしてしまいますよ。お伺いいたします。
- 議長（板谷 信君） 町長。
- 町長（佐藤公敏君） この件については昨年といいますか、今年のお正月に掲示したものがそのままになっていたということで、誠に申し訳なく思っております。
- 議長（板谷 信君） 4番、小藪君。
- 4番（小藪侃一郎君） 担当部署はどこでございますか。
- 議長（板谷 信君） 町長。
- 町長（佐藤公敏君） 企画になります。
- 議長（板谷 信君） 4番、小藪君。
- 4番（小藪侃一郎君） 企画課長、何かございますか。
- 議長（板谷 信君） 企画課長。
- 企画課長（羽倉範行君） 今後このようなことがないように気をつけていきたいと思っております。
- 議長（板谷 信君） 4番、小藪君。
- 4番（小藪侃一郎君） この放送は館内につながっておりますので、今職員が慌てているん

じゃないかと思えますけれども、よその町のホームページの町長室、あるいは市長室を見ますと震災のお見舞いから始まって現在の様子を知らせているわけでございます。このようなことは言語道断でありますので、以後気をつけていってほしいと、厳しく注意しておきます。

14日の今議会の議会報告では、見直しを図っていく必要があると、この情報通信基盤ですね。そういうような発言もされております。先ほど来の皆様方の質問で、白紙撤回という言葉が出てまいりましたので、これは白紙撤回でよろしいんじゃないかと思えます。それで、今まで議論してきたことが、先ほども答弁の中にありましたように真っさらな更地にしたらいいという話の中で、議論してきたことを有効に使いたいというような意味合いの言葉だったと思えますけれども、真っさらな土壌にしないと次の新しい情報通信という苗は大木に育っていかないわけだと、こんなふうを考えます。これまでの通信議論はこやしになるわけですので、基礎からやり直すという白紙撤回と理解しますが、お伺いいたします。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 小藪議員のそういう解釈でいいと思っております。白紙という言葉にちょっとこだわったのは、やっぱり今までいろいろ議論もしてまいりましたし、それと基本的に白紙にするということが全く情報通信基盤整備事業がなくなってしまうという意味ではなくて、恐らく運動を進められてきた皆さんも通信基盤は必要だというような前提に立っての運動でございましたので、そこまでゼロにしてしまうものではないというような意味合いで、白紙という言葉にちょっとこだわったわけですが、結局は町が提案してきたものについて、これについては見直すという話を私、したわけですが、それに対して新聞記者の方が、それは白紙に戻すという話になるんじゃないのというふうにお話ございました、それで私、そうかなというようなことを言ったんですけれども、結局記者の方々もこれは白紙ということだよというふうなことで皆さんが白紙という言葉を使ったわけです。ですから、今小藪議員が指摘されたように、もとに戻っての議論ということで、それは白紙でいいじゃないかということですので、それで結構だというふうに思っています。

○議長（板谷 信君） 4番、小藪君。

○4番（小藪侃一郎君） それからリコールの話、先ほど来出ていますので、町長解職署名2,786名、議会解散署名2,892名の署名でリコール手続が選挙管理委員会で粛々と進められているわけでありまして。日程の流れを予想していきますと、先ほどもお話が出ておりましたが、解職投票は早くて3月初旬が予想されると、仮にこの話で恐縮でございますが、投票結果が解職賛成が過半数を超えると我々あるいは町長失職となります。それから50日以内の選挙となるということでありまして、先ほど来問題になっております川根茶の生産期直前、早いところでは始まるかもしれませんが、予定されております。例年になく厳しいこの経営環境の中で、経済環境の中でこのまま3カ月、4カ月を経過してもいいものかと、町長、議会ともこの状況を理解し、両者が早急に対処すべきだと思います。先ほど町長は議会とも相談してという答弁がございましたけれども、これについても一度町長の見解をお伺いします。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 今12月もかなり奥まってきたということで、これからの行政のスケジュール、あるいは政治のスケジュール等考えると、大変微妙な時期にあるのかなというふうに思っております。そういう中でどういう身の処し方をしたらいいのか、そういうことについてこれから考えていかなければならないだろうというふうに思っております。現状では、こうするということが自分の気持ちの中でまだ定まっておきませんので、特に今回議会の皆さんとダブルのお話でもありますので、そういう意味でも議会の皆さんともお話しする必要があるのかなというふうに思っております。

○議長（板谷 信君） 4番、小藪君。

○4番（小藪侃一郎君） いつごろがしかるべきというところを検討しているということではあるかと思っておりますけれども、いつごろがしかるべきと思うか、しかるべき判断をもう一度お伺いします。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） いつという問題とそれからどうするかという問題とあわせて、今現在いつがベストだというふうに思っているものではありませんので、もう少し時間をいただきながら考えていきたいというふうに思っています。

○議長（板谷 信君） 4番、小藪君。

○4番（小藪侃一郎君） 時間も過ぎてまいりましたので、最後の質問になるかと思っておりますけれども、町民の、先ほど来町長のお話では4割のリコール署名を真摯に受けとめたい、あるいは町民に迷惑をかけたとしながら、予算のことも出しながら引き続き続投の意欲を示唆しておりますが、続投の意欲がおありであるならば、先ほども述べましたがリコール問題を抱えて町政混乱の長期化を避ける意味でも、リコール投票の結果いかにかわらず、早く町民に選挙で問うて、町民の判断を受けるのが本筋かと考えます。年明け1月上旬にはリコール本請求に必要な3分の1の数字の大方の方向性が見えてくるものと予想されますが、その時点が決断時期かと思っておりますけれども、長期化、3カ月、4カ月の時間の空白をなるべく早く埋めるべく努力して続投に意欲を示すとか、そういうような考えがございましたらお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 選択肢は幾つかの中からどれか1つを選んでいくということだというふうに思っておりますけれども、続投、そういうことも含めて今どうこうということは申し上げませんが、考えていきたいというふうに思っております。

○議長（板谷 信君） 4番、小藪君。

○4番（小藪侃一郎君） これ、大変な関心事でダブルリコールというのは全国的にもそうそうたくさんある事例ではありませんので、この町のためあるいは住民のために早く収束できるように、議会あるいは町長とも話をして、それから先ほど1点気になりましたけれども、

議会と相談してということは議会に自主解散を促しているというような意味も含んでいるのかどうか、最後にお伺いして終わります。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 決して議会に解散しろとか、してほしいとかということは全く私、考えていません。ただ、ダブルリコールというようなこともございますし、議会の皆さんともどういう形で相談するのか、一応自分のこの身の振り方という問題ではいろいろ後援会ですとか議会ですとか、いろいろかかわりのあるところでもありますので、いろいろな視点から判断していく問題だというふうにも思っていますので、そういう意味で議会にも相談をする必要があるのではないかなというふうに思っています。

○議長（板谷 信君） 4番、小藪君。

○4番（小藪侃一郎君） 以上で小藪侃一郎、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（板谷 信君） これで小藪君の一般質問を終わります。

続いて、9番、市川昌美君の発言を許します。9番、市川君。

○9番（市川昌美君） 傍聴御苦労さまです。少し空気が重くなったものですから、ちょっと別な方向から眠気さましに一般質問をさせていただきます。

現行の地方自治制度においては、議会は意思決定機関として、町は執行機関としてそれぞれの権限と責任を分担し、住民に対して直接責任を負う二元的代表民主性がとられており、両者は対等の関係にあります。住民の直接選挙による議会制度は、民主政治において多様な住民の意思を反映させる、住民全体の統合された意思に基づいて政治を行うことができる、正常に機能すればすばらしいシステムであります。そして議会は多数の議員で構成され、住民に最も身近で、住民の声を直接肌で感じる存在として、まさに住民を代表する機関であるべきです。言うまでもなく地方公共団体である町は、住民の住民福祉の増進を目的とする公共団体であるだけでなく、また特定の者の利益を追求するためのものでもありません。そして、この住民の代表として選ばれた議員は、常に地域社会の将来に対する的確な見通しを持ち、激動する社会経済情勢の変化に対応する努力を怠ってはならない。また、日ごろ常に住民の意向の把握に努めながら、自らの見識と経験に基づいて適切な判断をして住民との対話を通じて合意形成に努めることが重要ではありませんか。

現在、選挙管理委員会において審査中の町長解職請求と、町議会解散請求のダブルリコール運動も、まさに町長として、議会としての原点が問われているのであります。1億総評論家と言われるが、情報基盤整備事業の予算が当初予算の中に計上されてから、約1年9カ月になります。多くの御意見と御忠告をいただきました。中でも合併して初めて議会構成、議長の選出のいきさつから、今回のたらい回しの人事、議会運営委員の選出から行政との癒着によって機能しないから等々、詳細な内容でしたが、差出人の名前がありません。残念ながら怪文書でした。怪文書とは暴露的な出所不明の文書または手紙を指しております。私自身、議会の在職15年を通じて、町政の中心をなす行政府や議会に対して、うわさ話や陰口だ

けでなく、これはおかしい、これは間違っている、こうしてほしい、まず声を上げてほしいと一貫して申し上げてまいりました。素人と言っては失礼ですが、不備も手違いもあります。自ら非難とほこりをあえてかぶる覚悟で住民投票条例の請求のために立場を顧みず名乗りを上げた6名の方々に敬意を表したいと思います。あわせて、迷いながらの方も多くあったでしょうが、その中で住所氏名を明記し署名された多くの町民のその勇氣に最大の敬意を送り、祈りながら質問に入ります。

1、今まさに町長解職、議会解散請求のダブルリコールの結果が迫っております。町長と一部賛成議員が推進したその真意はどこだったか伺います。

2、この事業推進の固執によって増幅された町政への不信感の全町への広がり、足元の職員にもかいま見えますが、この先々どう対応されますか。

3、生産家はもとより茶商、農協等、この産業で生きる状況は深刻で、来期の見通しが立たないが、安易な言葉でなく差し迫った中での抜本的な対策をお願いします。

以上。

○議長（板谷 信君） ただいまの市川君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） それでは、市川議員の御質問にお答えいたします。

まず、情報通信基盤整備事業の今後についてということでございますが、新町建設計画の主要プロジェクト、地域光ネットワークの整備として計画されました。その事業概要としては、役場庁舎を初めとする公共施設間の光ファイバー網の整備、さらに各世帯へも接続し、電子自治体化の推進や健康福祉、防災面等の行政サービスの向上などを目的としたものであり、その計画は第1次川根本町総合計画に引き継がれているものであります。

今まで提示してきた事業計画についても、計画当初からの公共施設間ネットワークを含む全世帯を光ファイバー網で接続するFTTH方式による整備としており、新町建設計画当時から事業内容から外れているものではないと考えております。町では行政の責務として、町内全域どの地域にお住まいであっても全地域同様の行政サービスやインターネットが利用できるよう、計画してきました。それが新町における一体性の速やかな推進や町内の格差は正といった、合併初期において解決しなければならない課題であると考えてきました。そして、技術的にも対応が可能である光ファイバー網の整備による事業計画を推進してきたものであります。現在でも町の将来にとって必要であるという認識は変わっておりません。情報の格差解消はもとより、行政サービスの向上を図るべく見直しをし、整備を図っていく所存であります。

次に、この事業に固執、強行したという御指摘ですが、既に見直すことにした事業であります。推進に今まで努めはいたしましたが、強行しようとした覚えはございません。情報通信基盤整備については、今後幅広い意見を伺いながら、将来のまちづくりに有効で、かつ町民の皆様の御理解がいただける整備を検討していく必要があると考えております。

次に、茶業についてですが、県内外の他産地との産地間競争や安心安全な茶づくりに対す

る消費者ニーズの急速な高まりなどにより、町の主要産業である茶業を取り巻く状況は年々厳しさを増しております。茶業は町の農業の生産基盤としてだけでなく、貴重な地域資源としての景観形成や国土保全など、様々な多面的役割を担っていることから、茶業の活性化を図っていくことが重要だと考えます。

これには、全国でも有数の銘茶の産地としての川根茶産地ブランド力の確立であり、茶商、農協など関係者との情報の共有、地域が一丸となり川根茶ブランドの推進を図る必要があります。その中で、今年度全国茶品評会関東ブロック茶の共進会において日本一に輝く成績を上げ、川根茶ブランドの維持強化につなげてきた茶品評会事業が、平成24年度掛川市で開催されることから、生産関係機関との協力、支援体制をもって取り組んでいきたいと思っております。

呈茶コーナー事業においては、川根茶のもてなしで川根茶、リーフ茶のすばらしさ、おいしさをアピールする事業を展開するとともに、川根茶のファンを増やしつつ、消費地、消費者が求めるお茶に対応できる産地として新ブランド化を目指し、新たな製造法として釜入り茶、紅茶への取り組みや、天空の茶産地と茶流通経路の確立、商品PRを推進するなど、今後とも積極的に川根茶産地ブランド力向上に努める活動に取り組んでいきたいと考えております。

次に、生産基盤の整備として県営中山間地域総合整備事業による農道整備による搬送時間の短縮、給水施設設置での作業負担の軽減を図る整備をした中川根南部地区及び現在取り組んでいる中川根中北部、奥大井地区での基盤整備を進めております。町単独事業による省力化施設整備、茶園改植、自力作業道開設の支援をしており、平成22年度において省力化施設整備、乗用型摘採機1台、レール式摘採機1台と農産物振興事業、これは茶園改植30人22a、自力作業道開設15件911m、粗茶加工施設整備事業3工場など、施設基盤整備を行い、省力化、生産向上、高品質への取り組みを引き続き行っていきたいと思っております。

今後農業を維持していくためには、可能な限り農業経営の若返りを進めるとともに、年間を通じて安定した雇用が必要であると考えています。

町の農業は茶に特化しており、茶の生産は冬場の農作業が少なく、年間を通じて農業に従事して生計を立てることが難しい点があることから、お茶以外の農産物に取り組んでいる中、町特産物振興事業費補助金の中の作目は、茶、わさび、柿、しいたけ、たけのこ、栗、柚子、ブルーベリー、山菜類などがあります。近年柚子、ブルーベリーなどへの取り組みが多く、平成22年度は柚子造成に4件で55a、菌床しいたけ生産施設に1件という取り組みが見られます。また、今年度に柚子を加工したジュース販売の取り組みも見られ、来年に向けて新たな作物のねぎ栽培に4人ぐらい取り組みが始まります。町としても複合作物などの情報の提供、補助支援を行っていききたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 9番、市川君。

○9番（市川昌美君） このお茶の窓口が川根本町は2つあるものですからね。だからあの、まあ、町長のホームページも更新できんようだから、なかなか企画は忙しいようですから産業課に伺いますけれども、まず1つ、この前購入した放射能の測定機器はどういう状況で使って、今までの実績はどういうふうになっていますか。それをまず最初に聞きたいと思います。

○議長（板谷 信君） 産業課長。

○産業課長（澤本勝美君） 現在、放射能の機械については使っておりません。

以上です。

○議長（板谷 信君） 9番、市川君。

○9番（市川昌美君） それ、300もセシウムが出ただもんで、そのために買ったじゃないですか。それ、倉庫なんか入れておいたって意味も何もないでしょう。なぜかというと、もう町民なんかはその状況を知らなくて、それでちゃんとそういうことを説明していただければ、とにかくここ全町みんな測ってもらわないと困るっていう意見を僕ら耳にしているものだから、その辺どうですか。

○議長（板谷 信君） だれでもいいです。教育総務課長。

○教育総務課長（中澤莊也君） すみません。それでは、今の放射線の測定器の関係ですけれど、市川議員ちょっと誤解をされているようでして、まず学校、これ児童・生徒の安心安全ということで、教育委員会の方で1台購入して、現在それを学校とか公共施設が測るような場合には貸し出しを行っております。後ほど鈴木議員の質問がありますので、その結果等については後ほど報告をさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（板谷 信君） 9番、市川君。

○9番（市川昌美君） なぜこの、要するに放射能の測定器のことを最初に聞いたかということ、御存じですか、確定の話に近いと思いますけれども、今お茶、お茶のいわゆる荒茶の1キロのセシウムの含有量、500以下になっているでしょう。100になるっていうのを知っていますか。100以下になるっていうのを。100ベクレル以下になるっていうのを知っていますか。

○議長（板谷 信君） 産業課長。

○産業課長（澤本勝美君） 新聞等で報道されておりますが、まだ国の基準値がはっきり定まっていないと思います。それで、今後はっきりした厚生労働省からの通知で、あの、厚生労働省から各自治体の方へ通知が来ると思いますので、それをもって100ということになるかと思えますから、今現在まだ確定ではないと思っております。

○議長（板谷 信君） 9番、市川君。

○9番（市川昌美君） それはそれで結構ですけれども、ということはもう時間がないですから、もう4月からということ。要するに東京電力が1月20日にたしか相談会、説明会も兼ねてこっちへ来ると言うんですけれども、そのときに生産家は全く別な状態でほかにまた東京電力との話し合いとか説明を聞くような場所がありますか、今現在設けられていますか。

○議長（板谷 信君） 産業課長。

○産業課長（澤本勝美君） 放射能問題、請求につきましては各農家の方は農協を通じて、農協の本所の方から東電の方へやっていくということになっておりまして、来月においても茶商さんに対して東電からの説明があるとは聞いております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 9番、市川君。

○9番（市川昌美君） では、企画へ振らせてもらいますけれども、要するにこの500ベクレルが100になるということは、この前、牧之原市だと思えますけれど、私の記憶であれば、本川根と300以上をたたっていますわね。そうするとホットスポットなんていうのはこの本川根にもあるもんですから、その測定器を持っていたらもう徹底的に測っておかないと、間に合わなくなるんじゃないですか。というのはなぜかという、今まではわからなかったから、いわゆる3月11日にああいう福島原発の事故があつて。だから茶商は買ってしまったんだよね、お茶を。ところが、今度は100以上になるって、茶商は買わないですよ、茶商も農協も。そうすると大変なことになりますよ。だからそれをまず聞いてみたかったんですが、ちょっとその辺を早急に勉強して調べてみてください。

それから、こういうこともちょっと聞きましたからちょっと言いますけれども、お茶のコンクールで1、2、3位と独占して、要するに本当にこの入賞の方々本当に大変な努力をただらうということと同時に、あの茶園の管理というのはほかの大きい茶園にはとてもできるような茶園管理ではないと。だから藤川が産地賞をとった時点だったら、便乗してあそこで結構藤川のお茶の値段というのはかなり上昇したけれども、今全体的なお茶の振興を考えたときには、鹿児島で町長らが行って1杯飲んだって、全国へ伝わらない。その人の言うには、もし本当にそれが伝わると、それが通用するだと思ったら、いわゆる光ファイバーなんかやめて、掛川と同じで朝日の1面を1億で買って、それでだめだったらだめだろうと。そのぐらいの気持ちをかけてやらないと、ここのお茶の再生はできないだろうということを言われたと同時に、技術屋ですから、ここのお茶は、もう一番茶は荒茶で持ってきたときに、お茶の芽ではなくて木を、木の状況で、極端に言うと、いわゆるお茶を取っていると、ほかは全部みる芽で取っているわけじゃないですか。そうすると、もう持ってきた時点で一番最下位になってしまうような生産のやり方をやっているというのを指摘されましたけれども、その方も茶商の方だけ、要するに量よりも質のような形にしないととても勝てないと、そういうような指摘を受けました。ということで、僕もこの質問をするについていろいろ教えてもらつつもりで勉強に行ってきましたけれども、そういう意味で本当にこれ見たとおり、本当にこれ通告してもよかったんですけども、本当は税務課に聞いたかったんですけども、専門農家で、お茶の専門農家で町県民税を払っている人が何人いるか聞いたかったんですよ、本当は。そのぐらいきついですよ、今専門農家は。だからそういう意味で本当に抜本的に、後継者はいても現金収入がないからみんなほとんど出てしまっている。勤めへ。だか

ら茶の木の中へ首を突っ込んでいるのは75か80のおじいちゃんしかいない。だからそういうものを、とにかく後継者がいながら後継者が働きに行かないと現金収入がないという現実、皆さん全部御存じだと思うんですよ、このお茶をやっている衆は。皆さんの中にもいると思うんです、恐らく土日の農家というのが。ですからそこら辺のものをある程度解消していかないと、昔の川根茶というような形でとにかく飯を食べていけるという状況は出てこないと思うんですよ、ただ補助金をばらっとう、まいただけでは。ということはなぜっていうと、救いがあるっていうのは、ここの町にも後継者で、しかも現金収入をちょっとやめて、真っ黒になっている人がいるですよ、真っ黒になって働いている人が。まずその衆を一遍引き上げてやらないと。すみ分けをしないと。年金をつぎ込んで茶園を守っている人と本当に真っ黒くなって今改植をやったり何かやっている人たちと差別をしてやらないと、恐らくどっちもだめになってしまいますよ。だから、そのためには私1億と言って笑いましたけれども、そのぐらいの宣伝ができるか、それだけの度胸があるかって。町長そのときには僕らは反対しないですよ。そういう勝負もあるんですよ。やれという話よりは具体的な話はしませんけれども。

ですから、お茶もそこまで来ているということを考えて、それといわゆるセシウムの問題が100になったときの対応を考えていないと、浮かれて万歳やっていないですよ。ですからそんな簡単なことじゃ、まあ、僕はいつでもいいですよ。産業課は長靴はいて、本当に吹っ飛んでいって一緒になって現状を見てその空気を味わってこないと。だからそれをやらないと、コミュニケーションもとれないし、役場の一生懸命お金を出してくれる人の思いも伝わらないですよ、これでは。だからそういうものを含めて、このお茶についてはこれで終わりますけれども。本当にもっと、かなり今まで一生懸命やった先輩がいるんですよ。僕言われましたよ、2人ぐらいいると、優秀な農業を一生懸命やった人が。だからその衆も含めて教わりなさいよ、そういう先輩がいるんだから。だからそういう意味で、お互いにここにある人材を活用してここの地場産品を上げていかないと、今までのようなことを何回やったって同じことで、本当にどぶへ捨てるような補助金になってしまうものですから、その辺を含めて抜本的に、要するに差別ではないですよ、区別して。それで本当に一生懸命やっているやつを少し上げてやらないと、両方ともだめになってしまいますよ。だからそれはそれでもう終わります。

それから、いわゆる光ファイバーの問題ですけれども、一応かんかんがくがくとやってきましたから、私余り後ろへ下がってやるつもりはないですけれども、ただこのいわゆるリコール問題を含めて、町長は何回か白紙撤回になる段階を前もって逃していますよね。住民説明会をやったとき、それから区長会を下條村へ連れていったとき、それから結局住民運動が始まったとき。票が集まりそうになって内容を変えた。それで今度もそう、もうほとんど3分の1とれそうになったなっていう時期に白紙撤回というような話が出てきた。小出しに出したのはとにかくすごいなと思った。ある程度とまったからね、その署名の勢いが。でも、

だからこういうことは絶対あるなということも僕らも思っていたから、それなりにもうその段階はある程度の目的は達している数字になっていましたけれども。その辺を含めて、まだ情報はどうかこうだと、町長が使うんじゃないですよ、これ。これ町民が必要としているかしていないかの話で、その辺を含めてよく一生懸命重点項目で合併のときに、私は合併も小委員会の委員長をやっていたですよ。それはもう20も、16も20も出ていたですよ、いっぱい。それでみんなわからないから、一般の人は。杉山さんのときに出たものはこうやって継続してこうやって来ちゃったと。そうじゃなくて、採択したのは佐藤町長、あなたですから。ですから杉山さんとはまた別な物の考え方で受けとめていかないとあれだということで、その辺を含めて今はこういうふうな形になって、後は議会もそうですけれども、もう自ら、自分で処置しなくても責任をとらざるを得ないようなところへ私ども来ていますけれども、その点どう考えていますか。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） いずれにしてもこの事業が、市川議員も当時合併協議の中でこれらの問題についても議論してきた経過があるわけですが、この事業については追ってきた経過を踏んでみると町民の理解の中で進んできた事業だという認識を1つ持っております。それから、21年度の途中で町長選挙があって町長が変わったわけでありまして、この事業については私も合併にかかわってきた者の一人として、あるいは21年度の当初予算を諮られたときに、それに賛成した議員の一人として、引き続き進めるべき事業だと思って進めてきたわけでありまして。それが見直す機会も確かにあったろうかと思っておりますけれども、私としては推進すべき事業だという判断のもとに、しかも議会の中では過半の方が御理解を示してくださったということもあった、そういう中で進めてきた事業であります。

○議長（板谷 信君） 9番、市川君。

○9番（市川昌美君） 町長はそう言いますが、荒っぽいですよ、これ、今までやってきたことが。例えば住民説明会もたしか町長の先ほどの件でいくと24カ所で終わっていますよね。でも、区は29カ所ありますよね。あとの5カ所は全く説明を受けていないですよ。こういう町政はないですよ。そうでしょう。24カ所しかやっていないというと、9カ所は全く、24カ所で終わってしまったでしょう。だからそれは乱暴過ぎるんですよ。どんなに、30あろうと20あろうと、その区はその区の存在感があるものですから、やっぱり何もかも全部きちっとやってのけて次の段階へ進まなければ、それはある意味で町長の1つのスタイルかもしれないけれども、やっぱりでも最後まできちっとやって、みんな不公平のないような行政、それが僕ら原点だと思うんですよ、いわゆる町政の原点は。ですから、やりたいじゃなくて、町民がやりたいのか。欲しいじゃなくて、町民が必要なのかということですよ。そういうことを考えて物事というのをやっていかないと、それはもちろん町民もわからない分野もありますから、だから今の段階でわからない人がいるから説明不足だと町長は言いますが、そうじゃないですよ。それはこれだけの年寄りがいたら100回説明したってわからない人が

残りますよ。だからそういう意味で、ここまで来たのでもう町長をいじめてもしようがないですからあれですけども、少なくとも町民をなめた。その結果、恐らくあのときに投票条例を通しておけば、この事業はやりますか、やらないですか、マル・バツで済んだんですよ。それ政治生命かけるところまで行ってしまったでしょう。そのかけるという、結局こういう形になるまで、だったら白紙撤回やらなければよかったのに、白紙撤回をやってしまった。だから、最初からこの事業をどうするのかという形で物を、それが住民投票の請求だったじゃないですか。それを結局けっ飛ばしてしまった。議会もそう。これを通しておけば、この事業が一遍下がったという話だけで終わるものを、結局議会も解散、町長も解職というような結果まで追い込んだのは、やっぱり町長はこういう見通しはなかったですか。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） こういう世界というのは、どういうふうに移っていくかというのは、なかなか判断が難しい問題だというふうに思っていますけれども、私自身はこういう事態になるということは、住民投票条例の請求が出た段階で、こういう全く想定できないかと言われる想定できたんだろうというふうに思いますけれども、私自身はこういうふうな状況に至るということは考えておりませんでした。

○議長（板谷 信君） 9番、市川君。

○9番（市川昌美君） これで終わります。

○議長（板谷 信君） これで市川君の一般質問は終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開は3時40分からとします。

休憩 午後 3時30分

再開 午後 3時40分

○議長（板谷 信君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

引き続き、一般質問を行います。

7番、森照信君の発言を許します。7番、森君。

○7番（森 照信君） 7番、森です。

ちょうど7番目に質問させていただきます。情報通信基盤整備事業、住民アンケートについてをお伺いいたします。

まず、多くの住民の方々にアンケートの回答をいただくことができましたことは、本当に大変感謝をいたしております。この基盤整備事業は、町内外の情報の格差をなくす、また、行政サービスの向上を主な目的とするために必要な事業であると町長は説明をしていました。

今回、アンケートの結果をもとに見直しを図っていく、町民の皆様が御理解いただける整備を検討していく必要があるとのお考えのようではありますが、すべての住民に理解を求める

のはちょっと無理かもしれませんが、今回のアンケートにより、必要、必要でないとの回答のほか、住民の思いを回答の中にいただいたことは、大変大きな成果であったと思います。これは今後の事業の参考に本当になると考えております。

そこで、現在の情報の格差に対する今後の取り組みはどのように考えておられますか。これは先ほども質問があったと思いますが、簡単にお問い合わせいたします。

中に、必要であると答えた住民の方々には期待をしていると思います。その対応をいかにいたしますか、また、わからないと答えた人、住民の声をどのようにとらえて分析をするのか、以上をお伺いいたします。

○議長（板谷 信君） ただいまの森君の質問に対し、町長の答弁を求めます。

○町長（佐藤公敏君） それでは、森議員の質問にお答えいたします。

情報格差対策についての今後の取り組みについては、アンケートの集計結果を尊重し、現在、提示している計画は白紙として見直すことにいたしました。しかし、町が事業主体となった光ファイバー網の整備に限らず、高速、大容量の情報通信基盤はこの町の将来に必要であると認識していますので、今後、整備方法、整備時期、整備区域、利用できる財源などといった検討を進めていきたいと考えております。

続きまして、川根本町の将来にとって現在計画している情報通信基盤整備事業は必要だと思いますかの設問に対して、必要だと思うと回答された27.4%の住民の皆様への対応についてお答えします。

先ほどからの答弁のとおり、今後、高速大容量の情報通信基盤の整備は必要という認識のもと、再度、事業についての検討をしてみたいと思いますので、今後の検討結果を待っていただくこととなります。特に、インターネット環境が悪く、整備要望の高い地域にお住まいの方については、早期の環境改善を望んでいると思われれます。しかし、今まで提示してきた事業計画は白紙としたことに伴い、様々な検討が必要となります。検討期間が長引くことも考えられますが、こうした地域については最優先に環境整備ができるよう計画しなければならないと考えております。

続きまして、同じ設問でわからないと回答された27.4%の住民の皆様への対応です。アンケートの御意見では、専門用語が多く理解できないとされた方、町からの情報が少なく事業内容がわからないとされた方、いろいろな情報が入り乱れ、現時点では判断できないとされた方、それぞれの御意見があります。結果としまして、全体の4分の1以上の方がわからないと回答されています。また、必要とは思わないと回答された方の御意見でも、将来にわたっての財政的な不安だけでなく、NTTが提供するインターネットサービスや民間通信事業者によるスマートフォンなどの活用といった御意見もかなりの数がありました。

そうした整備手法の実現の可能性についても検討していき、経過を含め住民の皆様にお伝えしていくことで共通の認識が保有できると考えています。わかりやすい情報提供とともに、細やかな情報提供を進めていくことで、わからないと回答された方に理解していただくよう

努めてまいります。情報提供手段といたしましては、町のホームページや広報誌に加え、回覧文書の利用を考えております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 7番、森君。

○7番（森 照信君） それでは、再質問をさせていただきます。

このアンケートの中から、超高速インターネットに加入したいと思いますか、これは62%の回答があったわけでありますが、1,043件です。これは、当初、町が1,000件ぐらい入るんじゃないかと、まあ、どうか難しいなど、そういう中であって、1,043というのはざっと勘定して5,000万円ですよ。これは町のこの事業費がそのまま出てくるというような計算になります。また、そのほかにも、地デジ放送利用料、また、地域公共ネットワーク利用料、通信事業者に支払っている光ファイバー賃借料300万円。各施設からの通信費用、各世帯へのお知らせにかかる郵便料軽減、これらが削減されるということで、今回のアンケートの結果から見ると、この町の収支予測をはるかに超えるものであって、中にあるいろんな情報が出された中でのアンケートとしては、結果的には非常につかむものが多かったのではないかと考えております。この賛成か反対かと二者択一だけのものでは本当にはかり知れないものを今回のアンケートでつかんだのではないかとと思いますが、その辺はどうとらえていますか。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） インターネットを利用しますかという問いに対して1,000人を超える方が利用したいということは、確かに回答の中では数字として出てきているんですが、1軒の中で複数の方に回答を求めていますので、1軒の中に2人とか3人とかということを考えますと、必ずしも1,000軒以上ということにはなりませんので、そこは考えていかなければいけないのかなというふうに思っています。

○議長（板谷 信君） 7番、森君。

○7番（森 照信君） 一応、62%という数字の中から見ると、やはり大分希望が持てるような数字ではないかと私は思っております。このインターネットが思うように利用できない地域の住民にあっては本当に今回の見直しを図っていくということは、本当にまた来年は工事もそちらには向かわないというようなことも言われましたけれども、本当に待ち望んでいた人には、本当に遠くへ行っちゃったような、非常にショックというものは、はかり知れないものと思います。この中で情報格差というものは、先ほども言われましたけれども、現実的には本当にお互いの立場に立って本当は考えてやらなければいかんことだと思いますけれども、そのままにしておくことにはいかないものですから、とりあえず、何かの方策をしなくちゃいかんと思いますけれども、その辺は何かお考えがあったらお伺いいたします。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 確かにこの事業が早く進みますよう期待されていた方もいらっしゃると思います。比較的、私とおつき合いの深かった方は町長何とか早く頼むよという声を言ってくだ

さった方が多かったということも、その判断をちょっとあれした部分があるのかもしれませんが、このような方に対して、どういう整備方法があるのか、そこも検討しながら皆様方の御理解のいただけるようなシステムといたしますか、そういうものを考えていかなければいけないというふうに思っています。

○議長（板谷 信君） 7番、森君。

○7番（森 照信君） これは、町内はもとより、都市部との情報の格差というのは、本当に日を追うごとに開いていきます。何もかもが過疎化して社会から本当に取り残されていくような現実、これをどのようにとらえておりますか。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 12月の8日でしたか、全員協議会がございまして、そのときに町の計画を断念するというのを申し上げたわけですが、その夜の9時のNHKのニュースでございましてけれども、それは徳島県の事例がテレビで放映されておりました。それは、徳島県下全域にわたって光ケーブルが張られているようでございましてけれども、その光ケーブルがあることによって、IT企業、これがオフィスを持ってきて、空き家の中にですね、空き家をオフィスにして東京のオフィスとテレビ電話でつなぎまして、東京のオフィスとすぐ隣に徳島県の過疎地域のオフィスが同居しているような仕組みの中で業務に取り組んでおられる風景、それから、夏の暑い盛りには川原へ出て足を水につけながらパソコンを使っているというような事例等が報道されまして、NPOが盛んにIT企業の誘致のために取り組んでいるというようなものもございました。それから、これは音戯の郷の小久保先生でございましたけれども、小久保先生が山梨県の過疎地にスタジオ・イオンというオフィスを持っていらっしゃるわけでありましてけれども、そこはADSLしか使えないということで、彼は環境音楽の作曲をするのが仕事でございまして、不便を来しているんだと、そういうことで、川根本町へ来てくださるかどうかわかりませんが、そういう光が布設されるならここへ来るということも考えられるねというようなお話もございましたように、あることによってそういういろんな可能性が展望できた部分はあったのではないかなというふうに思っております。

そういう意味で残念だなというふうに思っております。

○議長（板谷 信君） 7番、森君。

○7番（森 照信君） これで必要であると答えた住民の方々、事業の収支が予想近くあるのに事業を進めないことは理解に苦しむと私はとらえますけれども。そのアンケートの中でですね、将来に対して負担が残る、毎月4,000円を年金から徴収されると生活が大変であるなど、どこからこのような情報が流れたのか。これはアンケートをやったから出てきた町民からの意見で、1人や2人の意見ではありませんでしたけれども、国・県の補助金、合併特例債、地域振興基金などを活用して、将来的にも住民の負担にならないように考慮していくと説明しているのに、どこでどう町民に曲げられて伝えられたのか、これはしっかり調べ、検

証すべきであると思いますが、いかがですか。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） そういう情報がどういうことで伝わったのかわかりませんが、いずれにしても町の広報不足といいますか、説明不足の点がそういう結果を招いたのだというふうに思っております。

○議長（板谷 信君） 7番、森君。

○7番（森 照信君） しつこくなるようではございますけれども、アンケートを行った中で、情報基盤整備は必要である、必要でないと思う、わからない。その回答者にこたえるためにも、いろんな情報が出された、町民を混乱させた現実というのは、それはしっかりと分析をして、否定するところは否定し、時間をかけてでもしっかりと真実を報告することがアンケートに回答してくれた住民への義務ではないかと思いますが、いかがですか。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 確かに、今後取り組んでいく上で考えていかなければならないそういうものを含んでいる、そういうお話だと思いますので、心して取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（板谷 信君） 7番、森君。

○7番（森 照信君） 私は以上で、しっかりとまたアンケートの中の答え、あれに対してしっかりとした答えを出していただきたいとお願いして終わります。

○議長（板谷 信君） これで森君の一般質問を終わります。

続いて、10番、鈴木多津枝君の発言を許します。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

通告に基づきまして一般質問を行います。

議長から話しかけられたので、おじぎをするのを忘れました。始めます。

1点目は、既に朝から7人の議員全員が取り上げている情報通信基盤整備事業に関する住民アンケート結果についてです。

最初に、今の計画は白紙撤回しという点では、もう皆さんに町長がお答えしているんですけども、町政混乱の責任を明らかにして、ダブルリコール回避に努め、町政の空白と町民の不安を解消する考えはないかお聞きします。

ダブルリコールの住民投票請求署名をされた方から寄せられる御意見、要望はほぼ2とおりです。1つは、住民投票も否決するような議会やそれにお礼を言う町長では、裏でどんなつながりをしているかわからない、町民の声を聞かない町長や議会に町政を任せられない。自分からやめないなら住民投票ではっきりけじめをつけさせるしかないというものです。

もう一つは、この事業をやめさせるために署名をした。早く混乱を静めてもっと町民の声を聞き、町民の暮らしを第一に考える町政をしてほしい。これ以上、町政を混乱させないでほしいという不安の声です。有権者の3分の1の方々が住民投票で決めたいと願った署名を

否決してダブルリコールの混乱と不安を招いた議会の罪は重大です。しかも、二者択一の住民投票では、様々な町民の意見が反映されないとして住民アンケートを行い、町長はその結果、賛成より反対が多かったとして、この事業の中止、見直しを表明されましたが、議会にはきょう以前には何度も議会で念を押しましたけれども、一度も白紙撤回とは言いませんでした。それなのに、新聞には白紙撤回と載っている。新聞記者にはそう答えるなどあいまいな態度には町長への不信が高まる一方でした。町長は混乱を招いた責任の一端は私にもあるなどと、まるで他人事のような希薄な責任意識を表明しましたが、これも大変無責任な発言としか思えません。どのように責任をとられるのか、町政混乱をどのように解消されるのか、言いわけではなく、町民が本当に信じられる答えを出すべきと思いますが、町長の真意を伺います。

今、町が行うべきは、早急に町内の情報環境の格差をしっかりと把握し、その対応を打ち出すことです。その上で情報通信に関心の高い町民を入れた検討委員会を立ち上げ、どういう情報環境整備が必要か、どういう方法がよいかなど、意見を聞いて計画を立て直すべきと思いますが、町長はどのように考えておられるか伺います。

また、NTTや国へ情報格差の解消を働きかける考えはないか、既にどういう働きかけ方をしたのか伺います。

2点目は、富沢地区の孤立解消策についてです。これも山本議員、中野議員より今後の取り組み方法や町の考えなどが示されましたが、私も孤立して3カ月以上になる富沢地区の一日も早い孤立解消をどのように考えておられるのか伺います。町道への仮設道路設置は無理とか、大井川への仮設道路設置も水量が減らなければ無理だとして2カ月以上も手をつけず、かろうじて歩いて通れる厳しい上り下りの山道1本だけが区の皆さんの命綱となってきました。その上、長引く不自由な生活で生活物資の確保や健康への影響が心配され、また、車のレンタル料など二重生活の費用もかさみ、寒さに向けて住民の方々の不安ははかり知れない状況が続いています。3カ月近くたってやっとできた大井川を渡る仮設道路も通行許可で待たされている間にたった一夜の大降りでも一度も使えないまま水没、流出し、大井川を渡る仮設道では富沢地区の皆さんの生活は保証されないことも証明されました。修復に半月ほどもかかり、ようやく時間規制による交通が可能になりましたが、今後も、いつ雨が降って流されるかわからない不安な状況で、原道に一日も早く仮設道をつけてほしいとの地元の皆さんの要望は切実です。このような富沢地区の皆さんの御苦勞や不安は、私たちの想像の域をはるかに超えていると思います。長引く不自由な生活を身銭を切って助け合い、励まし合って支えてこられている富沢地区の皆さんに生活支援や見舞金を支給して、今後もこのような災害被害を受けた場合、被災者を励ますことができるよう制度化をする考えはないか伺います。

3点目は、福島第一原発事故による当町での放射線の影響について伺います。

最初に、8月頃、7月でしたか、放射能計測器を購入して早急に学校や保育園など子供が長時間過ごす環境の放射線量を測定し、結果の公表や安全対策を示して父母の不安を解消す

るよう私も6月議会で求めましたが、それを7月半ばごろ購入されました。そして、放射線測定器は購入したものの、夏休みが終わる前に1度測定したということを知りただけで、測定結果も公表されていません。どのように測定し、結果はどうだったのか、また、原発事故による放射能汚染は決して収束しているわけではなく、全国各地で気象条件によってホットスポットが見つかったり、除染を行ったり、対応に追われています。当町でも学校や保育園など子供が長時間過ごす環境の放射線量を定期的に測定し、ホームページなどで公表する考えはないか伺います。

また、食品用放射線測定器を購入し、学校給食の食材や希望する茶農家、町民にも使えるようにして、国の規制値より低い当町独自の規制値を設けて、福島原発事故による放射線汚染食品が子供や消費者に摂取されることのない体制を整え、父母や消費者の不安を取り除き、町の安心・安全の信頼を高める考えはないか伺います。

また、30年以内に87%の確率でマグニチュード8程度の東海地震が発生すると文部科学省地震調査研究推進本部の評価を受けて、菅直人首相が停止を要請したのを受けて、中部電力は浜岡原発をすべて停止しましたが、防潮堤のかさ上げ工事が終われば、来年にも中部電力も野田内閣も再稼働の意向を示しています。地震の巣の上につくられた世界一危険と言われる浜岡原発は、町民の安全・安心、基幹産業でもあるお茶を守るためにも永久停止、廃炉を求めるべきと思いますが、町長の考えを伺います。

最後に、高齢者への配食サービスについて伺います。

合併以来、旧町2町でサービスが違っていたのを来年度より統一しようとしていると聞きました。目的やサービスの内容、方法の違い及び統一しようとしている方法や配達を受け持ってきた旧中川根地域のボランティアの方々の活動をどうする考えかなどお伺いします。

以上です。よろしくお願いたします。

○議長（板谷 信君） ただいまの鈴木君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） それでは、鈴木議員の御質問にお答えします。

まず、12月8日の全員協議会において、担当課からの住民アンケート集計結果の報告に基づき、本年度においては詳細設計に着手しない、来年度においても設計関係予算を計上しないとの発言をしました。私の考えとしては、現在、提示している事業計画は白紙に戻し、再度事業を構築していくとの見解を示したつもりでございました。今まで検討してきた内容や町が事業主体となった光ファイバー網の整備に限らず情報通信基盤の整備は必要であるとの考えから事業そのものを白紙にすると誤解されることがないように言葉を選んだつもりでしたが、逆にそのことが誤解を受けてしまったと感じております。

リコール回避といった御質問につきましては、先日の14日に署名簿が提出され、現在、選挙管理委員会において審査が進められております。現時点ではその結果を待ちたいと考えております。

次に、検討委員会の立ち上げについてお答えします。

現時点では、検討委員会の立ち上げによる計画の立て直しといった具体的なイメージは持っておりません。昨年度も推進検討委員会を設置し、議会の代表者4人、町内関係団体から6人、学識経験者として3人、計13人を構成員として検討を進めました。委員会の中では、有識者による国や県における情報通信施策の方向性の確認や、民間事業者による情報通信技術の現状と将来予測などといった具体的な説明を受けながら意見を取りまとめていただいたものです。その委員会の総意として、ブロードバンド環境の整備は必要であり、環境整備をするだけでなく、利活用の部分を充実させることが、この町の将来に有益であるとの共通認識を持っていただきました。その上で、携帯電話による次世代データ通信の町内展開が実現の可能性などを確認事項として委員会全員の方が共通認識していただいたと考えています。

そうした段階を踏まえ、本年度に入り、4月から検討を進めてきたわけですが、行政、議会ともこの推進検討委員会での検討結果を取りまとめられた御意見の上に立った議論ができずに現在の状況に至っていると感じています。3カ月という限られた期間で、7回もの委員会を開催して意見を取りまとめ、議長、町長に対して提出された報告書が生かされていないという現状があります。このような理由から、再度、検討委員会を設置するといった具体的な方法論については、もう少し時間が経過してから考えていきたいと思っております。

次に、NTTや国に対して情報格差の解消に働きかける考えはないかといった御質問にお答えします。

NTTについては、一昨年以降、数回にわたり協議し、提案をしていただきました。その中で、静岡県補助事業、県4分の1、町4分の1、NTT4分の2を活用しても全町域におけるNTTによる民間サービス提供の可能性は限りなく低いとの回答を受けています。このため、そのサービスを受けるためには整備地域を区分しての提案や、NTTが負担すべき費用の一部をさらに町が負担するといった財政的な支援の可能性などについて、今後、協議していく必要があります。しかし、その可能性はかなり小さいと考えています。

国については、国策としての光の道を推進するため、教育医療等の分野における公共アプリケーションの導入を前提とした超高速ブロードバンドの基盤整備を実施する地方公共団体に対し、事業費の一部、3分の1を財政支援するという事業を実施しています。

平成23年4月の時点で、超高速ブロードバンドが利用できない世帯が全体の6%、約320万世帯存在していると推定されています。国の事業はその10%に当たる世帯を利用可能にするための財政支援であり、5年間で150億円という事業費を想定しているとのこと。自主財源が少ない当町でありますので、補助基準に合致した事業内容とし、国の財政支援を受けられるようこれまで利活用の検討を含め検討してきました。今後、再検討という形になりましたが、できる限り国や県からの財政支援を受けることができますよう検討を進めていきたいと考えています。

最後になりますが、今回の決断をするに至った経緯については、住民アンケートの結果を尊重したということが大前提でありましたが、合併特例債の利用期間が5年延長されること

が確実になりつつあるということも大きな決め手となりました。事業再検討の結果、事業実施となった場合においても実施時期や整備方法の選択により国や県の補助金の利用が困難となる可能性もあります。事業実施の時点で利用できる財源として合併特例債に頼らざるを得ないことも考えられますことを御報告させていただきます。

次に、富沢地区の孤立解消策についてお答えいたします。

最初に、孤立して3カ月以上になる富沢地区の一日も早い孤立解消をどのように考えているのかという御質問でございますが、現在、大井川に仮設道路を設置し、通行時間帯等の制限はございますが、車両の通行が可能となっており、3月中旬までは迂回路として使用していく予定であります。この仮設道路が使用できる間に、できる限り被災箇所の復旧に努め、早期に被災箇所の車両通行が可能な状態に持っていきたいと思っております。

次に、生活支援や見舞金についてですが、町としまして、町営住宅の無償利用や民営住宅入居者への補助、水道基本料の免除、生活物資支援としましてテレビ、冷蔵庫、洗濯機、ガス台、電灯、カーテンなどにつきましてお見舞いという意味も込めまして町で準備させていただき避難所の皆さんに貸し出し、利用していただいております。また、車のレンタル料等についても、直接二重生活になっているものについても考えていきたいというふうに思っております。

福島第一原子力発電所の緊急事態に伴い、静岡県では文部科学省からの要請に基づき、県内の環境放射線等の測定を行い、毎日9時現在と17時現在の測定結果を県ホームページで公表しています。モニタリングポストの設置箇所は静岡市、下田市、沼津市、磐田市の4カ所になります。いずれも全国の環境放射能水準調査結果の範囲内であり、健康への影響が心配のない段階となっております。

学校や保育園などの放射線量を定期的に測定し、ホームページなどで公表をということでございますけれども、町内小中学校の2学期が始まるに当たり、児童・生徒が安全で安心した教育環境のもとで勉強や運動に取り組むことができるよう、教育委員会で学校等の放射線測定のために購入した放射線測定器により各小中学校の運動場の中央付近部分を中心に放射線量の測定を行い、その結果を学校を通して保護者等に周知したところであります。すべての測定場所において、多少の差こそあったものの、国の基準年1ミリシーベルト以下を大きく下回っております。現在、定期的に放射線量の測定はしておりませんが、学校等が必要を感じた場合においては、教育委員会で購入した放射線測定器を貸し出して自主的な検査をお願いするとともに、教育委員会、教育総務課の職員が現地に出向いて放射線量を測定することも実施したいと考えております。さらに、ホームページの放射線量の公表については、全町的な取り組みの中で、今後、前向きに検討していきたいと考えております。

食品の放射線量の測定ということに関して、東日本大震災に関連して、厚生労働省では食品中の放射性物質について食品衛生法上の暫定規制値を定めております。暫定基準値を上回る食品は食品衛生法第6条第2号に当たるものとして販売されていません。静岡県は総理指

示による検査を実施すべき自治体として指定されており、お茶の場合、荒茶、製茶、生葉等8品、牛肉等6品目について検査を実施し公表されております。

本町においても本年5月に飲用及び生葉の茶について検査を実施しています。いずれも規制値を超える数値は計測されていません。試験方法については、平成14年3月に厚生労働省が示している緊急時における食品の放射能測定マニュアルによるものとされております。

食品の放射性物質に関する検査を実施することが可能である検査機関は、12月1日現在34機関が登録されており、このうち県内には2機関あります。

町独自の規制値を設けてはどうかという質問ですが、現在流通している食品については国の基準に沿った検査がなされており、安全性は確保されているものと思料します。食品の放射性物質の検査については、その安全性が確実であることを証するためには、専門の検査機関にゆだねる必要があると考えます。

学校給食で使用している食材は、国等の食材に関する検査体制及びこれに基づく出荷制限等の措置に注視し、これらを総合的に判断し、市場に流通している食材については安全であるという解釈に基づき使用しているところであります。しかしながら、県内においても一部の市町において学校給食用食材の放射性物質検査を独自で実施するといった報道や、国が県に対し学校給食用食材の放射性物質検査用の測定器購入に関する助成制度を構築するといった動きもあります。

町としては、これらの状況の推移を注視するとともに、来年度予算において第三者機関による学校給食食材の放射性物質測定委託費用を計上する予定でおります。既に、周辺市町で先行し実施している吉田榛原広域施設組合の手法と同じく、調理された学校給食すべてをまぜ合わせたものを検体として検査する方法により検査をし、その結果を公表していく考えであります。

議員御提案の測定器を購入する方法ではありますが、掛川市が購入した測定器で概算180万円、1検体当たりの検査時間も約30分を要するものであることから、学校給食に関しては独自の機器購入による方法ではなく、検査結果に対してより正確で公平性を保つことができる第三者機関への委託による手法での対応を検討しております。なお、委託に要する費用は、検査委託費として1検体当たり2万1,000円、これは税込みであります。と、なり、さきに申し上げた吉田榛原広域施設組合も同様の方法で実施しておりますことを御報告いたします。

お茶の規制値でございますが、飲用段階など経口摂取の段階時など実態に応じた見直し、科学的根拠に基づいた規制値の設定などについて国に要望している中、国の基準値が変動する可能性があることから、国・県の様子を見ながら対応を進めていきたいと思っております。

次に、浜岡原子力発電所についてでございますけれども、浜岡原子力発電所は1号機から5号機までの5つの発電施設を持ち、うち、1号機と2号機は平成21年1月に運転を終了しています。施設が東海地震の予想震源域にあることから、地震による津波からは砂丘により被害を防ぐ想定でありましたが、本年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により発生

した大津波による福島第一原子力発電所事故を教訓に、海拔18メートルの防波堤をつくる計画が発表されました。5月16日、当時の菅直人内閣総理大臣の要請を受けて、浜岡原発は現在全原子炉の運転が停止されています。9月26日には牧之原市議会で浜岡原子力発電所の確実な安全・安心が将来にわたって担保されない限り、永久停止にすべきであるとする決議案が賛成多数で可決され、西原市長も永久停止は譲れない旨、意見を明確にしており、焼津市長も同様の発言をしております。

東海地震の発生が近い将来危惧されることから、浜岡原子力発電所の運転停止を求める運動は民間団体が中心となって行われているところです。原子力安全委員会では、原発事故に備えた防災対策をとるべき地域の見直しを検討しており、その案によると、本町は半径約50km圏として、PPZ、放射性ヨウ素対策区域、対策を行う区域に一部含まれることとなります。このように、原子力施設に1度事故があれば多少にかかわらず影響は免れないこととなります。

静岡県では福島第一原子力発電所事故を踏まえ、国の原子力防災対策の見直しに対応して、地域防災計画を見直すことや、原子力防災対策を検討するため、市町原子力防災対策研究会を設け、情報交換による連携強化を図っていくことになっております。

浜岡原子力発電所の再稼働への対応につきましては、県や圏域内市町と連携を図って対処してまいりたいと考えております。

それから、高齢者配食サービスについての御質問にお答えいたします。

目的としては、食事調理の困難な高齢者の助けとなることを目的としております。方法としましては、北部地域は町で栄養士がメニューを作成し、商工会に委託いたしまして配食をやっていただける希望の業者に調理と配達をお願いしております。また、南部地域では、調理につきましては社会福祉協議会に委託し、配達につきましては配食ボランティアグループの皆さんにお願いし、ボランティアグループのない地区につきましては社会福祉協議会で配達をさせていただいております。

サービス内容につきましては、北部地域では夕食を週3回、南部地域では昼食を週2回となっております。合併後も旧町単位で現在まで来ましたが、配食ボランティアグループの御意見を伺いますと、会員の皆さんの高齢化と会員の減少が進み、グループの存在が厳しくなっているというふうに伺っております。このような状況の中、配食サービスの継続を検討しております。長年にわたり配食ボランティアに尽力されてこられたグループの皆さんや、利用者の皆さんなどの御意見などを伺いながら、様々な方法を考えていきたいと考えております。

以上でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(板谷 信君) はい。

○町長(佐藤公敏君) あの、先ほど浜岡原発の永久停止、廃炉についてというご質問に対し

てですね、静岡県では福島第一原子力発電所と言うのを福岡と申し上げたようですので、福島に訂正させていただきます。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） では、順々に再質問をさせていただきます。

まず最初に、情報基盤整備についての住民アンケートについてですけれども、町長は情報基盤の整備は必要ということで議会も町民も署名を集められた方々の代表者の意見も一致しているというふうに言われていますけれども、そのことは、イコール町が運営主体となって光ファイバー網を整備する、張りめぐらすということではないということは認識していらっしゃるでしょうか。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） そこは理解しております。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 当然、いろいろな方法があるよということで、議会もこの間もめてきたわけです。紛糾してきた。ここに至って理解しているということは、結局、これまで理解していなかったのに住民アンケートを見てそういう答えになったということですか。それとも、最初からいろいろな方法があるということをごちゃごちゃとわかっていたんですか。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） というよりも、スタートの時点で、民間企業がこの地域には採算がとれないから入ってこないというところからスタートしているものですから、そういう意味で町が計画する事業を進めてきたということでございます。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 民間が入ってこないということは採算がとれないからということですが、よく、同僚の中田議員が言われていましたけれども、町の計画でやれば月4,000円、1,000人つなげば年間4,800万円、それで、地デジも入れて200万円、むしろ採算とれるどころじゃない、もうかる事業だと、そういうことを今回のアンケートで1,000人超す人が利用したいというふうに答えたわけですが、でもそれは世帯でダブっているから1,000世帯ではないだろうということですが、そういう状況を見ると、町はそれで利用者がとまるとは思っていないでしょうから、もっと増えていくと思うでしょうから、やはり民間が、NTTがやってもそんなに採算がとれない事業ではないよという訴えは十分できるんじゃないですか、このアンケートによって。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 民間が投資する場合には、それこそ、先ほど来、原田議員からもお話があったように、減価償却の問題ですとか、あるいは整備していく、そういうことも含めてですね、もろもろ含めて、それから初期の設備投資もNTT仕様の場合ですと30億余りかかるという想定でございますので、そういうことを含めてNTTとしての採算性の問題がある

ということだと思っております。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） というふうに民間の気持ちをおもんばかっておられますけれども、やはり、私はこういう小さな町で、財政力がないところでこれだけの大きな事件に発展するほど情報基盤の整備を行政が主体でやるということは、本当に町民にとって不安を与えることなんだということを、やはり、国やNTTに言っていって、町長も1回目の答弁でこれから働きかけたいということだったんですけれども、もっと国の支援を強める、NTTにも通信事業者としての責任を果たすということをやはり強く求めていくべきだと思います。そのことを要望します。

それから、次に、議会で1年9カ月ですか、市川議員の言葉を借りると。私は2年近くと言っているんですけれども、本当に情報基盤整備のこの事業で紛糾してきました。何も話し合わなかったのではなくて、本当に時間さえあれば話をしたけれども、突き詰める、本当に話を深めることなく来たのが残念だったと思います。原田議員からはいろいろな方法があるよということ、町が進めようとしているのは本当に欠陥の整備だよという発言を聞きまして、私もその内容はよくわからないんですけれども、でも、欠陥、専門というか、詳しい方が欠陥だと言うからには、やはりそこは真摯に調べるべきではなかったかと思います。それなのに、もう9月には詳細設計に移るんだと、着手するんだという発言をして、こういう、要するに住民投票で町民の意見で決めたいという動きが始まったわけなんですけれども、2,300名余の署名が集まって直接請求が提出され、それを議会が否決したんですけれども、その請求を出されたときも、否決をしたらダブルリコールも辞さないということも請求者の方がはっきり申し上げておりました。そういう中で否決をした、たった1票の差で議会が否決をした、そして、その代わりに住民アンケートを行い、やっぱり反対が賛成より多かったということで、白紙撤回だと今さら言うのは、本当に余りにも町民の声を聞いていない、町民の気持ちをわかっていない、行政として無責任な態度ではないかと。私はこういう混乱を招いた責任は本当に重いし、議会の否決に感謝の意を、そのとき議会が、町長は賛成と言って出しながら、議会が否決したときに感謝の意を示したということでは、本当に町長や副町長の責任も重いと。本当にこのことについて責任の一端は私にもありますと繰り返し言われていますけれども、その責任をどういうふうにとられるのか、もっと町民の人たちがわかるように具体的に答えていただきたいと思います。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 議会に対して、議会が否決したことに対して感謝したと言っていますけれども、敬意を表したいということをお申ししたのは、先ほどもちょっと問題になりましたけれども、二元制をとっている、首長とそれから議会はそれぞれ直接選挙で選ばれ、それぞれ執行権と議決権を持っているという違う立場でございます。そういう中で、議会は議会として本来議会制民主主義の中で議会として判断すべきであるというその議会の原則に従っ

て、その方向で検討された、結論を出された。もしかしてですよ、これが逆に、仮に反対多数になったとしても、議会の判断というものは議会として判断されたことでありますので、いずれにしても賛成という立場では、あの、反対という立場ではありましたが、議会としてアンケートをとということで新しい提案もされて、議会としての責任を果たそうとされたということ、そういうことに対してそれには議会に出した判断でありますので、敬意を表すると、そういう意味合いで申し上げたわけであります。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 否決をしたときにはアンケートの提案はありませんでした。アンケートの提案の前に否決になって、そのときに、議案が否決されたときに、町長は立ち上がって、ありがとう、敬意を表しますと言われたわけですよ。

○町長（佐藤公敏君） 最初のとくに、敬意を表するなんてことは一言も言ってないし、ここでお礼を言う町長ということで、先ほどの御質問でしたけれども、そのときに、立っておじぎをしたというようなことは私は全く自分では記憶していませんけれども、立たなかったと思っています。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 水かけ論になるから、議事録が出てくれば明らかになると思います。議決がされたときに、否決されたら議会の判断に敬意を表しますと2人で立ち上がってお礼をされました。そして、その後、山本議員から住民アンケートの決議が出されたわけです。それは、私はそういうふうに記憶をしています。町長の記憶が違うというのであれば、これは水かけ論になって証拠がありませんので、議事録ができ上がってきってから確認が。テープを聞けばすぐに確認できることですがね。できると思います。

それで、責任については具体的にどのようにとられるというふうに。

（「すみません、もう1回」の声あり）

○10番（鈴木多津枝君） 町長は責任の一端は私にもあると言われてはいますが、責任の一端ではなくて、私は大きな責任があると思うんですよ。それで、本当だったら否決されたときに、町長は議会解散する権利だってあったわけですよ。否決をしたんだから。御自分では賛成だと、苦渋の選択をして出したものを賛成した。本当にこんな混乱になるということを考えれば。

○議長（板谷 信君） 議員、町長の方からの議会の解散はあり得ない。それは自治法上ない。

○10番（鈴木多津枝君） リコールをしないとね。

○議長（板谷 信君） はい。

○10番（鈴木多津枝君） わかりました。勘違いしました。議会が町長にリコールを突きついたら解散できることはあります。すみません。だけど、議会としても本当は賛成の、推進した議員の人たちは、今回のことにも、先ほど森議員がかなり残念そうな質問をされましたけれども、本当は町長がここで白紙撤回ということに対しては、じゃ、自分たちが一生懸命

この事業を進めてこようと、一致団結して賛成派がやってきたのは何だったのかということ、非常にくやしいんだろうと思います。

それで、私は一番言いたいのは、この状態を続けていて、町長は住民投票の今の審査が、選管で審査していますね、投票数が確定するのを待つというふうに言われるんですけども、それを待って住民投票になった場合、そして、過半数になった場合、どんどんお茶の時期に近づいていって、お茶どきに、先ほど4月の中旬から4月の中旬ごろが選挙になるんじゃないかという課長の見通しを示されましたけれども、私は、もしかしたら際どいところで、今度の署名が、例えば異議申し立てが確定に対して出されたり、際どいところで、前は50分の1だったから、どれほど選管で無効の署名を選び出してもそんなに影響はなかったけれども、今回は3分の1ですので、300ぐらいしか余分はありませんね。そうすると、本当に選管がどういうふうな基準で選んでいくか、公明正大にやるでしょうけれども、その数によっては、請求した人たちも署名を集めた人たちも異議申し立てがあって、それで時間がずれていくということは大いに考えられるわけなんです。そういうのを待って選挙になって、もし住民投票をやった過半数がリコールに賛成で選挙になった場合、本当にお茶に、お茶どきにずれ込んでいく、このことを、町長はこの町の一番の基幹産業であるお茶どきに選挙が行われるかもしれない、そういう状況を今控えていて、もしそれが行われれば、先ほど休憩中に議長も言われたけれども、これからずっと4年ごとにお茶どきの選挙になってしまうわけですよ。そういうことを考えていらっしゃいますか。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） お茶を引き合いに出されると、お茶は基幹産業だということで申し上げておりますので、大変つらいわけですけどもね。その部分については何とも申し上げようがないといいますかね。いずれにしても早くやめろということをおっしゃりたいのかもしれないけれども、やっぱり、私は私としての考えもあるわけでありまして、そういう中で、地方自治法に沿って事を進めていくということしか申し上げられないわけです。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 非常に残念な答えて、潔く辞任勧告に応じる、議会も解散請求に応じて、お茶どきの選挙になるのを回避する。本当にみんなで町の基幹産業を守ってこうという姿勢を示すということができないかなと思って質問させていただきましたけれども、非常に残念です。これは残念ですというだけではなくて、これからまだまだ協議する時間があると思います。

次の質問に行きます。

次に、富沢の地域の孤立の問題についてですけども、現道の復旧を急いでやるんだと、それで大井川の仮設道が3月末には撤去になるけれども、それになるべく間に合うように片道ぐらい通れるような道路を現道復旧の中でやっていきたいと言われるんですけども、もしそれに間に合わない場合はどのような対策を考えているのでしょうか。

○議長（板谷 信君） 建設課長。

○建設課長（大石守廣君） ただいまの御質問でございますが、現時点で申し上げられることにつきましては、3月までは確実に、まあ、確実に大井川の仮設道路が使用できるわけですので、この使用できる間にできるだけ被災箇所の復旧を急いで仮復旧できるような状態に持っていくということで、精一杯復旧工事に努めてまいりたいということで考えております。

それを踏まえまして、4月以降、仮設道路が使えなくなりますので、先ほど、2度ほど答弁させていただきましたけれども、今回の復旧箇所の工事を進めるにつきましては、クレーン車とか大型の杭打ち機といったような大型の建設機械を使用することになっております。そのためには、現場に重機を設置するための足場等を組んでいくこととなりますので、まだ確実ではございませんが、この足場を使って何らかの方法で仮設の道路として使用できないかということは今、考えております。これは確実ではございませんが、今後、現場の責任者とも協議をして検討してまいりたいと思っております。

それから、富沢地区の現状につきましても、元請であります柳澤組でございますけれども、富沢地区の現状をこちらからも説明してあるし、柳澤組でも承知をしておりますので、できるだけ早く工事を済ませるということで努力をしてくれるということでございます。

それから、5月連休前後には一番茶が始まるかと思っておりますけれども、遅くてもこのお茶に間に合うように応急復旧ができるということで厳しく工程を管理していきたいということで考えております。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 事故現場が崩れたときに、すぐにモノラックを設置しましたね。そしたらその次の15号台風でまた崩れてしまった。モノラックが飛んでしまったということで、もう二度と、二度とっていうか、もうモノラックはつけないと言われたそうですけれども、モノラックをつけるのも一つの手ではないですか。

○議長（板谷 信君） 建設課長。

○建設課長（大石守廣君） 被災当初、現場にモノラックをつけまして、また次の台風ですぐだめになってしまったという経緯で、それ以後はつけておりませんが、今回の道路の現場の工事を施行するにつきましては、路肩の復旧工事と法面の復旧工事の2つの工種がございます。そして、法面の安定化のための工事を行う際、法面を切り崩す必要がございますので、そのときには土砂が道路上に落ちてまいりますので、工事の初期の段階ではモノラックをつけたくてもつけられるような状況ではございませんけれども、それが終了して安定してまいれば、そのときの状況にもよりますけれども、モノラックの必要があるということになれば、その時点で検討をしていきたいというふうに考えております。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 大井川につくった仮設道路、確実に使用できるというふうに、3月末までと言われましたけれども、確実かどうかは本当に天候次第で、幾ら冬だといっても

雨が少ないときですけれども、またいつ大雨で流されないか、使用不能にならないか、住民の方々の不安はやはり大きいと思うんです。そうなってからモノラックをつけるよという時間がかかって私は間に合わないんじゃないかなと思いますので、早くモノラックをつけるということを検討していただきたいと思います。検討するということで、やるということになるかどうかわかりませんが、ぜひ、強く要望いたします。

次に、町長から富沢地区の皆さんへの生活支援、お見舞いのようなことは考えているということで、ぜひ地元の方々の生活を見ていただきたい。町長は富沢へ行かれましたか。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 正直申し上げて、まだ伺っておりません。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 見てと言っと思いついたんですけれども、本当に行ってみないと、東日本もそうでしょうけれども、私たちが行くべきだと議会で思っていたんですけれども行き出ませんでした。富沢地区の皆さんの努力、本当に連携した助け合いの生活状況、見られないと伝わってこないと思います。お忙しいでしょうけど、私は、ぜひ行って、こういう支援策を考えているよ、こういうことをやっているという、町長の口から富沢地区の皆さんに安心していただけるような話をやはりトップが真っ先にやるべきだと思います。ぜひお願いいたします。

次ですけれども、原発のことです。

学校給食の食材を放射線量を測るよということで機器の購入をと申しましたけれども、何か機器の購入はやめて委託をするんだということですが、委託をしてしまうと、例えば1カ月分とかまとめて食材を委託するわけですから、もう既に、量が、放射線がたくさん基準以上に出るということは今の状態ではよほど福島原発に再度大きな事故がない限りは考えられないかもしれないんですけれども、やはり、平均した値しか出てこないということでは、その場その場の対応はできないんじゃないかと思うんです。食品によって例えば安全なものとして売られていてもたまたま基準を超えたというのが最近ニュースで時々出てくるわけですから、このことに対応できないと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（板谷 信君） 教育総務課長。

○教育総務課長（中澤莊也君） ただいまの御質問についてお答えさせていただきます。

やはり、検体として20キロの検体が必要になりますので、やはり、先ほど、町長の答弁にあったかと思いますが、民間の精密な機械等を使ってそれをシャッフルした中で、実際に給食の材料として使われていたものを検体等として出して、放射線量というんですか、そういうものを測るということを計画しております。

この機械を購入して、例えば180万円のものを買って、これは固定化でございますので、現在の給食センターの人員等を考えれば、非常に無理があるのではないかとということで、所長とも検討した結果、来年度の予算に委託費を計上させていただいて検査をしていくという

ふうに考えておりますので、御了解をいただきたいと思ひます。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 放射線測定器も買われて、1回しか一通り計測していないわけですが、給食センターに置いてそれで出てきたら大変な量だと思うんですけど、何か目安というか安心を担保する、この計測器も180万円ぐらいだったら私は例えば、ボランティアの人たち、こういうのが関心あるよという人たちにお願いして、毎日というわけにはいかないかもしれないですけども、もしかしたら毎日だってやるよという人たちもあらわれるかもしれないですね。町民に訴えるということ、呼びかけるということなんかも考えてみたらどうかと思うんですけども、ここで答えは出てこないでしょうから、ぜひ、もう少し安心できる状況をつくっていただきたいな、お母さんたちが安心できる状況をつくっていただきたいと思ひます。

そして、教育委員会ではありませんけれども、お茶の放射性セシウムの検査についても本当にこの前の茶業者大会で岸本技監が講演の中で、安全ですよ、基準以下ですよって言ってたんじゃ消費者の安心、信頼は得られないんだと、本当に測ってこの数字だから大丈夫ですよということが来年のお茶の販売の勝負になるというふうに、言葉はちょっと違うかもしれない、順序も違うかもしれませんが、私はそういうふうに聞きました。パニックになるなんていうことを恐れないで、私はやっぱり安全なものしか出していないという、そういう、子供たちにも安全なものしか食べさせないという、町の体制をしっかりとつくるべきだと思ひますけれども、どうでしょうか。

○議長（板谷 信君） 産業課長。

○産業課長（澤本勝美君） 来年度の点につきましても、放射能の検査につく予算の方を計上しておりますので、その食品衛生法に基づく登録民間検査機関での調査になるかと思ひますけれども、その辺で数値等を見ていきたいと思ひています。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 町で検査することはできないんですか。うちの町のお茶について。

○議長（板谷 信君） 産業課長。

○産業課長（澤本勝美君） セシウム等の検査には専門の職員が要するという事も聞いておりますので、果たして、町職員でその辺の検査ができるかどうかもちょうとわかりませんので、その辺はまた調査していきたいと思ひます。

以上です。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 基幹産業、基幹産業と言っている一番大事なお茶なんですよ。そして、今年の風評被害だけでも本当に大きなダメージを受けているわけですよ、茶業生産者は。販売者も受けていますね。だから、やはり、そんなのんきなことを言っていないで、やっぱり町でちゃんと調べて、絶対安心をもらえるような、安心してもらえるような体制を私は

つくるのが一番大事なことじゃないかと思います。そこに専門の職員が必要だったら専門の職員を置けばいいじゃないですか。勉強が必要だったら勉強させてくればいいじゃないですか。それが基幹産業を守る一番大事な姿勢じゃないですか。

○議長（板谷 信君） だれか。行政の方から答弁を求めます。副町長。

○副町長（小坂泰夫君） 本年度も放射能の検査というのは各茶工場単位というのは支援をするという形で予算も計上させていただいたわけなんですけれども、24年度もそういうような各茶工場単位、生産者単位が検査するというものには積極的に対応してまいりたいと思いますけれども、ただ、各地域の中を町が先手をしてやっていくということは、必ずしもそのお茶自体に対して、お茶そのものに対しての影響、販売の影響とか、風評被害とかいろんなことを考えていきますと、なかなか難しい面もあるのではないかというふうに考えます。食の安全を問うということは、例えば、ほかに今回23年度においてもお茶の場合は地中からの吸収よりは、こう、何て言うですかね、降ってきた放射能に対して非常に影響があったんではないかというようにいわれもありますし、そういう部分というんですか、そういうところも何か効果があればというようなものも検討をしていくというようなものも考えられるのではないかと思います。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） だからこそ調べてきちんと安全なものしか出さない町です、川根町は絶対皆さんの手に入る、口に入るものは安全ですという信頼をつくるべきだと思いますけれども、時間がありませんので、町長に、浜岡原発の停止、再稼働を認めないということについての意見を、意思表示をということをお聞きしましたら、近隣圏内の自治体と連携を図って対処したいという、これもまた消極的なお答えだったんですけれども、近隣の自治体、どういう状況か御存じですか。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 牧之原では永久停止ということを議決しましたし、西原市長もそういう姿勢を示されております。その周辺の市町については、いろいろ意見もあるんだろうというふうに思っております。また、一致した見解が出ていないのではないかというふうに思いますけれども、うちの町、50km圏内ということで、いろいろ想定される部分もあるわけですが、町としては周辺の動向も見ながら考えていきたいというふうに思っております。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 周辺の動向は要らないと思うんですよ。町長自身がやはり町民を守る、お茶を守る、地元が一番近いところの自治体がもう停止だと言っているんですよ。交付金もらっているところが停止だと、再稼働は認められないと言っているときに、うちの町もそれに呼応して、50km圏内でほんの一部がかすっているだけだというふうに言わないで、やはりうちの町も積極的に再稼働は認められないと、本当にみんなを守るためにそういう発言を前向きにするべきではないかと思うんです。それとも、そういう発言をすることに何か

支障があるのでしょうか。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 少なくとも私個人がそう思って物を言うということはあるべきでないというふうに思っています。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） ちょっと異様な答弁でびっくりしました。吉田町でもつい最近、吉田町長さんが本人が再稼働は認められないとおっしゃいました。牧之原市でも、牧之原市議会が議決する前に、市長の西原市長が再稼働を認めないと発言しています。湖西市では、湖西市長が本当に事故が起きた直後から反対だと言っています。そういう首長さんの発言、動きが議会を動かしているという現実もあるんじゃないですか。昨年、核兵器廃絶、平和の町宣言、うちの町で18年間やらなかったのを要望してきたんですけども、やっとやりました。そのきっかけになったのが、町長が3月議会で必要だと思いますと答えてくれたから、そのことが大きなきっかけになって、うちの町議会も6月議会で議決ができたんですよ。町長の態度はすごく、優柔不断ではなくて、周りを見るんじゃないで、やっぱり正義に向かって真っすぐ進むんだと、町民の命を守るために進むんだという、そういう姿勢を示してもらいたいから、私はこういう混乱が起きているのもそこに原因があるんじゃないかなと思えて仕方がありません。

どうですか。間違っていますか。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） ですから、浜岡原発の永久停止という問題については、恐らく、牧之原市長にしても、企業が撤退していくというような動きの中で、ぎりぎりのところであいいう判断をされたというふうに思っておりますので、私としては、もう少し慎重に考えていきたいというふうに思っております。

○議長（板谷 信君） これで鈴木君の一般質問を終わります。

◇

◎会議時間の延長

○議長（板谷 信君） ここで、会議時間の延長をします。ご了承ください。

◇

○議長（板谷 信君） 続いて、11番、中田隆幸君の発言を許します。11番、中田君。

○11番（中田隆幸君） 11番、中田でございます。

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

私は、大きく分けて2つでございます。それこそきょう全員がやりました情報基盤整備のアンケート結果とか情報整備機関のことでございますが、まず、それが1点。それと、野外同報施設のことについてお伺いをしたいと思っております。

まず、情報基盤整備であります、町民アンケートの結果、情報基盤整備の見直しを行うと言っておりますが、整備が必要と思うと答えた人も27%おります。また、地域によってはADSLのつながりのないところ、特に山間部は切なる思いでおります。このような地域への対策をどのように考えておられるのかお伺いしたい。

もう1点でございますが、野外施設の同報システム、同報無線ですね。これが各地区に設置されております。災害時の緊急通報、また、町からの連絡等、なくてはならない設備ではあります。反面、地域によっては、近隣の住民には非常に音量が迷惑をかけておるところがあります。たびたび行政の方へお願いしておりますが、一向に改善が見られませんので、今後、改善ができるかできないかをお伺いしたいと思います。

以上、2点をお伺いいたします。

○議長（板谷 信君） ただいまの中田君の質問に対し町長の答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） それでは、中田議員の御質問にお答えいたします。

本日の一般質問において、アンケートの結果を受け、今後どのように対応していくのかといった御質問が多数ございました。重複する部分が多いと思いますが、最後の御質問者でありますので、答弁のまとめとしてお答えいたします。

12月の全員協議会において住民アンケートの集計結果について御報告しました。アンケート設問中の事業の必要性についての回答では、必要だと思うが27.4%、必要とは思わないが41.5%、わからないが27.4%でした。回答率が62.5%と非常に高く、もっとも多い回答は必要とは思わないであり、この結果を尊重し、現在提示している事業計画は白紙とし、再度、格差是正のためにも高速大容量の情報通信基盤は必要との認識の上に、事業の再構築を考えております。今後、検討する中で、今まで提案してきた町を事業主体とした光ファイバー網の整備にこだわらず、民間事業者による整備の可能性やケーブル布設のみならず、無線技術の活用も検討していくこととなります。今まで検討してきた内容を再度、もう一度確認し、その結果を住民の皆様とも共有できるよう情報提供していきたいと考えています。

アンケートを集計する中で、地域的な傾向も確認しているところです。当初から予想していたとおり、町内に3カ所あるNTT局舎から遠距離になるに従い事業は必要だと思うとする回答率が高くなっています。特に、その距離が5km以上と思われる地域については、現在、使用できるインターネット環境も良好とは思われず、早期に状況改善を望んでおられると考えています。しかし、今まで提示してきた事業計画を白紙としたことに伴い、様々な検討が必要になります。検討期間が長引くことも考えられますが、こうした地域については最優先に環境整備ができるよう計画しなければならないと考えています。

次に、野外同報施設についてでございますけれども、非常災害時における災害情報の取

集・伝達手段を確保することを目的として、本町では防災行政無線を設置・運用しており、この無線には同報系と移動系があります。今回御質問の設備は各地区に設置している同報無線の屋外拡声子局についてであります。防災用無線であることから、その放送内容は、災害に関する情報、緊急に全域にお知らせすべき情報、それに、朝、昼、夕の定時放送等とその放送内容を限定した運用となっております。

朝、夕、昼の定時放送は、時刻をお知らせするほか、放送設備が故障していないか確認する目的もあり、現在、本川根地域では朝に「グリーンスリーブス」、夕に「家路」を、中川根地域では朝に「森へ行きましょう」、夕に「故郷」の音楽を流しています。また、昼には両地域ともチャイムを鳴らしています。音楽は無線を用いる市町で決めることができ、本町で使用している音楽は、他市町でもよく使用されている一般的な曲ですが、市町によっては地域性のある曲を放送しているところもあります。

今回、地区によっては屋外子局の放送により迷惑されているということですが、さきに述べましたように、設置の目的が防災用であり、情報を確実にお伝えするため、ある程度の音量は確保しなければなりません。ただ、音楽の変更は可能でありますし、明日22日開催の区長連絡会にも、朝・夕の放送時間を短いものに切り替えてもらいたいとの要望が出されておりますので、区長連絡会で皆さんの意見を伺いながら対応させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（板谷 信君） 11番、中田君。

○11番（中田隆幸君） それでは、順次、再質問をさせていただきたいと思いますが、先般、14日に僕の横におります鈴木議員から、この前、石油税のことを皆様にお諮りする中で、やはり、そういうことは議事録に残すべきだよと、こういうことを言われましたので、先に、これが私にとってはこの皆様と一緒にやる議会が最後になるかもしれませんので、今までの経過を少しここで話させていただきたいと、こう思っております。それこそ、町長から今回は9人の情報整備のことについて質問があったわけですが、太田議員と市川議員のときに、今までの経過を少し話してあります。これは、新町建設計画の中に、これは、それこそ市川議員が委員長さんでこれを進めてきた、これは事実でありまして、合併の中でやったことは、これはすばらしいなと私も思っております。ゆとりと安全、便利で暮らしやすいふるさとづくりというものの中に、光ファイバーを構築するという文面が入って、インターネットを町民や行政が積極的に利用できるような環境を整えると、これが新町建設計画の中にうたわれております。それを参考にいたしまして、これは皆様持つておると思いますが、第一次川根本町総合計画、これは2007年から2016年までのこの中に、88ページであります。この中に、高速容量通信網の整備、地上デジタル放送に対応して難聴地域の解消、携帯電話通話エリアの拡大、地域通信網の促進、行政情報化を進める。この中に、その下ですが、光ファイバー網を中心とした高速大容量の通信網の整備を促進すると、こういうことをうたってある中で、

杉山町長をはじめ今度の佐藤町長まで6年間、私も初めて議会に来てから6年目になるわけですが、行政としては、この計画にのっとってやったことだと私は思っております。

ですが、この問題にはいろいろな問題がございました。ビーム設計による設計の中で、年寄りに端末機をやって1カ月1,000円を取るといった問題が一番先にあったわけです。これは議員の皆様全員が御承知のことだと思います。それから、直してきました。これがその前に8月1日付でこれを全町に配っております。これはB. B調査隊という中で、本当によく調べてきてあるなど、こう思った中にも、やはり減価償却1億円というのが入っております。これは、それこそ、先ほどからずっとこの減価償却のことも言っておりますが、それこそ住民投票のときに益井代表に聞いたところ、あれは16億円を15年で割って、単純に1年が1億円だよと、こういう答えを聞いておりますが、その前に、こういうことが出ていたということは、これはどういう試算をしたのかというのは、ここで問いかけることはできませんので、また、皆さんで検討していただければありがたいと思います。それこそ、鈴木議員が、先ほど、中田さんはよく言っていますよ、これは月4,000円で、1年間やると4万8,000円だから、それが1,000軒入ると4,800万、こうなりますよと、こう言っています。これは、8月30日の全員協議会のときに当局の方から出されたことであります。これには、16億円を13億円にして、テレビ放映、今の地デジに放映するよということで書いてあります。これは、収益を今まではなかったわけですが、インターネット契約をすると月4,000円、12カ月で1軒4万8,000円、それを1,000軒見込みますと4,800万円、それに地デジ放送を500円、ちょっと高いと思ったんですが、500円を88軒ぐらいで見ますとそれが200万円、この計算になると。それが5,000万円だよと。

支出の方を見ますと、初期計画で7,000万円、改善して見込んで5,000万円と。これは8月30日に言ったことですので、皆さんも承知していることだと思いますが、これも変わってしまったと。これを結局白紙にして見直すということではありますが、ちなみに言っておきますが、うちの場合、私がADSLを使っております。これは、プロバイダーがウェブ静岡、これが1,344円、それで、NTTの回線使用料が3,630円、それにモデム使用料が322円、契約料が800円、月合計6,096円、年間7万3,152円、それが町でやった場合には4万8,000円と、こうなると、かなり安くなるという説明が、これが8月30日のことであります。これに、よく言いますけれども、光、例えば衛星ブロードバンド、これをやりますとパラボラアンテナが31万5,000円ぐらい。それに月々、2Mbps、それから1Mbpsで4,725円、それだけかかるわけです。これ、年間にしますと、5万6,700円かかると。これよりも安い、大容量でできるから、僕はこっちの方へ賛成したと、これが事実であります。

本当にこういった、皆さん言いますけれども、衛星でもこれはできます。できますが、使用料を考えますと、町で提案したこの4,000円というのは非常に魅力があったと。また、今、全国でやっている光で一番安いのが3,990円というのが東京でやっております。これに比べると少し高いですが、これはかなりの町民に対するいいことだなと私は思いましたが、そん

な中でこれが経過でございます。

そんな中で、こういうことがいろいろあったわけですが、そこで町長に先ほどから言っておりますが、衛星で使えないところ、使うとしてもお金はかかるわけですが、ADSLを使えないところ、これを今後どういうふうな形でやっていったらいいのかと、これは寸又の場合なんか特にです。ホームページもつくれない、見られない、これはお客さんが今ネットでホテルを予約しますと1割安くなります。泊まる料金が1割安くなる。こういった得ができないことは非常に残念だと思いますが、町長、このADSLの環境整備、こういったことはどのように考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 現在、ADSLを使えない地域が現にあるわけございまして、そういう地域の整備をどういうふうに進めていくかというお話でございますけれども、これについては、先ほども申し上げましたように、全体をこれから考えていかなければならんわけですが、それに優先して考えていくというようなことも先ほど申し上げておりますので、どういう整備がいいのか、私自身十分わかってない部分もございまして、検討を進めていきたいというふうに思っております。

○議長（板谷 信君） 11番、中田君。

○11番（中田隆幸君） それこそ、よく私はプロですよと言いますが、私も建築の方ではプロでございます。国家資格も持っております。どこの会社でもそうだと思いますが、普通の大工さんの場合には持っていなくても見積もりはできます。小さな仕事なら見積もできるわけでございますが、こういったお金のことをやる場合に、やはり、国家の免状を持った会社が見積りを出して、それに従ってくるのが当然だと思っております。これは、先ほど言ったビーム設計、ここはそういう設計の免許証は持っておるのかどうかお伺いしたい。

○議長（板谷 信君） 企画課長。

○企画課長（羽倉範行君） 当然ながら会社組織でやっておりますものですから、当然、資格を持っておると思っております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 11番、中田君。

○11番（中田隆幸君） これは電気通信主任技術者というのが欲しいわけございまして、ここによって公のものをやるにはこういう設計が欲しいと、これはどこでも言っているところでございますので、やはり、こういった大きなところで試算した金額がやはり町民に知らせるべきことが僕は当然だと思うんです。今からもやるのに、やはり白紙にしても、ビーム設計ばかりじゃなくて、やはりこういう免許証を持った人のことを町民は信用するのだと私は思いますので、やはりこういうことを一番先にやっていただきたい。これはどう思いますか。

○議長（板谷 信君） 行政、回答をお願いします。副町長。

○副町長（小坂泰夫君） 町の行う事業については、当然、建設であれそういう設計の委託であれ、これは当然ながら指名委員会というものを經由をしましてまいります。これは事業課がそれぞれの資格技術者等を既にそういう企画のものを持った中を、当然、資料として出して、その中においてどういう選択をするか、例えば、補助事業であれば基本的には5業者以上を選定するとか、そういうものもありますし、例えば、簡易な部分といいますか、可能なものにあってはなるべく町内でできる業者であれば町内で行うと、そういう選定を行う。また、それができないということであれば、そのエリアをなるべく近くに持って確実に行うところを選定すると、これが指名委員会でありますので、指名委員会を経てきているということは、そういう条件はクリアしているというふうにお考えいただきたいと思います。

○議長（板谷 信君） 11番、中田君。

○11番（中田隆幸君） それこそ、違った意味での町民が知るところがあった場合に、これ、大変なことになるものですから、やはり、そういう免許証の提示とかそういうのはさせながらやらないと、何か違ったところが出てくるとそれが本物になってしまいます。こういうのがあり得る場合がありますので、やはりそういうことを、こういう文書を出すには、そういう人が出していたかかないと、概算の見積りだ、これだけではなくて、今から工事をやる、お願いするには、やはり石橋たたいて渡るといようなことをやっていただきたいと、こう思います。

それでは、2番目の方へ移らせていただきますが、これは同報ですが、非常に同報の音楽がやかましいと、これは前から再三言ったわけですが、この音量を測ったことがあるかどうかをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（板谷 信君） 総務課長。

○総務課長（柴田光章君） しっかり確認はしておりませんが、測ったことはないんじゃないかと思いますがということで失礼します。

○議長（板谷 信君） 11番、中田君。

○11番（中田隆幸君） 先ほど町長が答弁で言われましたけれども、時間が長い。朝と晩のが長過ぎて、お昼はチャイムだから短い。先ほども聞いたら、ここのチャイムがちょうど30秒。朝やるのは1分間。それに隣で、あれが鳴ると犬が鳴いて余計やかましいと、こういう人もおります。それで、お願いしたいというよりも、これは調整できるのかできないのか、ちょっとお伺いしたい。

○議長（板谷 信君） 総務課長。

○総務課長（柴田光章君） 先ほど、町長の答弁でもありましたように、ある程度の音量で皆さんにお知らせすると、そういう大きな目的がありますので、そういった意味では、どの程度の音量が確保できるかといったような伝搬調査をしっかりとしないと、こういった音量まで絞れるか、それから、こういった方向にスピーカーを向けるとかそういったことが必要になると思いますので、そういったことも専門の業者の方の技術の確認を得た上で音量調整とか

方向性の変更とか、そういった対処が必要になるのではないかと考えております。

○議長（板谷 信君） 11番、中田君。

○11番（中田隆幸君） 先ほども言ったとおりですが、このメンバーの中で帰ってこれるかどうかわからない人間がたくさんおるわけですので、そこで、きょうお願いしておるのは、確実にやるよと、そういう言葉を聞いておかないと、幾ら首洗っても首が飛んでしまっは聞くことができませんので、ひとつそこらへんをちゃんと教えておいていただきたいと思います。

○議長（板谷 信君） ということです。総務課長。

○総務課長（柴田光章君） 先ほどの町長の答弁の中にもありましたように、区長連絡会議の方でもそういった議案が提案されているということでございますので、業者を入れて対処するという御理解いただきたいと思います。

○議長（板谷 信君） 11番、中田君。

○11番（中田隆幸君） 再三いろいろ要望したり、こういう発言をさせていただきましたけれども、これが最後になると寂しいなど、こう思う中で、時間も来ておりますので、私は長くやることではなくて、やはりこの情報格差、これは原田議員も言っております。前の申請した益井さんも言っております。この町にはどうしても欠かせない大きな事業だと思えますが、やはり行政の細かく皆さんに町民にお知らせすること、そういうことを大切にしながらやらないと、本当に教育、また、医療、全体に谷間になってしまう。これは先ほど町長が12月8日のことを、徳島県のことを言いましたけれども、うちの町にもございます。私がやっているのは設計ですので、CADというのを使いますとかなりの容量でないと送れません。今はうちもADSLでやっておりますが、やはり送れないときがある、固まるっていうんですかね、そういうときがあると。うちのところに山本さんという方が東京から戻ってきて設計をやったけれども間に合わない。これ、ADSLで近いですよ。それこそ5km以内よりも4km以内に入る、そこに住んでいたんですが引き上げて静岡へ行きました。これは、ブロードバンドの検討委員会のときにそのお話もしております。

また、うちの町の近所に、僕の地区ですが、70幾つのお母さんがいまして、東京から毎日ここのスイッチを押すだよと言われてパソコンをつけると、そこにテレビカメラがついていて、お母さんきょうは元気だね、朝日岳が見えるから雨が降っていないねと、こういう情報を東京で見ている。これがもっと早くなるのが光であります。別に今白紙に戻したことなので強く言うわけではございませんが、こういった事例もあります。

また、三重県の廃校、小学校跡地を使ってクロネコヤマトが名古屋の配送管理をしている。これも光でやっております。

こういったことがこの地区でできる可能性がある。そういうことは夢ではなくて、これが現実としてできるのですから、それこそここで全部白紙撤回にするんじゃなくて、白紙に戻して検討して、町民からもそういう方を選んで、やはり考えていく必要があると思うことを

お願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（板谷 信君） これで、中田君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。



◎日程第2 農業委員会委員の推薦について

○議長（板谷 信君） 日程第2、農業委員会委員の推薦についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、中野暉君と小藪侃一郎君の退場を求めます。

（中野暉君及び小藪侃一郎君退場）

○議長（板谷 信君） お諮りします。

議会推進の農業委員会委員は2人とし、中野暉君及び小藪侃一郎君、以上の方を推薦したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、議会推薦の農業委員会委員は2人とし、中野暉君及び小藪侃一郎君を推薦することに決定しました。

中野暉君と小藪侃一郎君の入場を許可します。

（中野暉君及び小藪侃一郎君入場）



◎閉 会

○議長（板谷 信君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これをもちまして平成23年第4回川根本町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午後 5時26分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成23年12月21日

議 長 板 谷 信

署 名 議 員 森 照 信

署 名 議 員 中 澤 智 義

署 名 議 員 市 川 昌 美